

1. 件名（情報）・題名

令和5年八千代市議会第1回定例会

2. 内容（目的・日時・場所・特徴など）**(1) 会期（35日間）**

2月17日（金）	開 会
2月24日（金）	一般質問
2月27日（月）	一般質問
2月28日（火）	一般質問・質疑
3月 2日（木）	常任委員会（総務・文教経済）
3月 3日（金）	常任委員会（福祉・都市）
3月 6日（月）	予算審査特別委員会
3月 7日（火）	予算審査特別委員会
3月 8日（水）	予算審査特別委員会
3月 9日（木）	予算審査特別委員会
3月23日（木）	総括審議

(2) 提出予定案件

・ 条例の一部改正案	10 件
・ 補正予算案	5 件
・ 予算案	7 件
計	22 件

3. 添付資料（要綱・名簿・写真等）

- ・ 付議すべき事件
- ・ 議案書
- ・ 令和4年度八千代市補正予算（案）の概要
- ・ 令和5年度八千代市予算（案）概要
- ・ 令和5年度八千代市予算（案）の概要

4. 問い合わせ先（住所・電話・担当課等）

- | | |
|----------|-------------------|
| 八千代市役所 | 住所：八千代市大和田新田312-5 |
| ・ 総務部総務課 | 電話：047-421-6711 |
| ・ 財務部財政課 | 電話：047-487-5112 |

付 議 す べ き 事 件

(議案)

議案第 1 号 八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 2 号 八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 3 号 八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について

市立第二まつわ団地の用途を廃止するため、条例を改正いたしたい。

議案第 4 号 八千代市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 5 号 八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 6 号 八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 7 号 八千代市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市立高津南保育園の位置を変更するため、条例を改正
いたしたい。

議案第 8 号 八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部
改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 9 号 八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例及
び八千代市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

こども家庭庁の設置による児童福祉法等の一部改正に伴い、
条例を改正いたしたい。

議案第 10 号 八千代市立郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

博物館法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 11 号 令和 4 年度八千代市一般会計補正予算（第 13 号）

補正額 $\Delta 7,655$ 万 円

補正後の額 726 億 23 万 3 千円

議案第 12 号 令和 4 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3
号）

補正額 2 億 451 万 6 千円

補正後の額 166 億 1,062 万 3 千円

議案第13号 令和4年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
補正額 $\Delta 1, 248$ 万7千円
補正後の額 144億3,788万2千円

議案第14号 令和4年度八千代市水道事業会計補正予算(第6号)
資本的収入の補正額 $\Delta 6, 994$ 万7千円
補正後の額 27億4,639万1千円
資本的支出の補正額 $\Delta 1$ 億3,989万4千円
補正後の額 55億2,388万9千円

議案第15号 令和4年度八千代市公共下水道事業会計補正予算(第3号)
収益的収入の補正額 $\Delta 4, 193$ 万6千円
補正後の額 37億8,221万 円
収益的支出の補正額 1,029万2千円
補正後の額 37億 393万7千円
資本的収入の補正額 $\Delta 6, 990$ 万 円
補正後の額 15億3,385万4千円
資本的支出の補正額 $\Delta 6, 994$ 万7千円
補正後の額 24億 667万6千円

議案第16号 令和5年度八千代市一般会計予算
歳入歳出予算総額 648億9,600万 円

議案第17号 令和5年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算
歳入歳出予算総額 164億9,094万9千円

議案第18号 令和5年度八千代市介護保険事業特別会計予算
歳入歳出予算総額 147億9,088万2千円

議案第19号 令和5年度八千代市墓地事業特別会計予算
歳入歳出予算総額 6,784万7千円

議案第 20 号 令和 5 年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算
歳入歳出予算総額 29 億 9,518 万 1 千円

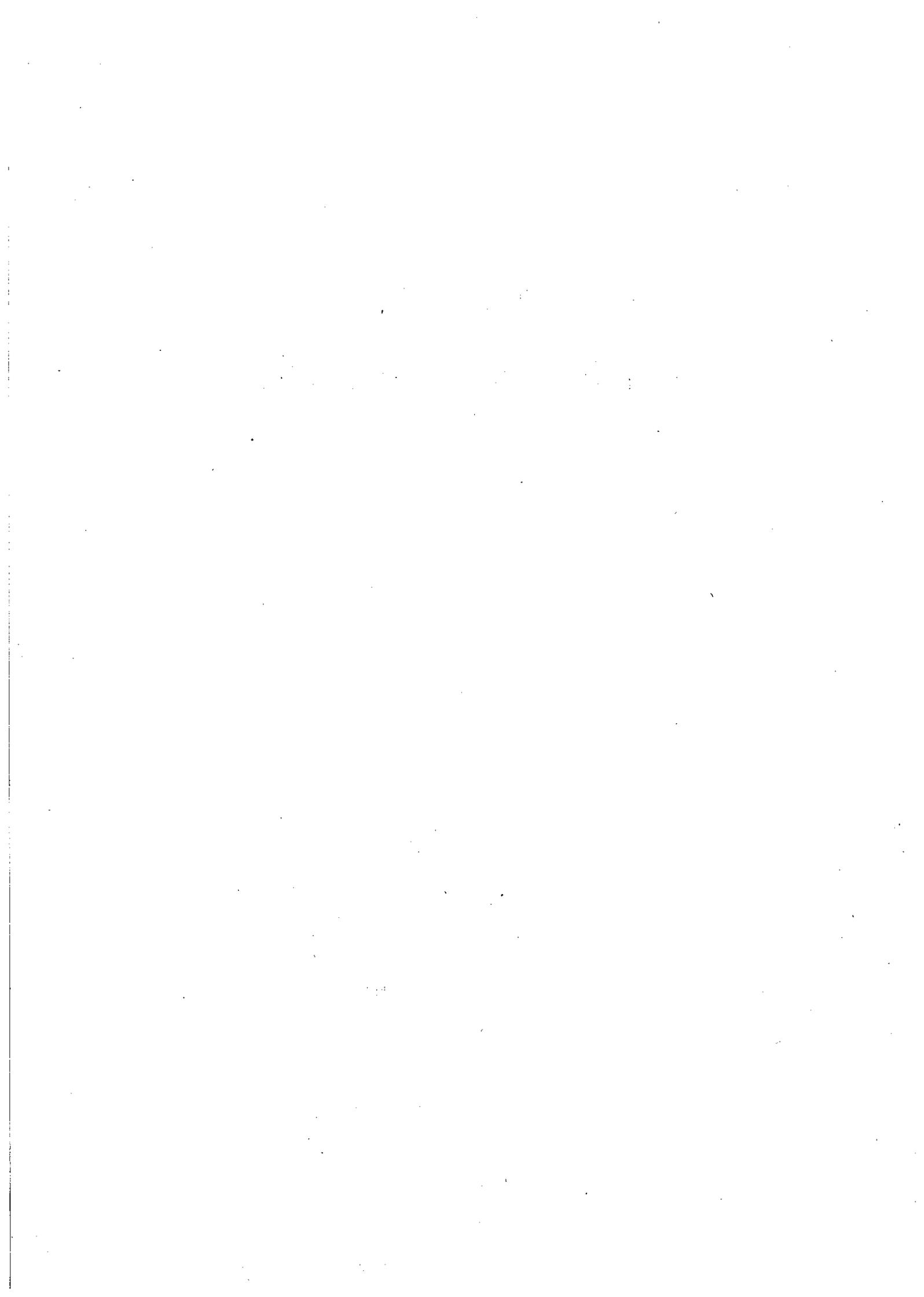
議案第 21 号 令和 5 年度八千代市水道事業会計予算
収益の収入 46 億 5,937 万 9 千円
収益の支出 44 億 5,232 万 7 千円
資本の収入 14 億 2,937 万 4 千円
資本の支出 30 億 1,453 万 5 千円

議案第 22 号 令和 5 年度八千代市公共下水道事業会計予算
収益の収入 38 億 4,207 万 9 千円
収益の支出 37 億 6,080 万 8 千円
資本の収入 3 億 5,314 万 2 千円
資本の支出 12 億 4,799 万 1 千円

令和5年第1回

八千代市議会定例会議案

八千代市



目 次

議案第1号	八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第2号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定につい て	7 頁
議案第3号	八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制 定について	25 頁
議案第4号	八千代市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	27 頁
議案第5号	八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の 制定について	29 頁
議案第6号	八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	31 頁
議案第7号	八千代市保育園条例の一部を改正する条例の制定につい て	35 頁
議案第8号	八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て	37 頁
議案第9号	八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する 条例及び八千代市子ども・子育て会議条例の一部を改正 する条例の制定について	41 頁
議案第10号	八千代市立郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	43 頁
議案第11号	令和4年度八千代市一般会計補正予算（第13号）	45 頁
議案第12号	令和4年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第3号）	45 頁
議案第13号	令和4年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 5号）	45 頁
議案第14号	令和4年度八千代市水道事業会計補正予算（第6号）	45 頁

議案第15号	令和4年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	45頁
議案第16号	令和5年度八千代市一般会計予算	45頁
議案第17号	令和5年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算	46頁
議案第18号	令和5年度八千代市介護保険事業特別会計予算	46頁
議案第19号	令和5年度八千代市墓地事業特別会計予算	46頁
議案第20号	令和5年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算	46頁
議案第21号	令和5年度八千代市水道事業会計予算	46頁
議案第22号	令和5年度八千代市公共下水道事業会計予算	46頁

議案第1号

八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月17日提出

八千代市長 服部友則

八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八千代市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条第1項)

会計年度任用職員給料表

(単位:円)

号	1級	2級	3級
1	150,100	198,500	234,400
2	151,200	200,300	236,000
3	152,400	202,100	237,500
4	153,500	203,900	239,000
5	154,600	205,400	240,300
6	155,700	207,200	241,900
7	156,800	209,000	243,400
8	157,900	210,800	244,900
9	158,900	212,400	246,000
10	160,300	214,200	247,500
11	161,600	216,000	249,000
12	162,900	217,800	250,300
13	164,100	219,200	251,800
14	165,600	221,000	253,000
15	167,100	222,700	254,300
16	168,700	224,500	255,500
17	169,800	226,100	256,800
18	171,200	227,800	258,200
19	172,600	229,400	259,600
20	174,000	230,900	261,100
21	175,300	232,200	262,700
22	177,800	233,800	264,400
23	180,300	235,400	266,000
24	182,800	236,900	267,600
25	185,200	237,900	269,400

26	186,900	239,400	271,200
27	188,500	240,700	272,900
28	190,200	241,900	274,600
29	191,700	243,100	276,200
30	193,400	244,100	277,900
31	195,200	245,100	279,700
32	196,900	246,100	281,200
33	198,500	247,200	282,400
34	199,900	248,100	284,100
35	201,400	249,000	285,700
36	202,900	250,000	287,400
37	204,200	250,900	289,000
38	205,500	252,200	290,700
39	206,700	253,400	292,500
40	208,000	254,700	294,300
41	209,300	256,000	295,800
42	210,600	257,400	297,500
43	211,900	258,600	299,000
44	213,200	259,800	300,600
45	214,300	260,900	302,200
46	215,600	262,100	303,900
47	216,900	263,400	305,500
48	218,200	264,500	307,200
49	219,200	265,600	
50	220,300	266,600	
51	221,300	267,800	
52	222,300	268,900	
53	223,300	269,900	
54	224,200	270,900	

55	225,100	272,000	
56	226,000	273,100	
57	226,300	274,000	
58	227,100	275,000	
59	227,800	275,900	
60	228,500	277,000	
61	229,200	278,100	
62	230,000	279,100	
63	230,700	280,000	
64	231,300	281,000	
65	231,900	281,500	
66	232,500	282,400	
67	233,100	283,100	
68	233,800	284,000	
69	234,500	285,000	
70	235,100	285,800	
71	235,600	286,600	
72	236,300	287,400	
73	237,000	288,200	
74	237,600	288,700	
75	238,200	289,100	
76	238,700	289,600	
77	239,300	289,800	
78	240,000	290,100	
79	240,700	290,300	
80	241,200	290,700	
81	241,700	290,900	
82	242,300	291,100	
83	242,900	291,500	

84	243,400	291,800	
85	243,900	292,100	
86	244,500	292,400	
87	245,100	292,700	
88	245,600	293,100	
89	246,100	293,400	
90	246,600	293,800	
91	246,900	294,100	
92	247,300	294,500	
93	247,600	294,700	
94		294,900	
95		295,200	
96		295,600	
97		295,800	
98		296,100	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 2 号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 八千代市手数料条例（平成 1 2 年八千代市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 9 号の表建築基準法第 5 1 条ただし書（同法第 8 7 条第 2 項若しくは第 3 項又は同法第 8 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法第 5 2 条第 6 項第 3 号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	1 件につき 2 7, 0 0 0 円
---	--------------------	---------------------

第 2 条第 3 9 号の表建築基準法第 5 5 条第 2 項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法第 5 5 条第 3 項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	1 件につき 1 6 0, 0 0 0 円
---	------------------	-----------------------

第 2 条第 3 9 号の表建築基準法第 5 5 条第 3 項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査の項中「第 5 5 条第 3 項各号」を「第 5 5 条第 4 項各号」に、「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同表建築基準法第 5 7 条第 1 項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法第 5 8 条第 2 項の規定による建築物の高さ	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1 件につき 1 6 0, 0 0 0 円
-------------------------------	--------------------------	-----------------------

に関する特例の許可の申請に対する審査		
--------------------	--	--

第2条第39号の表建築基準法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の項及び建築基準法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例及び当該複数建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の項中「既存建築物を除く」を「建築等に係る建築物に限る」に改め、同表建築基準法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等認定申請手数料」に、「一敷地内建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表建築基準法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の項中「よる一敷地内認定建築物以外の」を「よる」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率の」を「公告認定対象区域内における建築物の各部分の高さ又は容積率の」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表建築基準法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可の申請に対する審査の項中「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可の」を「建築物の新築又は増築等の許可の」に、「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「公告許可対象区域内における建築物の新築又は増築等許可申請手数料」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同条第41号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の款を次のように改める。

低炭素建築物新築	認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物	一戸建ての住宅	1件につき 4,000円
		共同住宅等	1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

<p>物新築等計画認定申請手数料</p> <p>のエネルギー消費性能向上に関する法律（平成27年第53号）第15条第1項に定める建築物エネルギー消費性能又は製品の促進に関する法律第5条第1項に定める住宅性能評価（以下この表及び第43号の表において「登録省エネ等」という。）により都市炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げられたる場合</p>	<p>ギ性能関（年）に定める建築物エネルギー消費性能判定基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び第43号の表において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表及び第43号の表において同じ。）</p>	<p>(1) 300平方メートル未満のもの 9,000円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 44,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上のもの 80,000円</p>
	<p>非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び第43号の表において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表及び第43号の表において同じ。）</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 9,000円</p> <p>(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,000円</p> <p>(5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 126,000円</p> <p>(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(7) 25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p>
	<p>複合建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この表及び第43号の表において「非住宅部分」という。）</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 単位住戸の数が1である場合 4,000円</p> <p>(2) 前号以外の場合 次のアからエまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 9,000円</p> <p>イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>ウ 2,000平方メートル以</p>

	<p>及び同項に規定する住宅部分（以下この表及び第43号の表において「住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下この表及び第43号の表において同じ。）の住宅部分</p>	<p>上5,000平方メートル未満のもの 44,000円 エ 5,000平方メートル以上のもの 80,000円</p>
	<p>複合建築物の非住宅部分</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 9,000円 (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円 (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円 (4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,000円 (5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 126,000円 (6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円 (7) 25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p>
<p>認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネルギー判定機関等により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号</p>	<p>一戸建ての住宅</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの 次のア又はイに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 200平方メートル未満のもの 16,100円 イ 200平方メートル以上のもの 17,300円 (2) 省令第10条第2号イ(2)及び</p>

<p>に掲げる基準に適合しているものと認められたものの以外のものである場合</p>	<p>ロ(2)によるもの以外のもの 次のア又はイに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>イ 200平方メートル以上のもの 38,000円</p>
	<p>共同住宅等</p> <p>1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの 次のアからエまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 30,300円</p> <p>イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 52,600円</p> <p>ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,400円</p> <p>エ 5,000平方メートル以上のもの 144,400円</p> <p>(2) 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの以外のもの 次のアからエまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 68,000円</p> <p>イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 114,000円</p> <p>ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 195,000円</p> <p>エ 5,000平方メートル以上のもの 280,000円</p>
	<p>非住宅建築物(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの)</p> <p>1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 86,000円</p> <p>(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートル以上</p>

	<p>2,000平方メートル未満のもの 145,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 235,000円</p> <p>(5) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 308,000円</p> <p>(6) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>(7) 25,000平方メートル以上のもの 434,000円</p>
非住宅建築物（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの以外のもの）	<p>1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 227,000円</p> <p>(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 524,000円</p> <p>(5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円</p> <p>(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円</p> <p>(7) 25,000平方メートル以上のもの 871,000円</p>
複合建築物の住宅部分	<p>1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 単位住戸の数が1である場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 200平方メートル未満のもの 16,100円 (イ) 200平方メートル以上のもの 17,300円</p>

	<p>イ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの以外のもの 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上 のもの 38,000円</p> <p>(2) 前号以外の場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの 次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 30,300円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 52,600円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,400円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上のもの 144,400円</p> <p>イ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの以外のもの 次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 68,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 114,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 195,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上のもの 280,000円</p>
複合建築物の非住宅部分	1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

(1) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該アからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満のもの 86,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 308,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円

キ 25,000平方メートル以上のもの 434,000円

(2) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの以外のもの 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該アからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満のもの 227,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 524,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円

		0円 キ 25,000平方メートル 以上のもの 871,000 円
備考		
<p>1 複合建築物の建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、上表に定める複合建築物の住宅部分の額に、複合建築物の非住宅部分の額を加算した額とする。</p> <p>2 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の手数料の額は、上表又は備考1に定める額に、第36号の表建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額を加算した額とする。</p>		

第2条第41号の表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の部の備考1を次のように改める。

- 1 複合建築物の建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、上表に定める複合建築物の住宅部分の額に、複合建築物の非住宅部分の額を加算した額に2分の1を乗じて得た額とする。

第2条第43号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合判定に対する審査の部省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物の全部又は複合建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。）及び同項に規定する住宅部分（以下この表において「住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する用途に供する建築物（以下この表において「工場等」という。）の款中「省令第1条第1項第1号に規定する」及び「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。）及び同項に規定する住宅部分（以下この表において「住宅部分」という。）を有す

る建築物をいう。以下この表において同じ。)」を削り、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合(当該認定の申請に係る部分が誘導すべきエネルギー消費性能を有するものとして国土交通大臣が定める方法による場合を含む。)の款住宅部分の項を次のように改める。

住宅部分	一戸建ての住宅(複合建築物の住宅部分(単位住戸の数が1である場合に限る。))を含む。)	省令第10条第2号によるもの	1件につき 4,000円
	共同住宅等(複合建築物の住宅部分(単位住戸の数が1である場合を除く。))を含む。)		1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 300平方メートル未満のもの 9,000円 (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円 (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 44,000円 (4) 5,000平方メートル以上のもの 80,000円

第2条第43号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款住宅部分の項を次のように改める。

住宅部分	一戸建ての住宅(複合建築物の住宅部分(単位住戸の数が1である場合に限る。))	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)による	1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額
			(1) 200平方メートル未満のもの 16,100円 (2) 200平方メートル以上のもの

) を含む。)	もの	17,300円
	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの以外のもの	1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 200平方メートル未満のもの 34,000円 (2) 200平方メートル以上のもの 38,000円
	共同住宅等（複合建築物の住宅部分（単位住戸の数が1である場合を除く。）を含む。）	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの 1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 300平方メートル未満のもの 30,300円 (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 52,600円 (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,400円 (4) 5,000平方メートル以上のもの 144,400円
	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの以外のもの	1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 300平方メートル未満のもの 68,000円 (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 114,000円 (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 195,000円 (4) 5,000平方メートル以上のもの 280,000円

第2条第43号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の部複合建築物の款中「複合建築物」を「複合建築物の建築物全体」に改め、同部備考1及び同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の部備考1中「であって、住戸部分のみを認定の申請の対象とするものを除いたもの」を削り、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費

費性能に係る認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る建築物が、登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款住宅部分の項中「第1条第1項第2号イ(1)(i)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「第1条第1項第2号イ(1)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同条第46号の表宅地造成工事許可申請手数料の項中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この表において「旧法」という。）」に改め、同表宅地造成工事計画変更許可申請手数料の項中「宅地造成等規制法」を「旧法」に改める。

第2条 八千代市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第41号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の款認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表及び第43号の表において「登録省エネ判定機関等」という。）により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合の項一戸建ての住宅の目中「4,000円」を「4,300円」に改め、同項共同住宅等の目中「9,000円」を「8,600円」に、「20,000円」を「18,600円」に、「44,000円」を「41,500円」に、「80,000円」を「74,300円」に改め、同項非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び第43号の表において「省令

」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表及び第43号の表において同じ。)の目中「9,000円」を「8,600円」に、「16,000円」を「15,100円」に、「26,000円」を「24,700円」に、「80,000円」を「74,300円」に、「126,000円」を「117,700円」に、「160,000円」を「148,700円」に、「200,000円」を「185,900円」に改め、同項複合建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この表及び第43号の表において「非住宅部分」という。)及び同項に規定する住宅部分(以下この表及び第43号の表において「住宅部分」という。))を有する建築物をいう。以下この表及び第43号の表において同じ。)の住宅部分の目中「4,000円」を「4,300円」に、「9,000円」を「8,600円」に、「20,000円」を「18,600円」に、「44,000円」を「41,500円」に、「80,000円」を「74,300円」に改め、同項複合建築物の非住宅部分の目中「9,000円」を「8,600円」に、「16,000円」を「15,100円」に、「26,000円」を「24,700円」に、「80,000円」を「74,300円」に、「126,000円」を「117,700円」に、「160,000円」を「148,700円」に、「200,000円」を「185,900円」に改め、同款認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネ判定機関等により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の項一戸建ての住宅の目中「34,000円」を「31,600円」に、「38,000円」を「35,300円」に改め、同項共同住宅等の目中「68,000円」を「63,800円」に、「114,000円」を「106,600円」に、「195,000円」を「181,500円」に、「280,000円」を「260,200円」に改め、同項非住宅建築物(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの)の目中「86,000円」を「80,500円」に、「110,000円」を「102,500円」に、「145,000円」を「135,100円」に、「235,000円」を「218,700円」に、「308,00

0円」を「285,700円」に、「370,000円」を「343,300円」に、「434,000円」を「402,800円」に改め、同項非住宅建築物（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの以外のもの）の目中「227,000円」を「210,700円」に、「284,000円」を「264,000円」に、「367,000円」を「340,800円」に、「524,000円」を「486,400円」に、「646,000円」を「599,200円」に、「763,000円」を「708,300円」に、「871,000円」を「808,100円」に改め、同項複合建築物の住宅部分の目中「34,000円」を「31,600円」に、「38,000円」を「35,300円」に、「68,000円」を「63,800円」に、「114,000円」を「106,600円」に、「195,000円」を「181,500円」に、「280,000円」を「260,200円」に改め、同項複合建築物の非住宅部分の目中「86,000円」を「80,500円」に、「110,000円」を「102,500円」に、「145,000円」を「135,100円」に、「235,000円」を「218,700円」に、「308,000円」を「285,700円」に、「370,000円」を「343,300円」に、「434,000円」を「402,800円」に、「227,000円」を「210,700円」に、「284,000円」を「264,000円」に、「367,000円」を「340,800円」に、「524,000円」を「486,400円」に、「646,000円」を「599,200円」に、「763,000円」を「708,300円」に、「871,000円」を「808,100円」に改め、同条第43号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合判定に対する審査の部非住宅建築物の全部又は複合建築物の非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する用途に供する建築物（以下この表において「工場等」という。）の款省令第1条第1項第1号ロによるものの項中「25,000円」を「24,400円」に、「36,000円」を「34,700

円」に、「92,000円」を「88,000円」に、「139,000円」を「132,600円」に、「173,000円」を「164,800円」に、「214,000円」を「204,500円」に改め、同款省令第1条第1項第1号ロによるもの以外のものの項中「29,000円」を「28,500円」に、「41,000円」を「39,600円」に、「98,000円」を「94,200円」に、「146,000円」を「139,400円」に、「180,000円」を「172,200円」に、「223,000円」を「213,100円」に改め、同部工場等以外の建築物の款省令第1条第1項第1号ロによるものの項中「107,000円」を「102,500円」に、「141,000円」を「135,100円」に、「229,000円」を「218,700円」に、「299,000円」を「285,700円」に、「360,000円」を「343,300円」に、「422,000円」を「402,800円」に改め、同款省令第1条第1項第1号ロによるもの以外のものの項中「277,000円」を「264,000円」に、「357,000円」を「340,800円」に、「510,000円」を「486,400円」に、「629,000円」を「599,200円」に、「743,000円」を「708,300円」に、「848,000円」を「808,100円」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合（当該認定の申請に係る部分が誘導すべきエネルギー消費性能を有するものとして国土交通大臣が定める方法による場合を含む。）の款非住宅部分の項中「9,000円」を「8,600円」に、「16,000円」を「15,100円」に、「26,000円」を「24,700円」に、「80,000円」を「74,300円」に、「126,000円」を「117,700円」に、「160,000円」を「148,700円」に、「200,000円」を「185,900円」に改め、同款住宅部分の項中「4,000円」を「4,300円」に、「9,000円」を「8,

600円」に、「20,000円」を「18,600円」に、「44,000円」を「41,500円」に、「80,000円」を「74,300円」に改め、同部認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款非住宅部分の項省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)によるものの目中「227,000円」を「210,700円」に、「284,000円」を「264,000円」に、「367,000円」を「340,800円」に、「524,000円」を「486,400円」に、「646,000円」を「599,200円」に、「763,000円」を「708,300円」に、「871,000円」を「808,100円」に、同項省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるものの目中「86,000円」を「80,500円」に、「110,000円」を「102,500円」に、「145,000円」を「135,100円」に、「235,000円」を「218,700円」に、「308,000円」を「285,700円」に、「370,000円」を「343,300円」に、「434,000円」を「402,800円」に改め、同款住宅部分の項中「34,000円」を「31,600円」に、「38,000円」を「35,300円」に、「68,000円」を「63,800円」に、「114,000円」を「106,600円」に、「195,000円」を「181,500円」に、「280,000円」を「260,200円」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る建築物が、登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場合（当該認定の申請に係る部分が備えるべきエネルギー消費性能を有するものであることを確かめることができるものとして国土交通大臣が認める方法による場合を含む。）の款非住宅部分の項中「9,000円」を「8,600円」に、「16,000円」を「15,100円」に、「26,000円」を「24,700円」に、「80,000円」を「74,300円」

に、「126,000円」を「117,700円」に、「160,000円」を「148,700円」に、「200,000円」を「185,900円」に改め、同款住宅部分の項中「4,000円」を「4,300円」に、「9,000円」を「8,600円」に、「20,000円」を「18,600円」に、「44,000円」を「41,500円」に、「80,000円」を「74,300円」に改め、同部認定の申請に係る建築物が、登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款非住宅部分の項省令第1条第1項第1号イによるものの目中「227,000円」を「210,700円」に、「284,000円」を「264,000円」に、「367,000円」を「340,800円」に、「524,000円」を「486,400円」に、「646,000円」を「599,200円」に、「763,000円」を「708,300円」に、「871,000円」を「808,100円」に改め、同項省令第1条第1項第1号ロによるものの目中「86,000円」を「80,500円」に、「110,000円」を「102,500円」に、「145,000円」を「135,100円」に、「235,000円」を「218,700円」に、「308,000円」を「285,700円」に、「370,000円」を「343,300円」に、「434,000円」を「402,800円」に改め、同款住宅部分の項一戸建ての住宅の目中「34,000円」を「31,600円」に、「38,000円」を「35,300円」に、「17,000円」を「16,100円」に、「18,000円」を「17,300円」に改め、同項共同住宅等の目中「68,000円」を「63,800円」に、「114,000円」を「106,600円」に、「195,000円」を「181,500円」に、「280,000円」を「260,200円」に、「32,000円」を「30,300円」に、「56,000円」を「52,600円」に、「102,000円」を「95,400円」に、「155,000円」を「144,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和5年5月1日

(2) 第1条中第2条第46号の表の改正規定 令和5年5月26日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の第2条第41号及び第43号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の八千代市手数料条例の規定は、第1項第1号に定める日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第3号

八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月17日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例
八千代市市営住宅等管理条例（平成9年八千代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

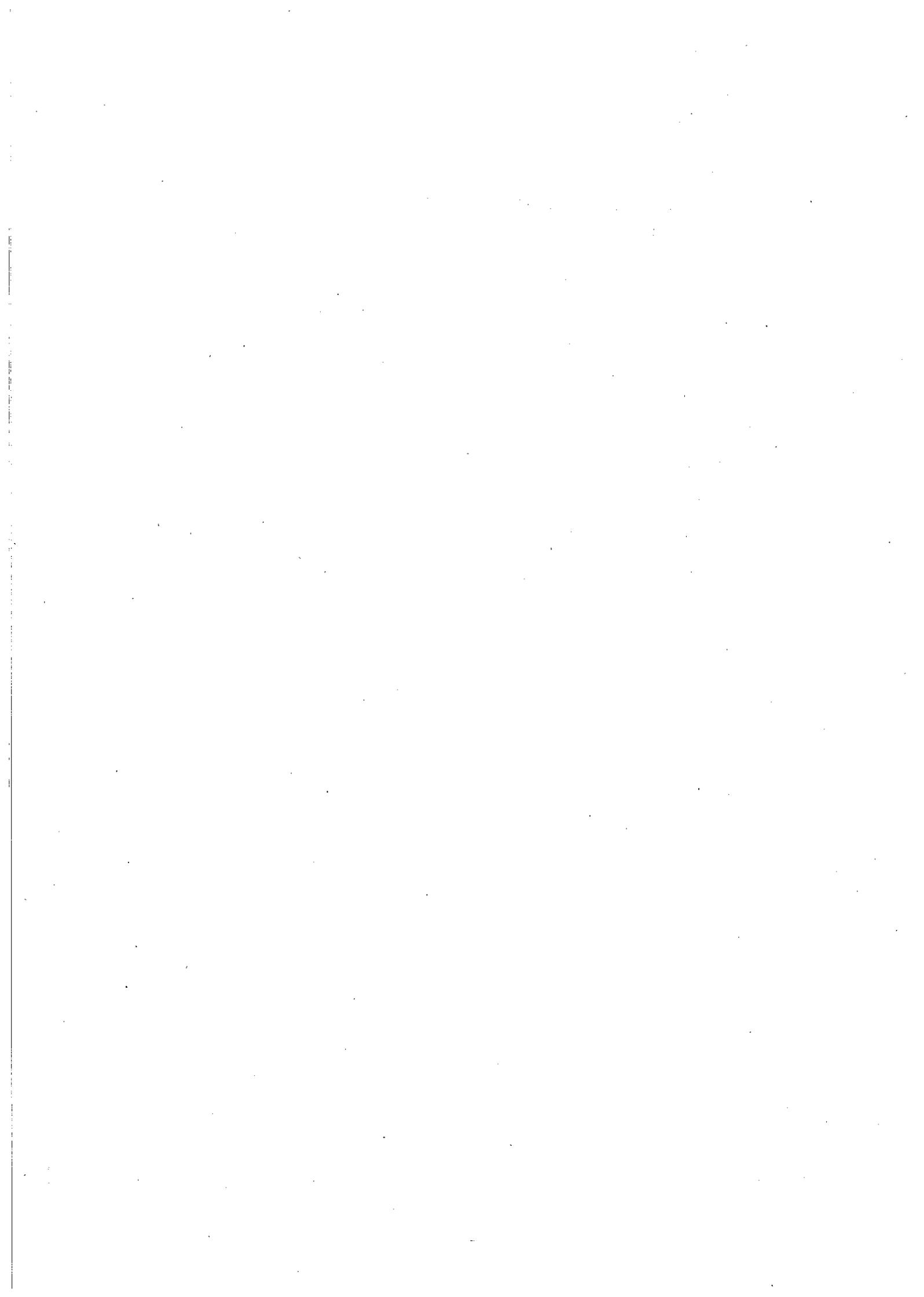
別表八千代市市立第二まつわ団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市立第二まつわ団地の用途を廃止するため、条例を改正いたしたい。



議案第 4 号

八千代市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市印鑑条例の一部を改正する条例

第 1 条 八千代市印鑑条例（昭和 6 2 年八千代市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 3 項中「第 1 項の規定」を「第 1 項及び前項の規定」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、登録者は、自ら申請する場合であつて、第 4 条第 3 項第 1 号に規定する書類の提示によりその者が本人であることを市長が確認したときは、当該申請について市長が不相当であると認めた場合を除き、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第 2 条 八千代市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 4 項中「平成 1 4 年法律第 1 5 3 号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。）又は公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 7 項の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）第 4 9 条の規定の施行の日又は令和 5 年 4 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 5 号

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年八千代市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条を次のように改める。

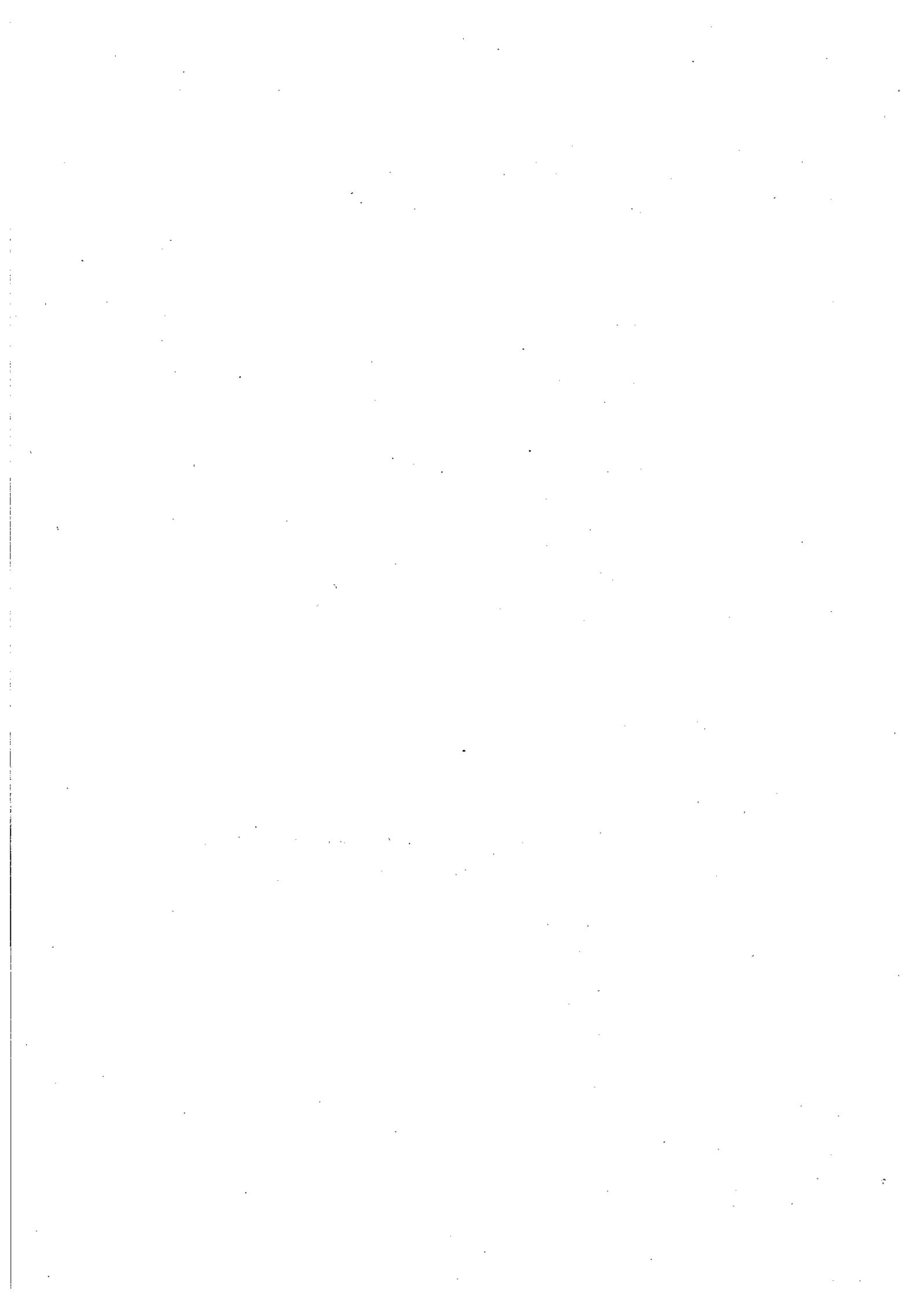
第 2 7 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 6 号

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日 提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年八千代市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

- 第 8 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。
 - 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
 - 4 家庭的保育事業者等は、定期的 to 安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を、「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

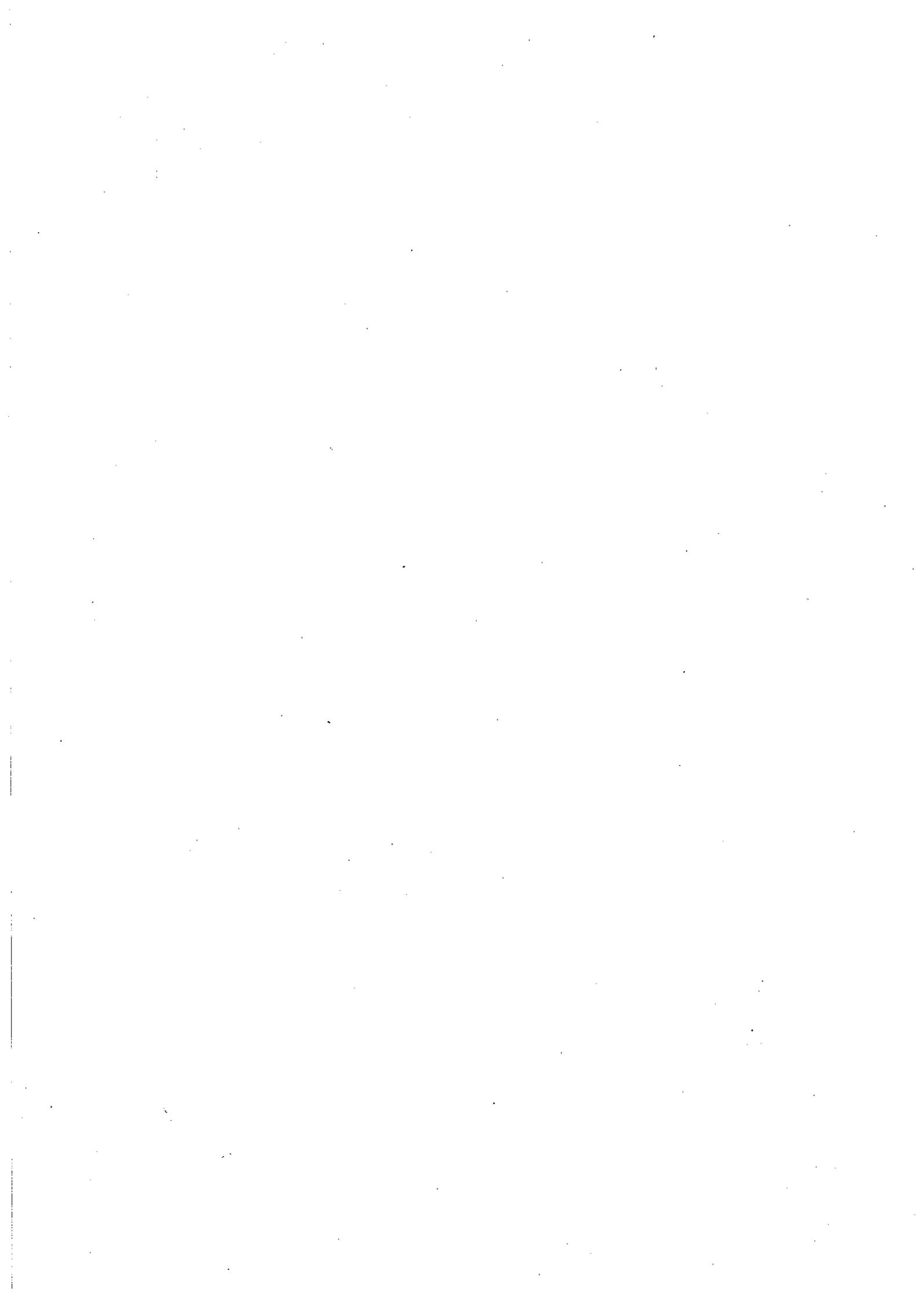
(経過措置)

2 改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備える

こと及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 7 号

八千代市保育園条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市保育園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市保育園条例の一部を改正する条例

八千代市保育園条例（昭和 3 9 年八千代市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

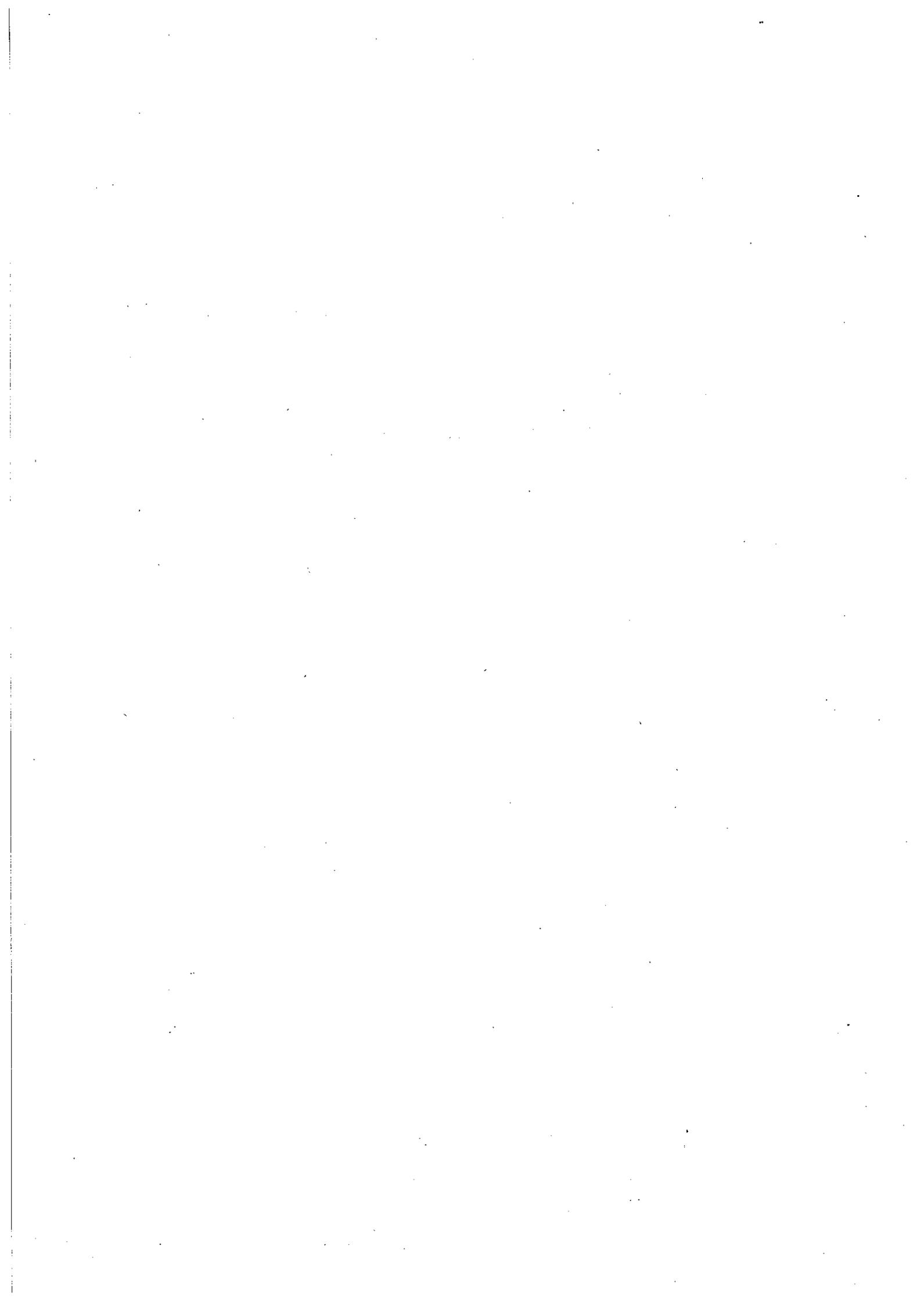
別表第 1 八千代市立高津南保育園の項中「八千代市高津 3 9 0 番地 2 7 8」を「八千代市高津 3 9 0 番地 2 7 7」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

八千代市立高津南保育園の位置を変更するため、条例を改正いたしたい。



議案第 8 号

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年八千代市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 7 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、
放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の
安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課
後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、
職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する
事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、
当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知すると
ともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連
携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について
周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に
応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

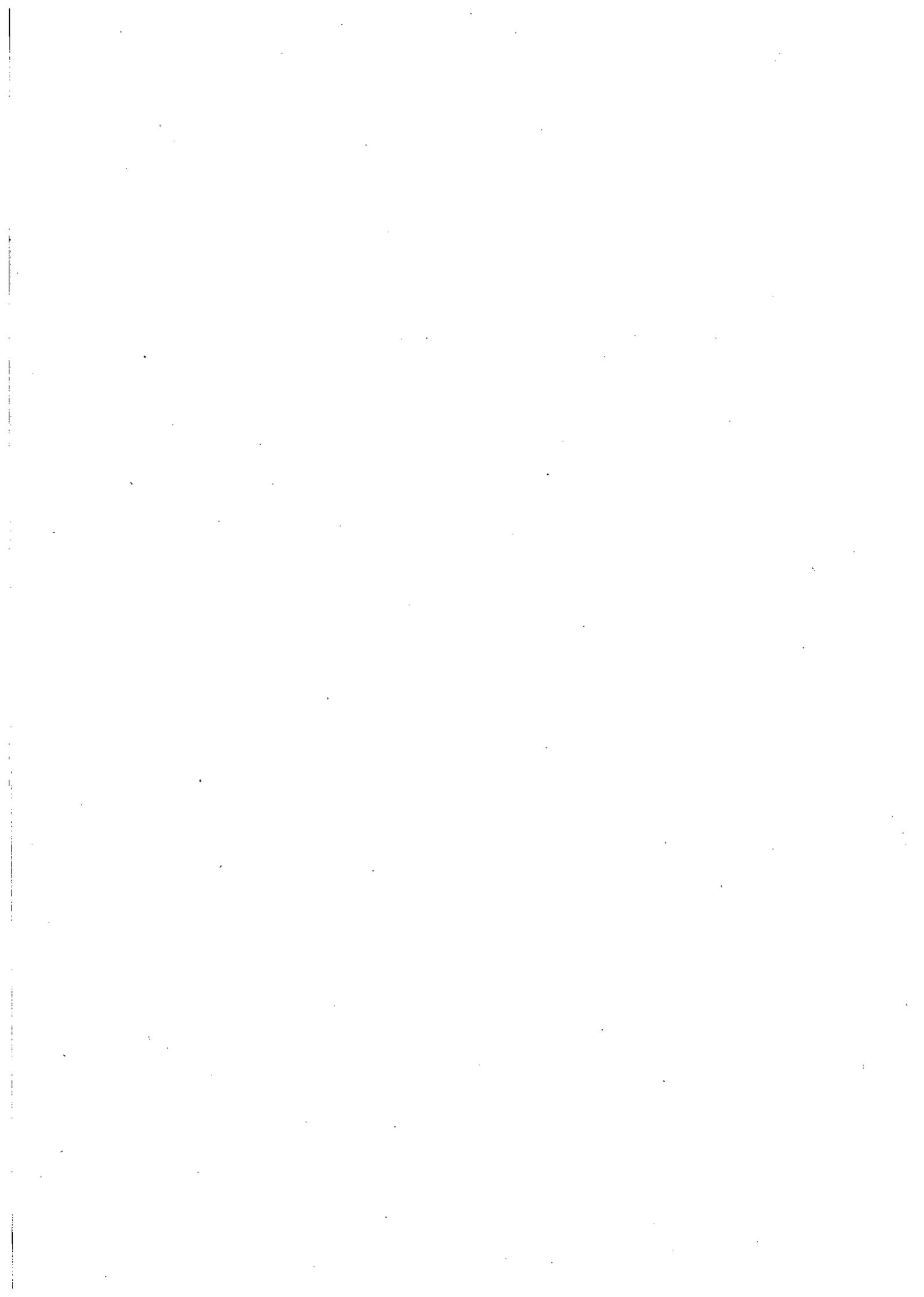
1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第9号

八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び八千代市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び八千代市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月17日提出

八千代市長 服部友則

八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び八千代市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
(八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例(平成7年八千代市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第2号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「第21条の5の28第2項」を「第21条の5の29第2項」に改める。

(八千代市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 八千代市子ども・子育て会議条例(平成25年八千代市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

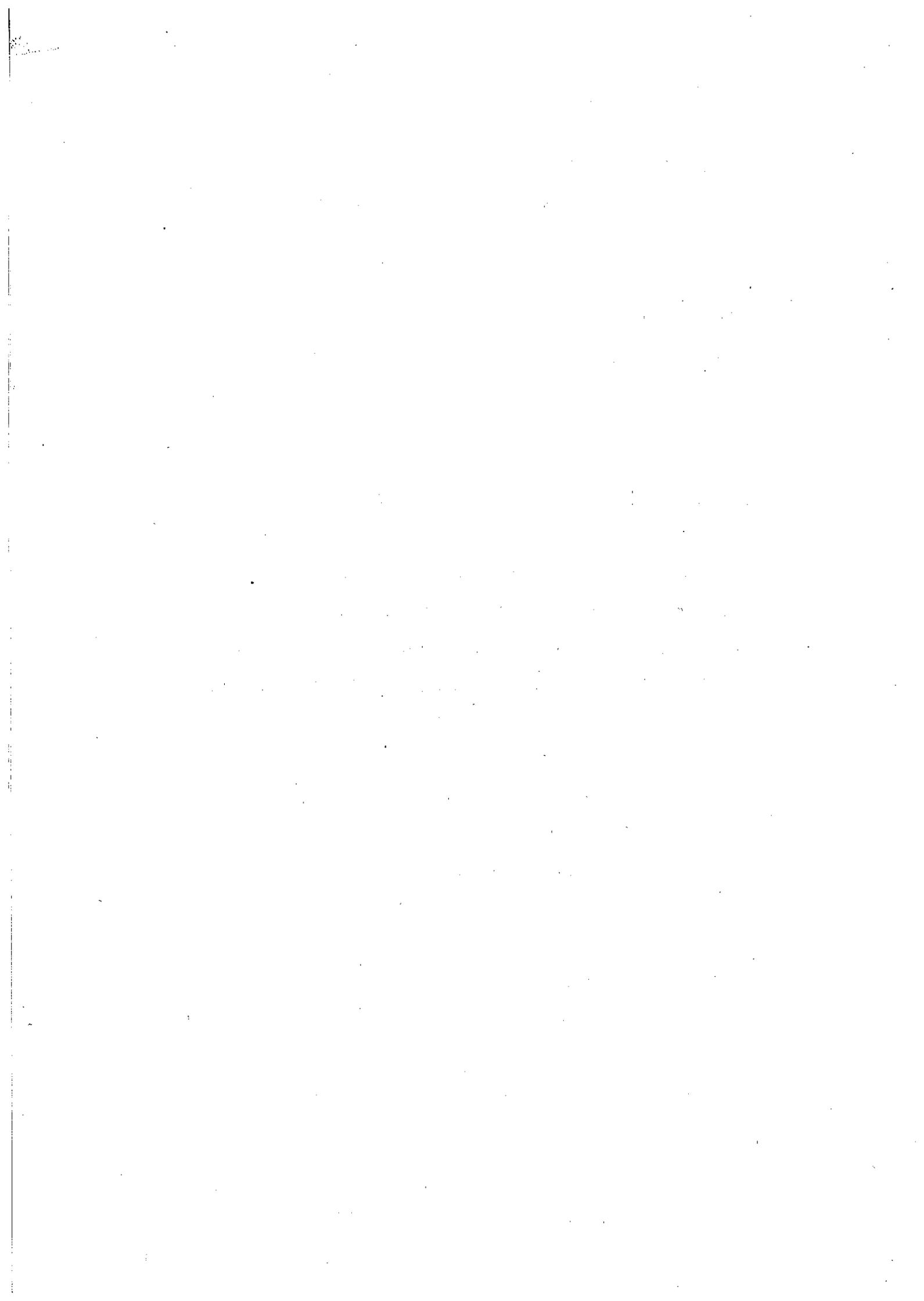
第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

こども家庭庁の設置による児童福祉法等の一部改正に伴い、条例を改正したい。



議案第10号

八千代市立郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市立郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月17日提出

八千代市長 服部友則

八千代市立郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八千代市立郷土博物館の設置及び管理に関する条例（平成12年八千代市条例第6号）の一部を次のように改正する。

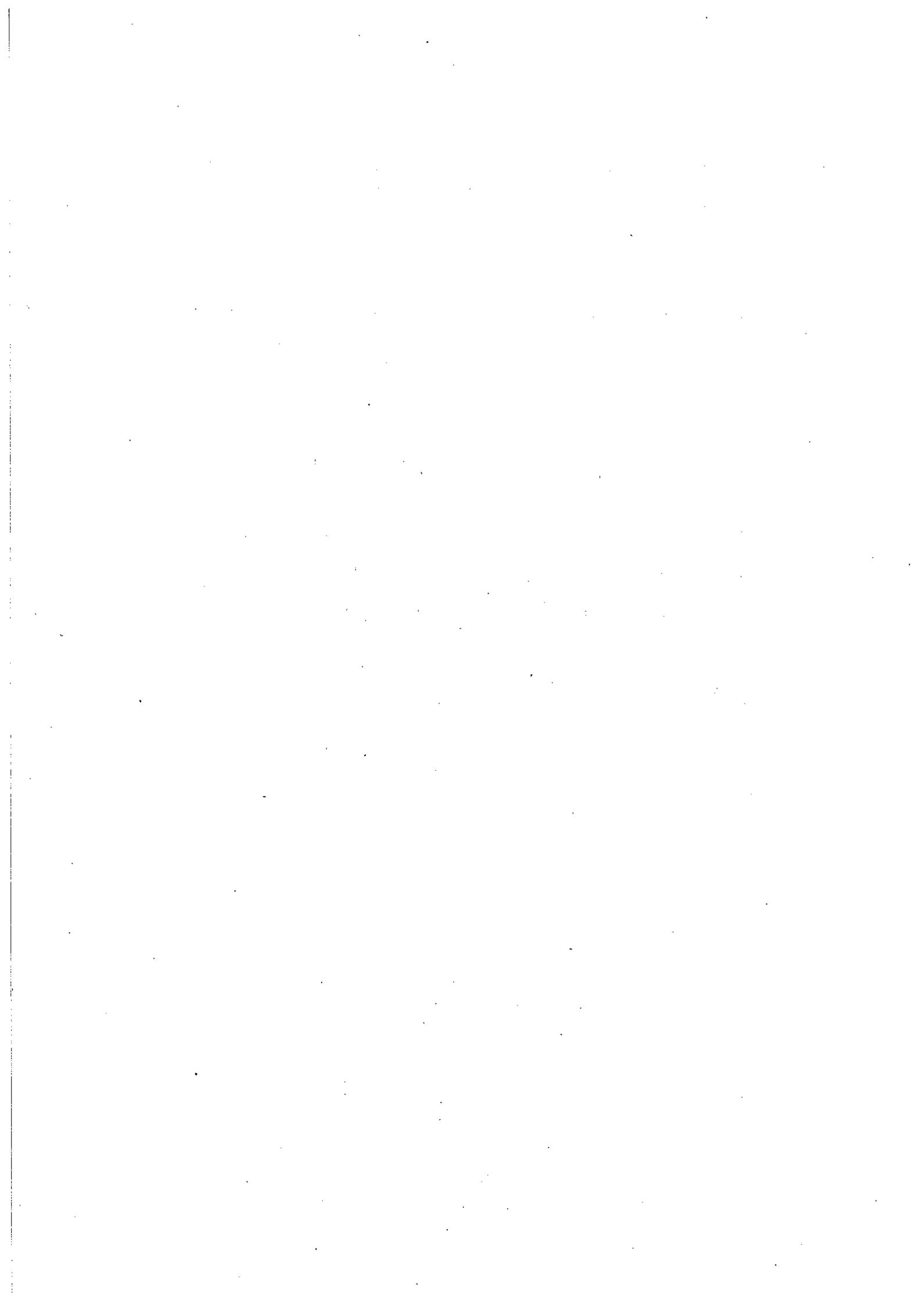
第8条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

博物館法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 1 1 号 令和 4 年度八千代市一般会計補正予算 (第 1 3 号)

議案第 1 2 号 令和 4 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 1 3 号 令和 4 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)

議案第 1 4 号 令和 4 年度八千代市水道事業会計補正予算 (第 6 号)

議案第 1 5 号 令和 4 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

議案第 1 6 号 令和 5 年度八千代市一般会計予算

議案第 17 号 令和 5 年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 18 号 令和 5 年度八千代市介護保険事業特別会計予算

議案第 19 号 令和 5 年度八千代市墓地事業特別会計予算

議案第 20 号 令和 5 年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 21 号 令和 5 年度八千代市水道事業会計予算

議案第 22 号 令和 5 年度八千代市公共下水道事業会計予算

令和4年度八千代市補正予算(案)の概要

○予算規模

(単位:千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議案第11号	一般会計補正予算(第13号)	72,676,783	△76,550	72,600,233
議案第12号	国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	16,406,107	204,516	16,610,623
議案第13号	介護保険事業特別会計補正予算(第5号)	14,450,369	△12,487	14,437,882
	墓地事業特別会計	43,099	-	43,099
	後期高齢者医療特別会計	2,959,133	-	2,959,133
計		106,535,491	115,479	106,650,970

※令和5年3月

○一般会計 款別総括表

歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 市税	29,878,716	491,483	30,370,199
2 地方譲与税	388,462		388,462
3 利子割交付金	16,000		16,000
4 配当割交付金	159,000		159,000
5 株式等譲渡所得割交付金	129,000		129,000
6 法人事業税交付金	314,000		314,000
7 地方消費税交付金	4,484,000		4,484,000
8 ゴルフ場利用税交付金	51,000		51,000
9 環境性能割交付金	68,000		68,000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	393,187	17,983	411,170
11 地方特例交付金	306,128	5,551	311,679
12 地方交付税	2,325,228	382,543	2,707,771
13 交通安全対策特別交付金	18,000		18,000
14 分担金及び負担金	566,410		566,410
15 使用料及び手数料	1,528,022	△26,278	1,501,744
16 国庫支出金	16,359,943	△212,220	16,147,723
17 県支出金	5,257,542	△180,705	5,076,837
18 財産収入	35,371	25,525	60,896
19 寄附金	159,400	500	159,900
20 繰入金	2,786,129	△191,459	2,594,670
21 繰越金	1,498,242		1,498,242
22 諸収入	2,804,772	△154,873	2,649,899
23 市債	3,150,230	△234,600	2,915,630
24 自動車取得税交付金	1		1
計	72,676,783	△76,550	72,600,233

歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 議会費	403,661		403,661
2 総務費	8,687,664	△56,582	8,631,082
3 民生費	30,727,498	△404,265	30,323,233
4 衛生費	8,049,490	△158,728	7,890,762
5 労働費	12,303		12,303
6 農林水産業費	445,458	△28,371	417,087
7 商工費	1,303,306	△203,195	1,100,111
8 土木費	3,659,728	△162,176	3,497,552
9 消防費	2,188,909	△3,947	2,184,962
10 教育費	10,433,971	△38,286	10,395,685
11 公債費	5,781,873		5,781,873
12 諸支出金	882,922	979,000	1,861,922
13 予備費	100,000		100,000
計	72,676,783	△76,550	72,600,233

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
市税	市民税個人現年課税分	給与所得及び営業所得の増加等に伴う個人現年課税分の増額	12,992,363	406,052	13,398,415	市民税課
	市民税法人現年課税分	企業収益の減少等に伴う法人現年課税分の減額	1,456,923	△79,205	1,377,718	市民税課
	固定資産税現年課税分	企業設備投資による償却資産の増加等に伴う固定資産税現年課税分の増額	11,313,963	154,984	11,468,947	資産税課
	都市計画税現年課税分	大規模家屋の増加等に伴う都市計画税現年課税分の増額	2,359,312	9,652	2,368,964	資産税課
国有提供施設等所在市町村助成交付金	国有提供施設等所在市町村助成交付金	交付額の確定に伴う国有提供施設等所在市町村助成交付金の増額	393,187	17,983	411,170	資産税課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
地方特例交付金	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	【新規】 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の追加	0	5,551	5,551	財政課
地方交付税	普通交付税	交付税再算定による交付額確定に伴う増額	2,245,228	382,543	2,627,771	財政課
使用料及び手数料	行政財産使用料	市営ほしば団地用地に係る行政財産使用料の追加	346	722	1,068	健康福祉課
	総合生涯学習プラザ使用料	利用者数の減少に伴う総合生涯学習プラザ使用料の減額	57,372	△15,000	42,372	生涯学習振興課
	文化施設使用料	利用者数の減少に伴う文化施設使用料の減額	59,385	△12,000	47,385	文化・スポーツ課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	子どものための教育・保育給付費負担金	民間保育園運営事業に係る施設型給付費の増加に伴う国庫負担金の増額	2,104,691	9,444	2,114,135	子ども保育課
	子育てのための施設等利用給付交付金	施設等利用給付費等補助対象経費の減少に伴う国庫負担金の減額	297,679	△27,500	270,179	子ども保育課
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫補助金の減額	1,181,256	△73,039	1,108,217	企画経営課外8部署
	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業に係る国庫補助金の減額	30,324	△7,194	23,130	長寿支援課
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費補助金	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費に係る国庫補助金の減額	13,300	△4,020	9,280	健康福祉課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	保育対策総合支援事業費補助金	小規模保育事業所施設整備補助金に係る国庫補助金の減額	163,331	△18,494	144,837	子育て支援課
	保育対策総合支援事業費補助金	【新規】送迎用バスへの置き去り防止対策支援事業費補助金に係る国庫補助金の追加	11,014	400	11,414	子ども保育課
	子ども・子育て支援交付金	保育園運営費補助金, 児童一時預かり支援事業費等補助対象経費の減少に伴う国庫補助金の減額	226,123	△11,093	215,030	子ども保育課
	出産・子育て応援交付金	出産・子育て応援事業に係る国庫補助金の減額	271,533	△101,653	169,880	母子保健課
	循環型社会形成推進交付金	高度処理型浄化槽設置整備事業補助金に係る国庫補助金の減額	4,910	△2,891	2,019	環境保全課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	社会資本整備 総合交付金	木造住宅耐震診断費補助金, 木造住宅耐震改修費補助金, 木造住宅リフォーム費補助金, マンション耐震診断費補助金及 び危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金に係る国庫補助金 の減額	3,625	△3,031	594	建築指導課
	社会資本整備 総合交付金	大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画作成業務委託 料の減額に伴う国庫補助金の減額	4,686	△1,876	2,810	開発指導課
	社会資本整備 総合交付金	勝田市民の森用地取得に係る国庫補助金の減額	59,400	△29,700	29,700	公園緑地課
	学校施設環境 改善交付金 (小学校)	【新規】 八千代台, 八千代台東, 勝田台, 新木戸小学校普通教室等空 調設備整備に係る国庫補助金の追加	4,019	15,721	19,740	教育総務課
	学校施設環境 改善交付金 (中学校)	【新規】 睦, 大和田, 高津, 八千代台西中学校普通教室等空調設備整 備及び萱田中学校絨毯撤去工事請負費に係る国庫補助金の 追加	0	19,756	19,756	教育総務課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	学校保健特別対策事業費補助金	学校保健特別対策事業費補助金(感染症流行下における学校教育活動体制整備事業)の増額	3,675	22,950	26,625	保健体育課
県支出金	子どものための教育・保育給付費負担金	幼稚園教育総務事業に係る施設型給付費の減少に伴う県負担金の減額	1,005,666	△4,817	1,000,849	子ども保育課
	子育てのための施設等利用給付交付金	施設等利用給付費等補助対象経費の減少に伴う県負担金の減額	148,839	△13,750	135,089	子ども保育課
	介護施設等整備事業交付金	介護施設等整備事業に係る県補助金の減額	110,282	△90,078	20,204	長寿支援課
	保育士配置改善事業補助金	保育園運営費補助金に係る県補助金の減額	54,740	△3,886	50,854	子ども保育課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
県支出金	子ども・子育て支援補助金	保育園運営費補助金, 児童一時預かり支援事業費等補助対象経費の減少に伴う県補助金の減額	218,416	△11,093	207,323	子ども保育課
	保育対策総合支援事業補助金	保育園運営費補助金に係る県補助金の減額	22,731	△5,541	17,190	子ども保育課
	子ども医療費助成事業補助金	子ども医療費助成事業費の減額に伴う県補助金の減額	234,849	△17,556	217,293	子ども福祉課
	出産・子育て応援補助金	出産・子育て応援事業に係る県補助金の減額	60,383	△25,413	34,970	母子保健課
	生活排水対策浄化槽推進事業補助金	高度処理型浄化槽設置整備事業補助金に係る県補助金の減額	7,210	△1,985	5,225	環境保全課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
県支出金	飼料用米等拡大支援事業補助金	飼料用米等拡大支援事業補助金に係る県補助金の減額	3,834	△1,660	2,174	農政課
	飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金	飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金に係る県補助金の減額	2,110	△428	1,682	農政課
	「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金	園芸農産物産地生産力強化事業補助金に係る県補助金の減額	32,574	△7,500	25,074	農政課
	農地集積・集約化対策事業補助金	農地集積・集約化対策事業補助金に係る県補助金の減額	7,182	△4,518	2,664	農政課
	住宅・建築物の耐震化サポート事業補助金	木造住宅耐震診断費補助金, 木造住宅耐震改修費補助金, マンション耐震診断費補助金及び危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金に係る県補助金の減額	1,387	△1,073	314	建築指導課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
県支出金	消防防災施設強化事業補助金	消防団消防ポンプ自動車購入に係る県補助金の減額	2,339	△5	2,334	警防課
	公立学校給食費無償化支援事業補助金	【新規】 公立学校給食費無償化支援事業補助金の追加	0	8,598	8,598	保健体育課
財産収入	土地建物売払収入	【新規】 市有地の売り払いに伴う土地建物売払収入の追加	0	25,525	25,525	資産管理課
寄附金	学校教育費寄附金	【新規】 学校教育費寄附金の追加	0	500	500	教育総務課
繰入金	市債管理基金繰入金	市税の増額等に伴う市債管理基金の取崩し額の減額	200,000	△200,000	0	財政課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
繰入金	ふるさと応援基金繰入金	令和3年度ふるさと納税寄附金の確定に伴うふるさと応援基金の取崩し額の増額	117,396	8,541	125,937	シティプロモーション課
諸収入	看護師等修学資金貸付金収入	【新規】 看護師等修学資金貸付金収入の追加	0	6,180	6,180	健康福祉課
	学校給食費収入	第3子以降の学校給食費無償化事業に伴う学校給食費収入の減額	850,024	△17,198	832,826	保健体育課
	法令外負担金	事業費確定に伴う上下水道局庁舎等整備工事等負担金の減額	1,016,708	△139,894	876,814	庁舎総合整備課
	返還金・還付金・精算金	【新規】 令和元年度及び2年度保育対策総合支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額の返還金の追加	0	18	18	子ども保育課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
諸収入	謝礼金・見舞金・協力金	執行予定調査の確定に伴う民間開発等埋蔵文化財調査協力金の減額	27,189	△3,979	23,210	文化・スポーツ課
市債	庁舎整備事業債	上下水道局庁舎等整備工事請負費及び工事監理業務委託料に係る市債の減額	65,200	△25,500	39,700	庁舎総合整備課
	児童発達支援センター等整備事業債	児童発達支援センター等整備事業に係る市債の減額	453,700	△136,700	317,000	障害者支援課
	保育施設整備事業債	高津南保育園建設事業に係る市債の減額	7,900	△5,600	2,300	子ども保育課
	市道整備事業債	道路橋梁補修事業工事に係る市債の減額	241,500	△78,600	162,900	土木維持課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
市債	勝田市民の森整備事業債	勝田市民の森用地取得に係る市債の減額	106,900	△53,500	53,400	公園緑地課
	消防施設整備事業債	車両整備事業に係る市債の減額	32,100	△4,200	27,900	警防課
	中学校施設整備事業債	【新規】 睦, 大和田, 高津, 八千代台西中学校普通教室等空調設備整備及び萱田中学校絨毯撤去工事請負費に係る市債の追加	63,500	38,700	102,200	教育総務課
	小学校施設整備事業債	【新規】 八千代台, 八千代台東, 勝田台, 新木戸小学校普通教室等空調設備整備に係る市債の追加	6,000	30,800	36,800	教育総務課
補正額合計				△76,550		

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	庁舎建設事業	契約締結に伴う新庁舎等建設基本設計業務委託料, 上下水道局庁舎等整備工事請負費及び事後家屋調査業務委託料の減額	1,201,352	△197,057	1,004,295	庁舎総合整備課
	水道料金軽減支援事業	水道料金軽減支援事業費補助金の減額	634,013	△39,594	594,419	企画経営課
	生活保護費国庫負担金返還金	【新規】令和3年度生活保護費国庫負担金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	99,420	99,420	生活支援課
	児童福祉費国庫負担金返還金	【新規】令和3年度子育てのための施設等利用給付費国庫負担金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	35,006	35,006	子ども保育課
	児童福祉費県負担金返還金	【新規】令和3年度子育てのための施設等利用給付費県負担金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	17,503	17,503	子ども保育課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	児童福祉費国庫補助金返還金	【新規】 令和元年度, 2年度及び3年度保育対策総合支援事業費国庫補助金並びに令和元年度及び3年度子ども・子育て支援交付金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	26,144	26,144	子ども保育課
	児童福祉費国庫補助金返還金	【新規】 令和3年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の交付額確定に伴う返還金の追加	63,989	475	64,464	子ども福祉課
	児童福祉費県補助金返還金	【新規】 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費県補助金及び令和3年度子ども・子育て支援補助金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	1,521	1,521	子ども保育課
民生費	地域密着型施設事業	介護施設等整備事業補助金及び認知症高齢者グループホーム等防災改修等整備支援事業補助金の減額	140,648	△97,272	43,376	長寿支援課
	介護保険事業特別会計繰出金	保険給付費及び地域支援事業費の増額, 並びに事務費繰出対象経費の減額に伴う繰出金の減額	2,311,800	△36,521	2,275,279	長寿支援課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
民生費	ふれあいプラザ運営管理事業	運行見込数の減少等に伴うふれあいプラザ団体送迎バス車両運行業務委託料の減額	201,878	△9,092	192,786	健康福祉課
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	支給見込件数の減少に伴う新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の減額	13,324	△4,020	9,304	健康福祉課
	すてっぷ21事業	契約締結に伴う旧すてっぷ21勝田台解体工事請負費の減額	26,223	△1,293	24,930	子ども保育課
	児童一時預かり支援事業	病児保育事業委託料及び児童一時預かり事業補助金の減額	45,297	△8,071	37,226	子ども保育課
	民間保育園整備事業	補助交付額の決定に伴う小規模保育事業所施設整備補助金の減額	185,750	△20,808	164,942	子育て支援課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
民生費	保育園運営事業	管外公立保育所等の在籍児童数の増加に伴う負担金の増額	268,143	3,911	272,054	子ども保育課
	民間保育園運営事業	施設型給付費等に係る負担金の増額及び保育園等運営費補助金の減額 【新規】 送迎用バスへの置き去り防止対策支援事業費補助金の追加	4,675,789	7,039	4,682,828	子ども保育課
	保育園整備事業	契約締結に伴う高津南保育園建設工事請負費の減額	15,917	△11,251	4,666	子ども保育課
	児童発達支援センター等整備事業	契約締結に伴う(仮称)八千代市児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設工事施工監理業務委託料及び工事請負費の減額	587,326	△171,153	416,173	障害者支援課
	子ども医療費助成事業	子ども医療費助成事業に係る経費の減額	764,061	△55,734	708,327	子ども福祉課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
衛生費	会計年度任用職員人件費	出産・子育て応援事業に係る会計年度任用職員人件費の減額	65,785	△10,893	54,892	職員課
	出産・子育て応援事業	出産・子育て応援事業に係る経費の減額	375,729	△141,587	234,142	母子保健課
	母子保健事業	利用者増に伴う産後ケア事業に係る経費の増額	207,701	5,216	212,917	母子保健課
	予防接種事業	子宮頸がんワクチン等の接種者数の増加に伴う個別予防接種業務委託料の増額	436,651	32,462	469,113	母子保健課
	水環境対策事業	高度処理型浄化槽設置整備事業補助金の減額	22,784	△5,200	17,584	環境保全課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
衛生費	塵芥収集事業	契約締結に伴う八千代市指定ごみ袋製作経費の減額	645,235	△38,726	606,509	クリーン推進課
農林水産業費	農業振興事業	農地集積・集約化対策事業補助金の減額	42,316	△4,518	37,798	農政課
	水田対策事業	飼料用米等拡大支援事業補助金の減額	10,359	△2,027	8,332	農政課
	農業の郷運営管理事業	防災道の駅やちよ基本設計等業務委託料の増額及び道路付帯施設設置等に係る道路範囲確定業務委託料, 八千代ふるさとステーション及びやちよ農業交流センター管理業務委託料の減額	112,227	△2,871	109,356	農政課
	園芸振興事業	園芸農産物産地生産力強化事業補助金の減額	62,313	△7,500	54,813	農政課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
農林水産業費	畜産振興事業	家畜防疫事業補助金の減額	10,068	△455	9,613	農政課
	農業生産基盤整備事業	農業競争力強化農地整備事業桑納川地区負担金の減額	20,056	△11,000	9,056	農政課
商工費	中小企業経営支援事業	キャッシュレス決済ポイント付与業務委託料の減額	849,200	△201,800	647,400	商工観光課
	観光推進事業	八千代市民祭2022補助金の減額	24,463	△1,395	23,068	商工観光課
土木費	道路橋梁補修事業	契約締結に伴う道路補修事業及び橋梁補修事業に係る工事請負費の減額	645,155	△85,675	559,480	土木維持課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
土木費	交通安全施設整備事業	契約締結に伴う自転車通行帯整備実施設計業務委託料の減額	96,913	△1,353	95,560	土木維持課
	勝田川改修事業	【新規】 勝田川改修に係る負担金の追加	0	22,558	22,558	土木建設課
	建築事務事業	契約締結に伴う指定道路台帳システム構築業務委託料及び特定空家等(No. 37)解体設計業務委託料並びに木造住宅耐震診断費補助金, マンション耐震診断費補助金, 危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金, 木造住宅耐震改修費補助金, 木造住宅リフォーム費補助金及び空家リフォーム費補助金の減額	42,706	△10,750	31,956	建築指導課
	宅地事務事業	契約締結に伴う大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画作成業務委託料の減額	11,542	△3,421	8,121	開発指導課
	市街地整備推進事業	契約締結に伴う八千代台駅東口周辺利用実態調査等業務委託料の減額	27,687	△2,508	25,179	都市計画課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
土木費	街路建設事業	街路建設事業に係る経費の減額 【新規】 都市計画道路3・4・6号線建設に係る負担金の追加	211,134	1,827	212,961	土木建設課
	緑地保全事業	勝田市民の森用地取得に係る公有財産購入費の減額	227,725	△82,854	144,871	公園緑地課
消防費	消防庁舎及び消防署等整備事業	八千代台分署消防ホース乾燥塔設置工事請負費の減額	22,347	△2,584	19,763	消防総務課
	車両整備事業	契約締結に伴う高規格救急自動車及び消防団消防ポンプ自動車購入経費の減額	65,185	△1,363	63,822	警防課
教育費	小学校管理事業	使用量の増加等に伴う光熱水費の増額 【新規】 学校保健特別対策事業(感染症流行下における学校教育活動体制整備事業)に係る経費の追加	318,074	43,631	361,705	教育総務課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
教育費	小学校施設整備事業	【新規】 令和5年度学級数の増加に伴う八千代台, 八千代台東, 勝田台, 新木戸小学校普通教室等空調設備整備に係る公有財産購入費の追加	243,539	46,706	290,245	教育総務課
	中学校管理事業	【新規】 学校保健特別対策事業(感染症流行下における学校教育活動体制整備事業)に係る経費の追加	161,985	14,960	176,945	教育総務課
	中学校施設整備事業	【新規】 令和5年度学級数の増加に伴う睦, 大和田, 高津, 八千代台西中学校普通教室等空調設備整備に係る公有財産購入費及び萱田中学校絨毯撤去工事請負費の追加	94,676	58,698	153,374	教育総務課
	幼稚園教育総務事業	施設等利用給付費及び施設型給付費負担金, 幼稚園型一時預かり事業補助金, 給食費に係る物価高騰緊急対策事業費補助金の減額	1,460,511	△106,941	1,353,570	子ども保育課
	民間開発等埋蔵文化財調査事業	執行予定調査の確定に伴う経費の減額	10,660	△3,979	6,681	文化・スポーツ課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
教育費	公民館維持管理事業	契約締結に伴う睦公民館空調設備等更新工事請負費, 勝田台公民館空調設備等更新工事請負費及び村上公民館高圧引込ケーブル金属製保護管修繕工事請負費の減額	123,695	△34,171	89,524	八千代台東南公民館
	図書館運営管理事業	契約締結に伴う旧大和田図書館本館解体工事請負費の減額	169,395	△42,295	127,100	中央図書館
	郷土博物館維持管理事業	契約締結に伴う文化・スポーツ施設トイレ衛生環境整備工事請負費及び空調機更新工事請負費の減額	44,424	△4,386	40,038	郷土博物館
	文化施設運営管理事業	契約締結に伴う文化・スポーツ施設トイレ衛生環境整備工事請負費の減額	200,718	△2,836	197,882	文化・スポーツ課
	体育施設管理事業	契約締結に伴う文化・スポーツ施設トイレ衛生環境整備工事請負費及び市民体育館南面屋根改修工事請負費の減額	250,988	△7,673	243,315	文化・スポーツ課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
諸支出金	庁舎整備基金積立金	【新規】 庁舎整備基金積立金の追加	783	500,000	500,783	庁舎総合整備課
	公共施設等整備基金積立金	公共施設等整備基金積立金の増額	700,116	479,000	1,179,116	資産管理課
補正額合計				△76,550		

継続費の補正

【変更】

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
総務費	総務管理費	庁舎建設	1,335,075	R3	237,536	1,161,335	R3	237,536
				R4	1,097,539		R4	923,799
民生費	児童福祉費	児童発達支援センター等整備(建設工事等)	1,401,333	R4	559,013	1,401,333	R4	387,860
				R5	842,320		R5	1,013,473

繰越明許費の補正

【追加】

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	備考
民生費	児童福祉費	民間保育園運営	400	送迎用バスへの置き去り防止対策支援事業費補助金
農林水産業費	農業費	農業の郷管理運営	23,183	防災道の駅やちよ基本設計等業務委託及び道路付帯施設設置等に係る道路範囲確定業務委託
		園芸振興	12,500	園芸農産物産地生産力強化支援事業補助金
		農業農村振興	517	土地改良事業等補助金
土木費	道路橋梁費	道路台帳整備	2,090	市道測量(勝田1号線)業務委託
	河川費	地域排水管理	10,000	島田台21号線地域排水整備工事
		河川管理	25,000	準用河川花輪川維持補修工事
		準用河川高野川改修	12,200	天神橋橋梁予備設計業務委託
	都市計画費	街路建設	123,450	都市計画道路3・4・1号線(西八千代)道路築造工事及び都市計画道路用地購入費
消防費	消防費	消防庁舎及び消防署等整備	10,039	八千代台分署消防ホース乾燥塔設置工事及び設計業務委託
教育費	小学校費	小学校管理	31,250	学校保健特別対策事業(感染症流行下における学校教育活動体制整備事業)に係る経費
	中学校費	中学校管理	14,960	学校保健特別対策事業(感染症流行下における学校教育活動体制整備事業)に係る経費
		中学校施設整備	58,698	睦, 大和田, 高津, 八千代台西中学校普通教室等空調設備の購入及び萱田中学校絨毯撤去工事

繰越明許費の補正

【変更】

(単位:千円)

款	項	補 正 前		補 正 後		備 考
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額	
土木費	道路橋梁費	道路改良	5,000	道路改良	32,060	石神川改修事業に伴う道路管理者負担金及び勝田1号線改良工事
教育費	小学校費	小学校施設整備	36,235	小学校施設整備	82,941	みどりが丘, 八千代台, 八千代台東, 勝田台, 新木戸小学校普通教室等空調設備の購入及び西八千代地区小学校校舎建設予定地における測量業務等に係る経費

債務負担行為の補正

【追加】

件名	期間	限度額	内容
包括施設管理業務委託	R4～R5	2,427千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	包括施設管理業務の委託

【変更】

(単位:千円)

件名	補正前		補正後		備考
	期間	限度額	期間	限度額	
学童保育事業委託	R4～R7	学童保育事業委託に要する概定金1,131,633千円の範囲内	R4～R7	学童保育事業委託に要する概定金1,165,673千円の範囲内	学童保育事業の委託
阿蘇米本学童保育所送迎バス運行業務委託	R4～R5	阿蘇米本学童保育所送迎バス運行業務委託に要する概定金10,510千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	R4～R5	阿蘇米本学童保育所送迎バス運行業務委託に要する概定金10,870千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	阿蘇米本学童保育所送迎バス運行業務の委託

地方債の補正

【変更】

(単位:千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
庁舎整備	65,200	39,700
児童発達支援センター等整備	453,700	317,000
保育施設整備	7,900	2,300
市道整備	241,500	162,900
勝田市民の森整備	106,900	53,400
消防施設整備	32,100	27,900
中学校施設整備	63,500	102,200
小学校施設整備	6,000	36,800

○国民健康保険事業特別会計 款別総括表

歳入

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	国民健康保険料	3,438,815		3,438,815
2	国民健康保険税	3		3
3	使用料及び手数料	45		45
4	国庫支出金	129		129
5	県支出金	11,625,217		11,625,217
6	財産収入	305		305
7	繰入金	1,266,960		1,266,960
8	繰越金	1	204,516	204,517
9	諸収入	74,632		74,632
計		16,406,107	204,516	16,610,623

歳出

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	総務費	274,082		274,082
2	保険給付費	11,507,342		11,507,342
3	国民健康保険事業費納付金	4,472,393		4,472,393
4	共同事業拠出金	5		5
5	保健事業費	126,908		126,908
6	基金積立金	305	203,408	203,713
7	諸支出金	15,072	1,108	16,180
8	予備費	10,000		10,000
計		16,406,107	204,516	16,610,623

○国民健康保険事業特別会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
繰越金	前年度繰越金	【新規】 前年度剰余金の確定に伴う繰越金の追加	1	204,516	204,517	国保年金課
補正額合計			/	204,516	/	/

○国民健康保険事業特別会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
基金積立金	財政調整基金積立金	財源調整に伴う財政調整基金積立金の増額	305	203,408	203,713	国保年金課
諸支出金	その他返還金	【新規】 令和3年度特定健康診査等負担金及び令和3年度災害臨時特例補助金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	1,108	1,108	国保年金課
補正額合計				204,516		

○介護保険事業特別会計 款別総括表

歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 介護保険料	2,976,006		2,976,006
2 使用料及び手数料	1		1
3 国庫支出金	3,107,190	△100,280	3,006,910
4 支払基金交付金	3,661,860	7,415	3,669,275
5 県支出金	1,981,397	3,432	1,984,829
6 財産収入	559		559
7 繰入金	2,580,624	76,946	2,657,570
8 繰越金	142,419		142,419
9 諸収入	313		313
計	14,450,369	△12,487	14,437,882

歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 総務費	358,792	△39,952	318,840
2 保険給付費	13,158,604	403	13,159,007
3 財政安定化基金拠出金	1		1
4 地域支援事業費	687,093	27,062	714,155
5 基金積立金	27,458		27,458
6 諸支出金	208,421		208,421
7 予備費	10,000		10,000
計	14,450,369	△12,487	14,437,882

○介護保険事業特別会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	介護給付費負担金現年度分	保険給付費の増加に伴う国庫負担金の増額	2,400,152	81	2,400,233	長寿支援課
	現年度分調整交付金	現年度分調整交付金の交付率確定に伴う国庫補助金の減額	450,024	△106,575	343,449	長寿支援課
	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)現年度分	介護予防・生活支援サービス事業費等の増加に伴う国庫補助金の増額	92,722	6,214	98,936	長寿支援課
支払基金交付金	介護給付費交付金現年度分	保険給付費の増加に伴う支払基金交付金の増額	3,552,822	108	3,552,930	長寿支援課
	地域支援事業交付金現年度分	介護予防・生活支援サービス事業費等の増加に伴う支払基金交付金の増額	109,038	7,307	116,345	長寿支援課

○介護保険事業特別会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
県支出金	介護給付費負担金現年度分	保険給付費の増加に伴う県負担金の増額	1,876,392	50	1,876,442	長寿支援課
	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)現年度分	介護予防・生活支援サービス事業費等の増加に伴う県補助金の増額	50,481	3,382	53,863	長寿支援課
繰入金	介護給付費繰入金現年度分	保険給付費の増加に伴う繰入金の増額	1,644,826	49	1,644,875	長寿支援課
	地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)現年度分	介護予防・生活支援サービス事業費等の増加に伴う繰入金の増額	50,481	3,382	53,863	長寿支援課
	事務費繰入金	介護認定審査会及び認定調査事業費の減少に伴う繰入金の減額	120,640	△39,952	80,688	長寿支援課

○介護保険事業特別会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
繰入金	介護給付費準備基金繰入金	財源調整による介護給付費準備基金繰入金の増額	268,824	113,467	382,291	長寿支援課
補正額合計			/	△12,487	/	/

○介護保険事業特別会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	介護認定審査会事業	介護認定審査会開催数の減少等に伴う介護認定審査会委員報酬の減額	32,875	△12,347	20,528	長寿支援課
	認定調査事業	認定調査事業に係る主治医意見書手数料及び認定調査費の減額	56,166	△27,605	28,561	長寿支援課
保険給付費	審査支払手数料	介護サービス受給者数の増加に伴う審査支払手数料の増額	10,775	403	11,178	長寿支援課
地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業	総合事業サービス受給者数の増加に伴う介護予防・生活支援サービス事業に係る負担金の増額	323,221	25,881	349,102	長寿支援課
	介護予防ケアマネジメント事業	総合事業サービス受給者数の増加に伴う介護予防ケアマネジメント事業に係る負担金の増額	37,670	1,139	38,809	長寿支援課
	審査支払手数料	総合事業サービス受給者数の増加に伴う審査支払手数料の増額	1,036	42	1,078	長寿支援課
補正額合計				△12,487		

令和4年度八千代市水道事業会計補正予算(案)の概要

水道事業会計
○予算規模

(単位：千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額	
議案第14号	水道事業会計補正予算(第6号)	収益的収入	4,735,339		4,735,339
		資本的収入	2,816,338	△ 69,947	2,746,391
		計	7,551,677	△69,947	7,481,730
		収益的支出	3,904,163		3,904,163
		資本的支出	5,663,783	△ 139,894	5,523,889
		計	9,567,946	△ 139,894	9,428,052

○ 水道事業会計 款別総括表
資本的収入及び支出

収 入 (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	補正後の額
1 資本的収入	2,816,338	△ 69,947	2,746,391
計	2,816,338	△ 69,947	2,746,391

支 出 (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	補正後の額
1 資本的支出	5,663,783	△ 139,894	5,523,889
計	5,663,783	△ 139,894	5,523,889

○水道事業会計の補正内容

収益的収入

(単位：千円)

款	収入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当課名
水道事業収益	消費税及び地方消費税還付金	補助金に含まれる消費税及び地方消費税相当額の減額に伴う還付金の増額	191,782	39,594	231,376	経営企画課
	水道料金軽減支援事業費補助金	水道料金軽減支援事業費補助金に含まれる消費税及び地方消費税相当額の減額	634,013	△39,594	594,419	給排水相談課

資本的収入

(単位：千円)

款	収入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当課名
資本的収入	庁舎整備工事等負担金	一般会計への負担金額の事業費確定に伴う減額による公共下水道事業会計からの負担金の減額	508,354	△69,947	438,407	経営企画課

資本的支出

(単位：千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当課名
資本的支出	庁舎整備事業	一般会計予算に係る継続費（上下水道局庁舎等整備工事請負費及び工事監理業務委託料）の事業費確定に伴う減額	1,016,708	△139,894	876,814	経営企画課

令和4年度八千代市公共下水道事業会計補正予算(案)の概要

公共下水道事業会計

○予算規模

(単位：千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額	
議案第15号	公共下水道事業会計補正予算(第3号)	収益的収入	3,824,146	△41,936	3,782,210
		資本的収入	1,603,754	△ 69,900	1,533,854
		計	5,427,900	△111,836	5,316,064
		収益的支出	3,693,645	10,292	3,703,937
		資本的支出	2,476,623	△ 69,947	2,406,676
		計	6,170,268	△ 59,655	6,110,613

○ 公共下水道事業会計 款別総括表

収益的収入及び支出

収 入 (単位：千円)

款		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1	下水道事業収益	3,824,146	△41,936	3,782,210
計		3,824,146	△41,936	3,782,210

支 出 (単位：千円)

款		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1	下水道事業費用	3,693,645	10,292	3,703,937
計		3,693,645	10,292	3,703,937

資本的収入及び支出

収 入 (単位：千円)

款		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1	資本的収入	1,603,754	△69,900	1,533,854
計		1,603,754	△69,900	1,533,854

支 出 (単位：千円)

款		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1	資本的支出	2,476,623	△69,947	2,406,676
計		2,476,623	△69,947	2,406,676

○公共下水道事業会計の補正内容

収益的収入

(単位：千円)

款	収入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当課名
下水道事業収益	消費税及び地方消費税還付金	消費税計算により、還付から納付になったことによる減額	41,936	△41,936	0	経営企画課

収益的支出

(単位：千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当課名
下水道事業費用	消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税の納付額の追加	0	10,292	10,292	経営企画課

資本的収入

(単位：千円)

款	収入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当課名
資本的収入	公共下水道建設事業債	上下水道局庁舎等整備に係る水道事業会計への負担金の財源となる企業債の減額	1,135,800	△69,900	1,065,900	経営企画課

資本的支出

(単位：千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当課名
資本的支出	庁舎整備事業	水道事業会計予算に係る一般会計への負担金額（上下水道局庁舎等整備工事請負費及び工事監理業務委託料）の事業費確定に伴う減額	508,354	△69,947	438,407	経営企画課

令和5年度八千代市予算（案）概要

[予算規模]

(単位：千円，%)

議案番号	区 分		令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	対前年度増減額	増減率
16	一 般 会 計		64,896,000	65,260,000	△ 364,000	△ 0.6
17	特 別 会 計	国民健康保険事業	16,490,949	15,706,666	784,283	5.0
18		介護保険事業	14,790,882	14,223,082	567,800	4.0
19		墓 地 事 業	67,847	42,550	25,297	59.5
20		後期高齢者医療	2,995,181	2,956,965	38,216	1.3
合 計			99,240,859	98,189,263	1,051,596	1.1

水道事業会計

(単位：千円，%)

議案番号	区 分		令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	対前年度増減額	増減率
21	収 益 的	収 入	4,659,379	4,725,788	△ 66,409	△ 1.4
		支 出	4,452,327	3,829,114	623,213	16.3
	資 本 的	収 入	1,429,374	2,816,162	△ 1,386,788	△ 49.2
		支 出	3,014,535	5,522,244	△ 2,507,709	△ 45.4

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,585,161千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 231,376千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 151,729千円、利益積立金の目的外使用額 369,922千円、過年度分損益勘定留保資金 600,588千円及び当年度分損益勘定留保資金 231,546千円で補填するものとする。

公共下水道事業会計

(単位：千円，%)

議案番号	区 分		令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	対前年度増減額	増減率
22	収 益 的	収 入	3,842,079	3,818,158	23,921	0.6
		支 出	3,760,808	3,684,419	76,389	2.1
	資 本 的	収 入	353,142	1,602,460	△ 1,249,318	△ 78.0
		支 出	1,247,991	2,474,783	△ 1,226,792	△ 49.6

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 894,849千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 46,952千円及び過年度分損益勘定留保資金 847,897千円で補填するものとする。

[参 考]

(単位：千円，%)

区 分	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	対前年度増減額	増減率
一 般 会 計	64,896,000	65,260,000	△ 364,000	△ 0.6
特 別 会 計	34,344,859	32,929,263	1,415,596	4.3
公 営 企 業 会 計	12,475,661	15,510,560	△ 3,034,899	△ 19.6
合 計	111,716,520	113,699,823	△ 1,983,303	△ 1.7

令和5年度八千代市予算（案）の概要

令和5年2月

八千代市

目 次

1	予算編成の取組	1
2	予算の概要	4
(1)	予算規模	4
(2)	一般会計歳入歳出予算の概要	5
①	歳入	5
②	歳出（目的別）	6
③	歳出（性質別）	8
(3)	継続費の状況	9
(4)	債務負担行為の状況	11
(5)	地方債の状況	27
(6)	基金の状況	28
(7)	都市計画税の使途	28
(8)	引上げ分の地方消費税収の使途	29
(9)	補助金の内訳	30
(10)	扶助費の内訳	34
(11)	一般会計主要（重点）事業等	36
(12)	特別会計予算の概要	42
(13)	公営企業会計予算の概要	43
3	資料編	44
(1)	一般会計当初予算規模等の推移	44
(2)	一般会計当初予算節別の推移	45
(3)	決算数値から見た各指標の推移	46
(4)	予算編成方針	52

1 予算編成の取組

令和5年度予算編成に当たっては、国の動向と地方財政の課題をとらえながら、市財政の現状と課題を分析し、令和4年9月13日付で発出された「令和5年度予算編成方針について（依命通達）」に基づき予算編成を行った。

(1) 国の動向と地方財政の課題

国は令和5年度予算の概算要求に当たって、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化している。

また、「令和5年度の地方財政の課題」において、地方団体が、新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、デジタル変革への対応やグリーン化の推進、地方への人の流れの強化等による活力ある地域づくりの推進、防災・減災、国土強靱化を始めとする安全・安心なくらしの実現、人への投資など、持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な財政基盤を確保することが示されている。

さらに、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの利活用拡大等による住民サービスの向上のための取組の推進や自治体情報システムの標準化・共通化など自治体DXを推進するとともに、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」等による財政マネジメントの強化が地方団体における課題とされている。

(2) 市財政の現状と課題

上記のような方向性が示される中、本市においても国・県と基調を合わせた財政運営に努め、緑が丘西地区の開発の進展等に伴う市税の堅調な伸びを背景に財政力指数は高い数値で推移してきたものの、経常収支比率の高止まりによる財政の硬直化が続いてきた。

令和3年度普通会計決算においては、普通交付税及び地方消費税交付金等の歳入の伸びに伴い、経常収支比率は対前年度比3.4ポイント減の92.2%、公債費負担比率は対前年度比0.8ポイント減の13.0%と大幅な改善となった。

財政調整基金については、前年度から約13億円増の約40億8千万円、標準財政規模の約11.1%となり、潤沢とはいえないが、一定の確保がなされているところである。

地方債現在高は、前年度から約30億円減の約450億円となっている。これら4つの財政指標については、八千代市財政運営の基本的計画に定めている、令和6年度中間目標値を達成した状況となっている。

そのほかの指標では、財政健全化の状態を判断する実質公債費比率は0.3ポイント減の5.9%、将来負担比率は9.8ポイント減の5.5%と改善が見られたところである。

このように本市の財政状況は改善の兆しがみられるものの、令和3年度の決算状況については、国の歳入の上振れに伴い、令和3年12月に普通交付税の追加交付があったこと、地方消費税交付金や法人事業税交付金等の各種交付金の上振れ、普通財産の売却に伴う財産収入の増など、例年と大きく状

況が異なるものである。

新型コロナウイルス感染症については、第7波により過去最多の感染者となるなど未だ収束が見えず、それに加え、ウクライナ情勢の長期化や急激な円安等による原油価格・物価高騰等の厳しい状況が続き、市民生活及び本市の財政状況に対して深刻な影響を及ぼしているところである。

こうした中、少子高齢化対策、防災・減災、公共施設等の適正配置、デジタル化の推進といった諸課題のための財源を生み出すためには、職員一人ひとりが危機感をもって、財政健全化に向けて取り組みを行っていく必要がある。

(3) 予算編成の基本的方針

令和5年度当初予算編成に当たっては、国の経済状況については回復の兆しがあるものの、新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰の影響に伴い、法人収益への悪化も懸念され、市税収入等に対しても不透明感がある。また、「財政運営の基本的計画」の中長期財政収支見直しにおいても歳出超過が見込まれているところであり、今後も扶助費、物件費などの増が見込まれること、原油価格・物価高騰によって燃料費、光熱水費や資材価格等の高騰が想定されることから、さらなる経常経費の縮減を講じない限り、経常収支比率の上昇は避けられず、普通建設事業費等の投資的経費や新規事業に取り組む財源を確保することが困難な状況となっている。

市民の生活を守ること、ウィズコロナを踏まえた社会情勢の変化に対応した施策を実施していくこと、近年激甚化している自然災害に備えるためにも、限られた財源を効率的かつ効果的に配分し、「最少の経費で最大の効果」を挙げるため、全ての事業について緊急性や必要性、費用対効果を十分に検証した上で見直しに取り組むこととし、将来を見据えた持続可能な財政運営を推進するため、以下の基本的方針に基づき予算編成を行った。

① 市民の安心・安全への対応

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底し、市民の生命・健康を守ることを最優先課題とすること。国内の感染状況、国・県の動向を注視し、大規模イベントについては、慎重な判断をすること。対策に係る経費の財源確保のため、不要・不急な事業の精査を徹底すること。
- ・災害に向けた防災・減災への対策、公共施設の老朽化対策、待機児童対策を主とした子育て支援策など、市民の安心・安全に関する行政課題に対応するための経費について、優先度を考慮し、適切に予算要求すること。公共施設の老朽化対策に当たっては、「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設等個別施設計画」の趣旨に則り、公共施設の再配置、統廃合を含めた全体最適化を図ること。

② 財政健全化への対応

- ・経常的経費については、経常経費充当一般財源（歳出）を、経常一般財源等（歳入）以下とし、歳入に見合った歳出とする原則のもと予算編成を行う必要がある。そのため、行政サービスのあり方を再検討し、義務的経費を含め、対象事業の重点化・効率化を図るため、事業の統廃合も視野に入れた大胆な見直しを積極的に図ること。見直しにあたっては、「行財政改革推進ビジョン」及び行財政改革推進委員会からの「財政健全化に向けた取組についての提言書」を踏まえて対応すること。
- ・新規・拡充事業の要求にあたっては、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを原則とすること。
- ・財源確保のため、国などの予算編成の動向に注目し、補助制度を積極的に活用すること。
- ・歳入不足が見込まれることから、市税等の徴収率向上や新たな歳入の確保に努めること。

- ・市単独で実施している補助金及び扶助費について、必要性等を厳格に検証し、事業内容の見直し、整理統合、廃止の検討をすること。

③ 原油価格・物価高騰等への対応

- ・原油価格・物価高騰等に伴う経費の増額の要求にあたっては、使用料・手数料等の見直しにより、受益者負担の適正化や経費の増額に見合う歳入の確保に努めること。困難な場合にあっては、既存事業の廃止を検討すること。

④ 総合計画等の着実な推進

- ・「第5次総合計画」や各部局で所管する市の計画に掲げた施策について、その実施時期や内容、優先度、市民ニーズ等を検証し、財政状況等を勘案した上で、事業の見直し等も検討することとし、実施中の事業であっても経費の節減に努めつつ、各計画に掲げた施策の効果的かつ着実な推進に配慮した予算要求とすること。
- ・グリーントランスフォーメーション（GX）及びデジタルトランスフォーメーション（DX）の効果的かつ着実な推進に取り組むこと。

⑤ 職員定数管理の適正化・職員の資質の向上等への対応

- ・今後の人口減少に対応するため、効果的・効率的な執行体制の確立に向けた最適な人員配置に努めるとともに、職員一人ひとりの資質向上を図ること。

2 予算の概要

(1) 予算規模

令和5年度の一般会計の予算規模は648億9,600万円で、前年度と比較して3億6,400万円の減額で、0.6%の減となっています。

特別会計は、国民健康保険事業、介護保険事業、墓地事業、後期高齢者医療を合わせて、343億4,485万9千円となり、前年度と比較して14億1,559万6千円の増額で、4.3%の増となっています。

また、公営企業会計は、水道事業、公共下水道事業を合わせて、124億7,566万1千円で、前年度と比較して30億3,489万9千円の減額で、19.6%の減となっています。

これにより一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた全体の予算規模は、1,117億1,652万円で、前年度と比較して19億8,330万3千円の減額で、1.7%の減となっています。

(単位：千円，%)

区 分		令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	対前年度増減額	増減率
一般会計		64,896,000	65,260,000	△ 364,000	△ 0.6
特 別 会 計	国民健康保険事業	16,490,949	15,706,666	784,283	5.0
	介護保険事業	14,790,882	14,223,082	567,800	4.0
	墓地事業	67,847	42,550	25,297	59.5
	後期高齢者医療	2,995,181	2,956,965	38,216	1.3
	小 計	34,344,859	32,929,263	1,415,596	4.3
公 営 企 業 会 計	水道事業	7,466,862	9,351,358	△ 1,884,496	△ 20.2
	公共下水道事業	5,008,799	6,159,202	△ 1,150,403	△ 18.7
	小 計	12,475,661	15,510,560	△ 3,034,899	△ 19.6
合 計		111,716,520	113,699,823	△ 1,983,303	△ 1.7

(2) 一般会計歳入歳出予算の概要

① 歳入

(単位：千円，%)

区分	令和5年度 当初予算額		令和4年度 当初予算額		増減額		増減率
		構成比		構成比			
自主財源	1. 市税	30,935,019	47.7	29,878,716	45.8	1,056,303	3.5
	14. 分担金及び負担金	615,995	1.0	566,410	0.9	49,585	8.8
	15. 使用料及び手数料	1,517,079	2.3	1,528,022	2.3	△ 10,943	△ 0.7
	18. 財産収入	25,490	0.0	25,249	0.0	241	1.0
	19. 寄附金	160,382	0.2	158,802	0.2	1,580	1.0
	20. 繰入金	1,382,791	2.1	843,831	1.3	538,960	63.9
	21. 繰越金	500,000	0.8	500,000	0.8	—	—
	22. 諸収入	1,594,555	2.5	2,729,178	4.2	△ 1,134,623	△ 41.6
	小計	36,731,311	56.6	36,230,208	55.5	501,103	1.4
依存財源	2. 地方譲与税	396,464	0.6	388,462	0.6	8,002	2.1
	3. 利子割交付金	13,000	0.0	16,000	0.0	△ 3,000	△ 18.8
	4. 配当割交付金	208,000	0.3	159,000	0.2	49,000	30.8
	5. 株式等譲渡所得割交付金	178,000	0.3	129,000	0.2	49,000	38.0
	6. 法人事業税交付金	373,000	0.6	314,000	0.5	59,000	18.8
	7. 地方消費税交付金	4,927,000	7.6	4,484,000	6.9	443,000	9.9
	8. ゴルフ場利用税交付金	54,000	0.1	51,000	0.1	3,000	5.9
	9. 環境性能割交付金	60,000	0.1	68,000	0.1	△ 8,000	△ 11.8
	10. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	411,170	0.6	393,187	0.6	17,983	4.6
	11. 地方特例交付金	312,237	0.5	178,267	0.3	133,970	75.2
	12. 地方交付税	2,220,981	3.4	1,674,307	2.6	546,674	32.7
	13. 交通安全対策特別交付金	18,000	0.0	18,000	0.0	—	—
	16. 国庫支出金	11,325,415	17.5	11,652,316	17.9	△ 326,901	△ 2.8
	17. 県支出金	5,564,921	8.6	5,112,452	7.8	452,469	8.9
	23. 市債	2,102,500	3.2	4,391,800	6.7	△ 2,289,300	△ 52.1
	24. 自動車取得税交付金	1	0.0	1	0.0	—	—
小計	28,164,689	43.4	29,029,792	44.5	△ 865,103	△ 3.0	
合計	64,896,000	100.0	65,260,000	100.0	△ 364,000	△ 0.6	

自主財源は、諸収入が11億3,462万3千円、使用料及び手数料が1,094万3千円の減額となりましたが、市税が10億5,630万3千円、繰入金が5億3,896万円、分担金及び負担金が4,958万5千円などの増額となったため、全体では5億110万3千円、1.4%の増となっています。

依存財源では、地方交付税が5億4,667万4千円、県支出金が4億5,246万9千円、地方消費税交付金が4億4,300万円などの増額となりましたが、市債が22億8,930万円、国庫支出金が3億2,690万1千円などの減額となったため、全体では8億6,510万3千円、3.0%の減となっています。

② 歳出(目的別)

(単位:千円, %)

款	令和5年度		令和4年度		増減額	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比		増減率
1. 議会費	410,447	0.6	387,614	0.6	22,833	5.9
2. 総務費	6,146,342	9.5	7,446,176	11.4	△1,299,834	△17.5
3. 民生費	31,133,324	48.0	28,631,110	43.9	2,502,214	8.7
4. 衛生費	6,147,928	9.5	6,320,860	9.7	△172,932	△2.7
5. 労働費	12,404	0.0	11,903	0.0	501	4.2
6. 農林水産業費	379,738	0.6	353,965	0.5	25,773	7.3
7. 商工費	459,040	0.7	468,573	0.7	△9,533	△2.0
8. 土木費	3,827,277	5.9	3,559,092	5.4	268,185	7.5
9. 消防費	2,328,848	3.6	2,126,621	3.3	202,227	9.5
10. 教育費	8,358,513	12.9	9,889,407	15.1	△1,530,894	△15.5
11. 公債費	5,428,452	8.3	5,781,873	8.9	△353,421	△6.1
12. 諸支出金	163,687	0.2	182,806	0.3	△19,119	△10.5
13. 予備費	100,000	0.2	100,000	0.2	—	—
合計	64,896,000	100.0	65,260,000	100.0	△364,000	△0.6

構成比を高い順で見ると、民生費(48.0%)、教育費(12.9%)、衛生費(9.5%)、総務費(9.5%)、公債費(8.3%)、土木費(5.9%)、消防費(3.6%)となっています。

また、増減額を見ると、民生費(25億221万4千円)、土木費(2億6,818万5千円)、消防費(2億222万7千円)などで増となりましたが、教育費(15億3,089万4千円)、総務費(12億9,983万4千円)、公債費(3億5,342万1千円)などで減額となりました。

さらに、増減率を見ると、増加したものは消防費(9.5%)、民生費(8.7%)、土木費(7.5%)、農林水産業費(7.3%)などが主なもので、減少したものは総務費(△17.5%)、教育費(△15.5%)、諸支出金(△10.5%)などとなっています。

《増減内容》

1款 議会費

議会議事事業などの増額により5.9%の増となっています。

2款 総務費

庁舎管理事業、支所運営管理事業、基幹情報システム管理事業などで増額となりましたが、庁舎建設事業、企画政策調整事業、市議会議員選挙事業などの減額により17.5%の減となっています。

3款 民生費

ふれあいプラザ維持管理事業，子ども医療費助成事業，国民健康保険事業特別会計繰出金などで減額となりましたが，民間保育園運営事業，児童発達支援センター等整備事業，学童保育事業，障害者自立支援事業などの増額により8.7%の増となっています。

4款 衛生費

出産・子育て応援事業，焼却炉施設管理事業，予防接種事業などで増額となりましたが，新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業，新型コロナウイルスワクチン接種対策事業，清掃センター業務管理事業，廃棄物処理企画調整事業などの減額により2.7%の減となっています。

5款 労働費

一般職員人件費などの増額により4.2%の増となっています。

6款 農林水産業費

園芸振興事業，農業生産基盤整備事業で減額となりましたが，農業振興事業，農業の郷運営管理事業，水田対策事業などの増額により7.3%の増となっています。

7款 商工費

中小企業資金融資事業などの減額により2.0%の減となっています。

8款 土木費

放置自転車等対策事業，緑地保全事業，河川管理事業などで減額となりましたが，都市公園管理事業，公共交通対策事業，道路橋梁補修事業，都市公園建設事業などの増額により7.5%の増となっています。

9款 消防費

消防団運営管理事業，水利整備事業などで減額となりましたが，車両整備事業，消防庁舎及び消防署等整備事業，総務管理事業などの増額により9.5%の増となっています。

10款 教育費

学校給食センター業務事業，小学校管理事業，体育施設管理事業などで増額となりましたが，学校給食センター調理場建設事業，図書館運営管理事業，単独給食校運営事業などの減額により15.5%の減となっています。

11款 公債費

市債管理事業（元金），市債管理事業（利子）の減額により6.1%の減となっています。

12款 諸支出金

ふるさと応援基金積立金などで増額となりましたが，森林環境譲与税基金積立金などの減額により10.5%の減となっています。

③ 歳出(性質別)

(単位：千円，%)

区 分	令和5年度 当初予算額		令和4年度 当初予算額		増減額	
		構成比		構成比		増減率
人件費	11,922,664	18.4	11,492,694	17.6	429,970	3.7
扶助費	19,601,432	30.2	18,349,280	28.1	1,252,152	6.8
公債費	5,428,452	8.4	5,781,873	8.9	△ 353,421	△ 6.1
義務的経費	36,952,548	57.0	35,623,847	54.6	1,328,701	3.7
物件費	13,327,247	20.5	13,240,116	20.3	87,131	0.7
維持補修費	300,980	0.5	281,515	0.4	19,465	6.9
補助費等	3,038,074	4.7	2,913,105	4.5	124,969	4.3
積立金	163,687	0.2	182,806	0.3	△ 19,119	△ 10.5
貸付金	341,920	0.5	344,920	0.5	△ 3,000	△ 0.9
繰出金	5,966,276	9.2	5,833,255	8.9	133,021	2.3
普通建設事業費	4,705,268	7.2	6,740,436	10.3	△ 2,035,168	△ 30.2
予備費	100,000	0.2	100,000	0.2	—	—
合 計	64,896,000	100.0	65,260,000	100.0	△ 364,000	△ 0.6

人件費・扶助費・公債費の義務的経費は、前年度比較では、増減率は3.7%の増となっています。義務的経費のうち人件費は、一般職員人件費、会計年度任用職員人件費などによる増額により3.7%の増、扶助費は、民間保育園運営事業、障害者自立支援事業、出産・子育て応援事業、障害児通所等支援事業などの増額により6.8%の増、また、公債費は、長期債元金・利子支払額の減額により6.1%の減となっています。

物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業、図書館運営管理事業などで減額となりましたが、都市公園管理事業、学校給食センター業務事業、焼却炉施設管理事業、学童保育事業、小学校管理事業などの増額により0.7%の増となっています。

維持補修費は、都市公園管理事業、公民館維持管理事業、郷土博物館維持管理事業などの増額により6.9%の増となっています。

補助費等は、公共下水道事業繰出金、市議会議員選挙事業、幼稚園教育総務事業などで減額となりましたが、民間保育園運営事業、農業振興事業、学童保育事業などの増額により4.3%の増となっています。

積立金は、森林環境譲与税基金積立金などによる減額により10.5%の減となっています。

貸付金は、看護師等修学資金貸付の減額により0.9%の減となっています。

繰出金は、国民健康保険事業特別会計への繰出金は減額となりましたが、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金などの増額により2.3%の増となっています。

普通建設事業費は、児童発達支援センター等整備事業、学童保育事業、民間保育園整備事業、公共交通対策事業などで増額となりましたが、学校給食センター調理場建設事業、庁舎建設事業、企画政策調整事業、放置自転車等対策事業、清掃センター業務管理事業などの減額により、30.2%の減となっています。

(3) 継続費の状況

款	項	事業名	全 体 計			
			年 度	年 割 額	左 の 財	
					特 定 財	
国 県 支 出 金	地 方 債					
2. 総務費	1. 総務管理費	庁舎建設	令和5年度	82,529	19,797	
			令和6年度	1,614,263	107,550	1,104,000
			令和7年度	5,605,532	192,628	4,059,600
			令和8年度	1,401,382	48,157	1,014,900
			計	8,703,706	368,132	6,178,500
3. 民生費	2. 児童福祉費	児童発達支援センター等整備（建設工事等）	令和4年度	387,860		310,200
			令和5年度	1,013,473		810,600
			計	1,401,333		1,120,800
8. 土木費	2. 道路橋梁費	道路橋梁補修	令和3年度	179,278	44,019	32,400
			令和4年度	211,981	98,572	74,000
			令和5年度	47,828		
			計	439,087	142,591	106,400
10. 教育費	5. 社会教育費	中央図書館運営管理	令和5年度	50,000		37,500
			令和6年度	152,312		112,400
			計	202,312		149,900

(単位：千円，%)

画		令和3年度末 までの 支出額	令和4年度末 までの 支出見込額	令和5年度 支出予定額	令和5年度末 までの 支出予定額	令和6年度以 降支出予定額	継続費の総額 に対する 進捗率
源内訳							
源	一般財源						
その他							
62,732				82,529	82,529		1.0
402,713						1,614,263	18.5
1,353,304						5,605,532	64.4
338,325						1,401,382	16.1
2,157,074				82,529	82,529	8,621,177	100.0
	77,660		387,860		387,860		27.7
	202,873			1,013,473	1,013,473		72.3
	280,533		387,860	1,013,473	1,401,333		100.0
	102,859	51,200	51,200		51,200		11.7
	39,409		340,059		340,059		77.4
	47,828			47,828	47,828		10.9
	190,096	51,200	391,259	47,828	439,087		100.0
	12,500			50,000	50,000		24.7
	39,912					152,312	75.3
	52,412			50,000	50,000	152,312	100.0

(4) 債務負担行為の状況

【新規設定分】

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
総合計画及び総合戦略策定支援業務委託	総合計画及び総合戦略策定支援業務委託に要する概定金10,089千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内		
コンビニ交付システム運用管理業務委託	コンビニ交付システム運用管理業務委託に要する概定金19,786千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内		
新庁舎建設事業発注に係る技術支援アドバイザー業務委託	新庁舎建設事業発注に係る技術支援アドバイザー業務委託に要する概定金9,902千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内		
庁舎空調借上	庁舎空調借上に要する概定金95,841千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内		
令和9基準年度における固定資産の評価及び課税に関する技術支援並びに調査業務委託	令和9基準年度における固定資産の評価及び課税に関する技術支援並びに調査業務委託に要する概定金31,287千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内		
令和5年度看護師等修学資金貸付	看護師等修学資金貸付に要する概定金36,000千円の範囲内		
ショベルローダー借上	ショベルローダー借上に要する概定金8,796千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内		
小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業（令和5年度増設分維持管理業務）	小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業（令和5年度増設分維持管理業務）に要する概定金2,484千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内		
消防本部・中央消防署エレベーター整備業務委託	消防本部・中央消防署エレベーター整備業務委託に要する概定金2,205千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内		
合 計			

【既設定分】

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
萱田中学校校舎（増築）建設費 平成10年3月20日 議決	独立行政法人都市再生機構が当該校舎（増築）建設に要する概定金280,447千円に利子相当額を加算した金額	平成10年度から令和4年度まで	224,147
西八千代北部地区新設小学校用地取得費 平成20年12月19日 議決	独立行政法人都市再生機構が当該用地取得に要する概定金2,636,828千円に利子相当額を加算した金額	平成19年度から令和4年度まで	2,312,986

(単位：千円)

令和5年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
令和5年度から 令和6年度まで	11,098				11,098
令和5年度から 令和7年度まで	21,764				21,764
令和5年度から 令和6年度まで	10,892				10,892
令和5年度から 令和18年度まで	105,425				105,425
令和5年度から 令和8年度まで	34,416				34,416
令和5年度から 令和8年度まで	36,000				36,000
令和5年度から 令和11年度まで	9,676				9,676
令和5年度から 令和14年度まで	2,733				2,733
令和5年度から 令和7年度まで	2,425				2,425
	234,429				234,429

(単位：千円)

令和5年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
令和5年度	2,906				2,906
令和5年度から 令和10年度まで	95,588				95,588

【既設定分】

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
西八千代北部地区新設小学校校舎等整備費 平成20年12月19日 議決	独立行政法人都市再生機構が当該校舎等の整備に要する概定金3,480,688千円に利子相当額を加算した金額	平成19年度から令和4年度まで	2,369,423
西八千代北部地区新設保育園用地取得費 平成21年12月22日 議決	独立行政法人都市再生機構が当該用地取得に要する概定金35,400千円に利子相当額を加算した金額	平成21年度から令和4年度まで	25,176
(仮称)学校給食センター西八千代調理場用地取得費 平成23年3月23日 議決	独立行政法人都市再生機構が当該用地取得に要する概定金297,330千円に利子相当額を加算した金額	平成23年度から令和4年度まで	160,087
(仮称)学校給食センター西八千代調理場整備費及び運営管理費 平成23年3月23日 議決	(仮称)学校給食センター西八千代調理場整備及び運営管理に要する概定金8,099,614千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成23年度から令和4年度まで	5,552,956
福祉系情報システム運用管理業務委託 平成25年9月27日 議決	福祉系情報システム運用管理業務委託に要する概定金1,970,760千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成25年度から令和4年度まで	1,324,020
LED防犯灯管理業務委託 平成25年12月19日 議決	LED防犯灯管理業務委託に要する概定金464,540千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成25年度から令和4年度まで	173,564
コンビニ交付システム運用管理業務委託 平成29年3月22日 議決	コンビニ交付システム運用管理業務委託に要する概定金100,497千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成29年度から令和4年度まで	102,689
教育ネットワークシステム運用管理業務委託 平成29年9月27日 議決	教育ネットワークシステム運用管理業務委託に要する概定金2,594,444千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成29年度から令和4年度まで	2,144,721
LED道路照明灯管理業務委託 平成29年12月22日 議決	LED道路照明灯管理業務委託に要する概定金203,704千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成29年度から令和4年度まで	39,955
有価物等資源化中間処理業務委託 平成30年3月20日 議決	有価物等資源化中間処理業務委託に要する概定金309,540千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成30年度から令和4年度まで	194,126
ちば電子調達システムサービス使用料 平成30年9月26日 議決	ちば電子調達システムサービス使用料に要する概定金20,125千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成30年度から令和4年度まで	11,895
包括施設管理業務委託 平成30年9月26日 議決	包括施設管理業務委託に要する概定金356,393千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成30年度から令和4年度まで	312,369
市営自転車駐車場LED照明保守管理業務委託 平成30年9月26日 議決	市営自転車駐車場LED照明保守管理業務委託に要する概定金40,012千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成30年度から令和4年度まで	17,885
大和田公民館・大和田図書館仮施設設備上 平成30年11月29日 議決	大和田公民館・大和田図書館仮施設設備上に要する概定金144,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成30年度から令和4年度まで	76,138
福祉系情報システム運用管理業務委託 平成31年3月20日 議決	福祉系情報システム運用管理業務委託に要する概定金33,686千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成30年度から令和4年度まで	24,664

(単位：千円)

令和5年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
令和5年度から 令和14年度まで	308,076				308,076
令和5年度から 令和11年度まで	16,394				16,394
令和5年度から 令和13年度まで	167,667				167,667
令和5年度から 令和9年度まで	2,017,944				2,017,944
令和5年度から 令和6年度まで	327,567				327,567
令和5年度から 令和6年度まで	30,629				30,629
令和5年度	5,727				5,727
令和5年度から 令和6年度まで	668,201				668,201
令和5年度から 令和10年度まで	54,057				54,057
令和5年度から 令和7年度まで	145,926				145,926
令和5年度から 令和6年度まで	7,933			1,983	5,950
令和5年度	78,064			317	77,747
令和5年度から 令和7年度まで	13,413				13,413
令和5年度から 令和6年度まで	32,630				32,630
令和5年度から 令和6年度まで	12,351	1,610			10,741

【既設定分】

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
人事・給与システム運用委託 平成31年3月20日 議決	人事・給与システム運用委託に要する概定金43,549千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和元年度から令和4年度まで	25,830
小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業(維持管理業務) 平成31年3月20日 議決	小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業(維持管理業務)に要する概定金395,616千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和元年度から令和4年度まで	98,823
図書資料総合管理システム運用管理業務委託 令和元年9月26日 議決	図書資料総合管理システム運用管理業務委託に要する概定金140,100千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和元年度から令和4年度まで	83,160
八千代台西保育園施設借上 令和元年12月19日 議決	八千代台西保育園施設借上に要する概定金234,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和元年度から令和4年度まで	103,920
LED公園照明灯管理業務委託 令和元年12月19日 議決	LED公園照明灯管理業務委託に要する概定金112,440千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和元年度から令和4年度まで	27,220
中央図書館・勝田台図書館・緑が丘図書館管理業務委託 令和元年12月19日 議決	中央図書館・勝田台図書館・緑が丘図書館管理業務委託に要する概定金1,158,415千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和元年度から令和4年度まで	746,804
市民ギャラリー管理業務委託 令和元年12月19日 議決	市民ギャラリー管理業務委託に要する概定金423,843千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和元年度から令和4年度まで	275,269
包括施設管理業務委託 令和2年3月19日 議決	包括施設管理業務委託に要する概定金20,095千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和元年度から令和4年度まで	16,412
契約管理システム運用管理業務委託 令和2年3月19日 議決	契約管理システム運用管理業務委託に要する概定金10,062千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から令和4年度まで	6,180
ちば電子申請システムサービス利用料 令和2年3月19日 議決	ちば電子申請システムサービス利用に要する概定金7,919千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から令和4年度まで	1,182
ちば施設予約システムサービス利用料 令和2年3月19日 議決	ちば施設予約システムサービス利用に要する概定金21,681千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から令和4年度まで	6,176
令和6基準年度における固定資産の評価及び課税に関する技術支援並びに調査業務委託 令和2年3月19日 議決	令和6基準年度における固定資産の評価及び課税に関する技術支援並びに調査業務委託に要する概定金35,010千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から令和4年度まで	24,387
保育園LED照明機器借上 令和2年3月19日 議決	保育園LED照明機器借上に要する概定金9,177千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から令和4年度まで	3,833
令和2年度看護師等修学資金貸付 令和2年3月19日 議決	看護師等修学資金貸付に要する概定金36,000千円の範囲内	令和2年度から令和4年度まで	21,000
4トン粉粒体運搬車両借上 令和2年3月19日 議決	4トン粉粒体運搬車両借上に要する概定金33,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から令和4年度まで	8,597
指令業務共同運用個別整備機器等借上 令和2年3月19日 議決	指令業務共同運用個別整備機器等借上に要する概定金652,540千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から令和4年度まで	145,987

(単位：千円)

令和5年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
令和5年度から 令和6年度まで	17,220				17,220
令和5年度から 令和14年度まで	329,411			22,764	306,647
令和5年度から 令和6年度まで	55,440				55,440
令和5年度から 令和7年度まで	127,014			46,162	80,852
令和5年度から 令和12年度まで	93,758				93,758
令和5年度から 令和6年度まで	527,431				527,431
令和5年度から 令和6年度まで	190,955			2,820	188,135
令和5年度	5,471				5,471
令和5年度から 令和7年度まで	4,815				4,815
令和5年度から 令和7年度まで	1,775				1,775
令和5年度から 令和7年度まで	9,263				9,263
令和5年度	11,418				11,418
令和5年度から 令和7年度まで	5,271				5,271
令和5年度	7,200				7,200
令和5年度から 令和8年度まで	21,843				21,843
令和5年度から 令和12年度まで	571,781				571,781

【既設定分】

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
文化及び体育施設LED照明保守管理業務委託 令和2年3月19日 議決	文化及び体育施設LED照明保守管理業務委託に要する概定金56,906千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から 令和4年度まで	11,564
(仮称)学校給食センター東八千代調理場整備費及び運営管理費 令和2年3月19日 議決	(仮称)学校給食センター東八千代調理場整備費及び運営管理費に要する概定金6,259,382千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から 令和4年度まで	2,255,940
内部情報システムテレワーク導入業務委託 令和2年6月16日 議決	内部情報システムテレワーク導入業務委託に要する概定金20,731千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から 令和4年度まで	10,135
二次読影システム機器借上 令和2年9月28日 議決	二次読影システム機器借上に要する概定金7,182千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から 令和4年度まで	2,888
公立学校情報機器運用管理業務委託 令和2年9月28日 議決	公立学校情報機器運用管理業務委託に要する概定金358,919千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から 令和4年度まで	127,267
小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業(増設分維持管理業務) 令和2年9月28日 議決	小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業(増設分維持管理業務)に要する概定金984千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から 令和4年度まで	180
国営手賀沼土地改良事業(農地防災)負担金 令和2年12月22日 議決	国営手賀沼土地改良事業(農地防災)負担金に要する概定金10,150千円に利子相当額を加算した金額	令和2年度から 令和4年度まで	
みどりが丘小学校増築校舎借上 令和2年12月22日 議決	みどりが丘小学校増築校舎借上に要する概定金526,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から 令和4年度まで	30,360
包括施設管理業務委託 令和3年3月23日 議決	包括施設管理業務委託に要する概定金6,978千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から 令和4年度まで	3,896
ちば電子調達システムサービス使用料(増額分) 令和3年3月23日 議決	ちば電子調達システムサービス使用料(増額分)に要する概定金15千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和3年度から 令和4年度まで	5
令和3年度看護師等修学資金貸付 令和3年3月23日 議決	看護師等修学資金貸付に要する概定金36,000千円の範囲内	令和3年度から 令和4年度まで	11,270
塵芥車両借上 令和3年3月23日 議決	塵芥車両借上に要する概定金32,004千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和3年度から 令和4年度まで	1,158
小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業(令和3年度増設分維持管理業務) 令和3年3月23日 議決	小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業(令和3年度増設分維持管理業務)に要する概定金1,430千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和3年度から 令和4年度まで	136
福祉センター管理業務委託 令和3年12月22日 議決	福祉センター管理業務委託に要する概定金155,392千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和3年度から 令和4年度まで	34,283
ふれあいプラザ管理業務委託 令和3年12月22日 議決	ふれあいプラザ管理業務委託に要する概定金368,129千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和3年度から 令和4年度まで	133,785

(単位：千円)

令和5年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
期間	金額	特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
令和5年度から 令和12年度まで	46,851				46,851
令和5年度から 令和19年度まで	4,554,903				4,554,903
令和5年度から 令和7年度まで	12,669				12,669
令和5年度から 令和7年度まで	4,332				4,332
令和5年度から 令和7年度まで	261,357				261,357
令和5年度から 令和14年度まで	902				902
令和5年度から 令和31年度まで	10,150				10,150
令和5年度から 令和18年度まで	425,040				425,040
令和5年度	1,948				1,948
令和5年度から 令和6年度まで	11			2	9
令和5年度から 令和6年度まで	17,040				17,040
令和5年度から 令和11年度まで	18,301				18,301
令和5年度から 令和14年度まで	1,364				1,364
令和5年度から 令和8年度まで	136,649				136,649
令和5年度から 令和6年度まで	267,987			25,622	242,365

【既設定分】

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
清掃センター運転等維持管理業務委託 令和3年12月22日 議決	清掃センター運転等維持管理業務委託に要する概定金2,192,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和3年度から 令和4年度まで	748,537
衛生センターし尿処理施設運転管理業務委託 令和3年12月22日 議決	衛生センターし尿処理施設運転管理業務委託に要する概定金185,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和3年度から 令和4年度まで	67,320
八千代総合運動公園及び市民の森用地借上 令和3年12月22日 議決	八千代総合運動公園及び市民の森用地借上に要する概定金38,206千円の範囲内	令和3年度から 令和4年度まで	4,509
萱田南小学校維持管理業務委託 令和3年12月22日 議決	萱田南小学校維持管理業務委託に要する概定金16,179千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和3年度から 令和4年度まで	3,255
総合生涯学習プラザ管理業務委託 令和3年12月22日 議決	総合生涯学習プラザ管理業務委託に要する概定金700,619千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和3年度から 令和4年度まで	131,815
ホームページ運用管理業務委託 令和4年3月23日 議決	ホームページ運用管理業務委託に要する概定金39,742千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
次期自治体情報セキュリティクラウド利用料 令和4年3月23日 議決	次期自治体情報セキュリティクラウド利用に要する概定金76,774千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
基幹情報システム運用管理業務委託 令和4年3月23日 議決	基幹情報システム運用管理業務委託に要する概定金726,707千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
令和4年度看護師等修学資金貸付 令和4年3月23日 議決	看護師等修学資金貸付に要する概定金36,000千円の範囲内	令 和 4 年 度	
学童保育事業委託 令和4年9月29日 議決	学童保育事業委託に要する概定金1,165,673千円の範囲内	令 和 4 年 度	
八千代市立保育園給食調理業務委託 令和4年3月23日 議決	八千代市立保育園給食調理業務委託に要する概定金124,800千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
農業振興地域整備計画策定業務委託 令和4年3月23日 議決	農業振興地域整備計画策定業務委託に要する概定金5,990千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
2トン深ダンプ車両借上 令和4年3月23日 議決	2トン深ダンプ車両借上に要する概定金7,460千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
県議会議員選挙ストーブ借上 令和4年3月23日 議決	県議会議員選挙ストーブ借上に要する概定金945千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
県議会議員選挙ポスター掲示場製作・設置・管理等業務委託 令和4年3月23日 議決	県議会議員選挙ポスター掲示場製作・設置・管理等業務委託に要する概定金5,943千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
県議会議員選挙開票所用臨時電話通信料 令和4年3月23日 議決	県議会議員選挙開票所用臨時電話通信に要する概定金30千円の範囲内	令 和 4 年 度	

(単位：千円)

令和5年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
令和5年度から 令和6年度まで	1,495,463			448,639	1,046,824
令和5年度から 令和6年度まで	134,640			11,482	123,158
令和5年度から 令和10年度まで	21,849				21,849
令和5年度から 令和8年度まで	13,832				13,832
令和5年度から 令和8年度まで	523,263			229,488	293,775
令和5年度から 令和9年度まで	35,152				35,152
令和5年度から 令和9年度まで	34,279				34,279
令和5年度から 令和7年度まで	799,378				799,378
令和5年度から 令和7年度まで	32,400				32,400
令和5年度から 令和7年度まで	1,165,673	310,714		340,749	514,210
令和5年度から 令和8年度まで	97,152				97,152
令和5年度から 令和6年度まで	6,017			794	5,223
令和5年度から 令和11年度まで	8,113				8,113
令和5年度	1,040	1,040			
令和5年度	6,537	6,537			
令和5年度	30	30			

【既設定分】

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
県議会議員選挙期日前投票サーバ通信料（通信回線設置を含む。） 令和4年3月23日 議決	県議会議員選挙期日前投票サーバ通信（通信回線設置を含む。）に要する概定金150千円の範囲内	令 和 4 年 度	
県議会議員選挙選挙公報等配布業務委託 令和4年3月23日 議決	県議会議員選挙選挙公報等配布業務委託に要する概定金331千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
県議会議員選挙事務従事者派遣 令和4年3月23日 議決	県議会議員選挙事務従事者派遣に要する概定金6,754千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
県議会議員選挙投票受付システム等管理業務委託 令和4年11月29日 議決	県議会議員選挙投票受付システム等管理業務委託に要する概定金5,600千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
県議会議員選挙投票所誘導案内業務委託 令和4年3月23日 議決	県議会議員選挙投票所誘導案内業務に要する概定金729千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
県議会議員選挙入場整理券郵送 令和4年3月23日 議決	県議会議員選挙入場整理券郵送に要する概定金6,098千円の範囲内	令 和 4 年 度	
小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業（令和4年度増設分維持管理業務） 令和4年3月23日 議決	小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業（令和4年度増設分維持管理業務）に要する概定金1,740千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
庁舎総合管理業務委託 令和4年9月29日 議決	庁舎総合管理業務委託に要する概定金81,327千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーション管理業務委託 令和4年9月29日 議決	やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーション管理業務委託に要する概定金110,549千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
みどりが丘小学校増築校舎借上（第2期） 令和4年9月29日 議決	みどりが丘小学校増築校舎借上（第2期）に要する概定金277,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
外国語教育指導助手派遣 令和4年9月29日 議決	外国語教育指導助手派遣に要する概定金171,255千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
総合生涯学習プラザ照明LED化（ESCO事業）業務委託 令和4年9月29日 議決	総合生涯学習プラザ照明LED化（ESCO事業）業務委託に要する概定金20,950千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
広報やちよ配布等業務委託 令和4年11月29日 議決	広報やちよ配布等業務委託に要する概定金15,556千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
広報やちよ編集・印刷業務委託 令和4年11月29日 議決	広報やちよ編集・印刷業務委託に要する概定金11,021千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
やちよ情報メール配信サービス利用料 令和4年11月29日 議決	やちよ情報メール配信サービスの利用に要する概定金5,142千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
家屋評価システム借上 令和4年11月29日 議決	家屋評価システム借上に要する概定金14,976千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	

(単位：千円)

令和5年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
令和5年度	150	150			
令和5年度	364	364			
令和5年度	7,429	7,429			
令和5年度	6,160	6,160			
令和5年度	802	802			
令和5年度	6,098	6,098			
令和5年度から 令和14年度まで	1,914				1,914
令和5年度から 令和7年度まで	86,370				86,370
令和5年度から 令和6年度まで	121,603			36,538	85,065
令和5年度から 令和18年度まで	304,700				304,700
令和5年度から 令和7年度まで	181,913				181,913
令和5年度から 令和15年度まで	23,045				23,045
令和5年度	17,112				17,112
令和5年度	12,123				12,123
令和5年度から 令和9年度まで	5,657				5,657
令和5年度から 令和10年度まで	14,916				14,916

【既設定分】

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
地域福祉団体バス運行業務委託 令和4年11月29日 議決	地域福祉団体バス運行業務委託に要する概定金3,311千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
ふれあいプラザ団体送迎バス運行業務委託 令和4年11月29日 議決	ふれあいプラザ団体送迎バス運行業務委託に要する概定金10,920千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
児童発達支援センター送迎バス等車両運行管理業務委託 令和4年11月29日 議決	児童発達支援センター送迎バス等車両運行管理業務委託に要する概定金7,076千円に消費税及び地方消費税を加算した範囲内	令 和 4 年 度	
阿蘇米本学童保育所送迎バス運行業務委託 令和4年11月29日 議決	阿蘇米本学童保育所送迎バス運行業務委託に要する概定金10,870千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
腸内細菌等検査業務委託 令和4年11月29日 議決	腸内細菌等検査業務委託に要する概定金6,616千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
健診結果等集配業務委託 令和4年11月29日 議決	健診結果等集配業務委託に要する概定金2,040千円に消費税及び地方消費税を加算した範囲内	令 和 4 年 度	
第3次環境保全計画等見直し及び(仮称)地域脱炭素ロードマップ等策定業務委託 令和4年11月29日 議決	第3次環境保全計画等見直し及び(仮称)地域脱炭素ロードマップ等策定業務委託に要する概定金11,230千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
道路舗装維持補修工事 令和4年11月29日 議決	道路舗装維持補修工事に要する概定金109,010千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
都市公園等管理業務委託 令和4年11月29日 議決	都市公園等管理業務委託に要する概定金253,096千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
指定管理公園管理業務委託 令和4年11月29日 議決	指定管理公園管理業務委託に要する概定金467,105千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
八千代広域公園駐車場使用料収納及び警備業務委託 令和4年11月29日 議決	八千代広域公園駐車場使用料収納及び警備業務委託に要する概定金4,920千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
ミニバラ苗購入 令和4年11月29日 議決	ミニバラ苗購入に要する概定金1,540千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
水泳学習運送業務委託 令和4年11月29日 議決	水泳学習運送業務委託に要する概定金13,175千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
文化施設管理業務委託 令和4年11月29日 議決	文化施設管理業務委託に要する概定金725,122千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
通学支援バス運行業務委託 令和4年11月29日 議決	通学支援バス運行業務委託に要する概定金35,542千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
有料公園施設及び総合グラウンド管理業務委託 令和4年11月29日 議決	有料公園施設及び総合グラウンド管理業務委託に要する概定金506,345千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	

(単位：千円)

令和5年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
令和5年度	3,642				3,642
令和5年度	12,012				12,012
令和5年度	7,784			7,784	
令和5年度	11,957				11,957
令和5年度から 令和6年度まで	7,278			498	6,780
令和5年度	2,244				2,244
令和5年度	12,353				12,353
令和5年度	119,911				119,911
令和5年度	278,406				278,406
令和5年度から 令和9年度まで	513,815				513,815
令和5年度	5,412				5,412
令和5年度	1,694				1,694
令和5年度	14,493				14,493
令和5年度から 令和9年度まで	797,635			289,685	507,950
令和5年度	39,096				39,096
令和5年度から 令和9年度まで	556,980			152,615	404,365

【既設定分】

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
八千代台近隣公園小体育館及び勝田台中央公園小体育館管理業務委託 令和4年11月29日 議決	八千代台近隣公園小体育館及び勝田台中央公園小体育館管理業務委託に要する概定金108,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
産業廃棄物処分業務委託 令和4年11月29日 議決	産業廃棄物処分業務委託に要する概定金6,707千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
包括施設管理業務委託	包括施設管理業務委託に要する概定金2,427千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 4 年 度	
合 計			20,239,884

(単位：千円)

令和5年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
期間	金額	特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
令和5年度から 令和9年度まで	118,800			15,065	103,735
令和5年度から 令和6年度まで	7,378				7,378
令和5年度	2,669				2,669
	19,403,376	340,934		1,633,007	17,429,435

(5) 地方債の状況

① 令和5年度分

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
旧高津支所・旧高津第二学童保育所解体	41,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その融資条件又はその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。			
児童発達支援センター等整備	810,600						
保育施設整備	30,800						
鉄道駅バリアフリー化設備整備	93,700						
勝田市民の森整備	53,300						
八千代総合運動公園旧水泳場解体	151,400						
かわまちづくり計画八千代橋水辺拠点整備	40,300						
3・4・1号線建設	6,200						
市道整備	388,700						
中央図書館整備	37,500						
消防施設整備	155,400						
臨時財政対策	293,500						
計	2,102,500						

② 各年度末残高(見込み)

(単位：千円)

区分	令和3年度末 現在高	令和4年度末 現在高見込額	令和5年度中増減見込		令和5年度末 現在高見込額
			令和5年度中 起債見込額	令和5年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	23,583,538	22,746,612	1,909,500	3,244,031	21,412,081
(1) 総務債	1,358,598	901,998	41,100	362,155	580,943
(2) 民生債	896,167	1,325,304	841,400	87,178	2,079,526
(3) 衛生債	2,720,729	2,378,194	—	411,694	1,966,500
(4) 農林水産業債	256,464	205,406	—	51,271	154,135
(5) 土木債	5,336,169	5,016,059	758,600	774,092	5,000,567
(6) 消防債	1,055,065	1,015,939	155,400	86,143	1,085,196
(7) 教育債	11,960,346	11,903,712	113,000	1,471,498	10,545,214
2. 災害復旧債	3,200	2,800	—	400	2,400
(1) 教育債	3,200	2,800	—	400	2,400
3. その他	21,364,575	19,873,589	293,500	2,010,346	18,156,743
(1) 減税補てん債	247,255	155,269	—	70,255	85,014
(2) 臨時財政対策債	21,117,320	19,718,320	293,500	1,940,091	18,071,729
合計	44,951,313	42,623,001	2,203,000	5,254,777	39,571,224

※令和5年度中起債見込額には、令和4年度からの繰越明許費分100,500千円を含む。

(6) 基金の状況

(単位：千円)

名 称	令和4年度末 現在高見込額	令和5年度中増減見込額		令和5年度末 現在高見込額
		積立金	取り崩し	
一般会計	8,073,073	663,687	1,382,788	7,353,972
財政調整基金	3,200,444	501,360	950,786	2,751,018
市債管理基金	909,555	364	200,000	709,919
特定目的基金	3,963,074	161,963	232,002	3,893,035
八千代こども国際平和文化基金	57,423	23	8,934	48,512
福祉基金	54,197	23	—	54,220
庁舎整備基金	2,452,911	982	62,732	2,391,161
ふるさと応援基金	158,800	160,444	158,800	160,444
森林環境譲与税基金	60,627	25	1,536	59,116
公共施設等整備基金	1,179,116	466	—	1,179,582
特別会計	2,242,452	17,107	563,574	1,695,985
国民健康保険事業財政調整基金	1,168,332	468	150,253	1,018,547
介護給付費準備基金	1,011,977	666	368,616	644,027
市営霊園基金	62,143	15,973	44,705	33,411
定額運用基金	632,749	—	—	632,749
土地開発基金	632,749	—	—	632,749
合 計	10,948,274	680,794	1,946,362	9,682,706

(7) 都市計画税の使途

令和5年度当初予算 都市計画税予算額 2,426,324千円

(単位：千円)

都市計画税充当事業	事業費	財 源 内 訳		
		特定財源	一般財源	うち 都市計画税充当事業
街路事業	1,356,571	413,011	943,560	934,124
公園事業	715,664	287,280	428,384	424,100
下水道事業	770,798	—	770,798	763,090
区画整理事業	1,605	—	1,605	1,589
その他	893,878	119,520	774,358	303,421
合 計	3,738,516	819,811	2,918,705	2,426,324

※各事業費には事業実施のために借り入れた地方債の償還金を含む。

※下水道事業は一般会計からの繰出金を計上。

※その他は他の都市計画施設改修等事業を計上。

(8) 引上げ分の地方消費税収の使途

(歳入)

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分） 2,765,070 千円

(歳出)

社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

款項目	目名称	経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
3.1.1	社会福祉総務費	1,458,681	689,308		164	769,209
3.1.2	障害者福祉費	4,303,168	2,932,576		25	1,370,567
3.1.3	老人福祉費	5,085,102	567,261		22,684	4,495,157
3.1.4	社会福祉施設費	211,629			19,239	192,390
3.1.5	国民年金費	801	780			21
3.2.1	児童福祉総務費	151,812	55,378		1,040	95,394
3.2.2	児童措置費	4,215,065	3,444,494			770,571
3.2.3	母子・父子福祉費	542,428	191,699			350,729
3.2.4	保育園費	5,577,859	3,213,314	30,800	508,753	1,824,992
3.2.5	心身障害児通園施設費	1,102,005	2,388	810,600	31,435	257,582
3.2.6	学童保育費	966,390	392,844		159,283	414,263
3.2.7	子ども医療費	733,954	222,567		3,007	508,380
3.3.1	生活保護総務費	32,284	8,121			24,163
3.3.2	扶助費	3,801,746	2,920,559			881,187
4.1.1	保健衛生総務費	417,026	200,903			216,123
4.1.2	予防費	1,389,919	35,103		87,737	1,267,079
4.1.5	保健センター費	14,508			270	14,238
合 計		30,004,377	14,877,295	841,400	833,637	13,452,045

(9) 補助金の内訳

(単位：千円)

歳出科目	名称	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	対前年度 増減額
2.1.1 一般管理費	職員互助会事業補助金	4,853	4,738	115
2.1.7 企画費	国際交流協会補助金	1,143	1,272	△129
	タイラー市親善訪問団受入実行委員会補助金	1,877	2,500	△623
2.1.8 災害対策費	自主防災組織補助金	7,303	7,253	50
2.1.11 地域振興費	防犯組合連合会補助金	500	500	—
	防犯灯維持管理補助金	1,029	1,029	—
	防犯カメラ設置事業補助金	2,000	1,000	1,000
	集会施設設置・増改築・修繕事業補助金	10,000	—	10,000
	自治会連合会補助金	300	300	—
	市民活動団体公益事業補助金	5,162	—	5,162
	ボランティア・市民活動推進センター設備導入等運営補助金	5,167	—	5,167
2.1.14 諸費	鉄道新線建設費利子補給金	8,973	13,353	△4,380
	鉄道施設耐震対策事業費補助金	7,733	59,833	△52,100
3.1.1 社会福祉総務費	社会福祉協議会運営費補助金	113,470	101,788	11,682
	社会福祉協議会支会補助金	1,470	1,470	—
3.1.2 障害者福祉費	地域活動支援センター運営補助金	8,927	9,202	△275
	知的障害者生活ホーム運営補助金	876	876	—
	重度の強度行動障害加算事業補助金	10,534	10,534	—
	身体障害者福祉会運営費補助金	20,773	18,705	2,068
	障害者グループホーム運営補助金	13,286	13,286	—
	重度重複障害者受入運営補助金	5,280	5,280	—
3.1.3 老人福祉費	老人クラブ運営費補助金	6,197	6,700	△503
	シルバー人材センター運営費補助金	16,826	16,826	—
	介護職員初任者研修費用助成事業補助金	750	750	—
	介護施設等整備事業補助金	143,393	110,282	33,111
	高齢者短期人間ドック助成金	8,400	7,840	560
3.2.2 児童措置費	一時預かり事業補助金	24,495	23,256	1,239

(単位：千円)

歳出科目	名称	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	対前年度 増減額
3.2.4 保育園費	保育園等施設整備補助金	159,032	—	159,032
	保育園等運営費補助金	787,421	724,999	62,422
	保育園施設整備資金借入金補助金	3,789	3,859	△70
	小規模保育事業所延長保育運営費補助金	3,900	1,800	2,100
	保育士処遇改善事業費補助金	250,110	218,070	32,040
	保育士試験による資格取得支援事業費補助金	300	300	—
	保育教諭確保のための資格取得支援事業費補助金	100	100	—
	保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金	23,424	—	23,424
3.2.6 学童保育費	放課後児童支援員等処遇改善事業補助金	19,885	—	19,885
4.1.1 保健衛生総務費	骨髄移植ドナー支援事業助成金	210	210	—
	公的病院等救急医療事業補助金	77,040	63,000	14,040
4.1.3 環境衛生費	地域猫不妊去勢等手術費用助成金	280	300	△20
4.1.4 公害対策費	住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	14,800	11,550	3,250
	高度処理型浄化槽設置整備事業補助金	18,707	19,330	△623
4.2.2 塵芥処理費	生ごみたい肥化容器等購入費補助金	640	459	181
5.1.1 労働諸費	高年齢者等雇用促進奨励金	345	330	15
6.1.3 農業振興費	農業近代化資金利子補給金	1,188	1,188	—
	農業次世代人材投資資金	5,625	5,625	—
	経営開始資金	12,000	—	12,000
	経営発展支援事業補助金	15,000	—	15,000
	植物防疫事業補助金	2,500	2,500	—
	飼料用米等拡大支援事業補助金	2,951	3,834	△883
	経営所得安定対策等推進事業費補助金	899	882	17
6.1.4 園芸農産業費	園芸農業振興活性化推進事業補助金	100	100	—
	園芸農産物産地生産力強化支援事業補助金	8,933	32,574	△23,641
	気象災害に強い果樹産地支援事業補助金	5,443	—	5,443
	園芸用廃プラスチック処理対策推進事業補助金	280	280	—
	環境保全型農業直接支援対策事業補助金	396	432	△36
	「環境にやさしい農業」推進事業補助金	1,041	—	1,041

(単位：千円)

歳出科目	名 称	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	対前年度 増減額
6.1.5 畜産業費	畜産環境保全事業補助金	4,000	4,000	—
	家畜防疫事業補助金	1,502	1,591	△89
	畜産振興活性化推進事業補助金	100	100	—
	畜産協会40周年記念事業補助金	150	—	150
6.1.6 農地費	土地改良事業等補助金	1,678	1,741	△63
	多面的機能発揮促進事業補助金	5,491	5,491	—
7.1.2 商工振興費	商店街共同施設設置・維持管理事業補助金	274	438	△164
	商店街・商業活性化推進事業補助金	1,450	1,600	△150
	八千代商工会議所運営補助金	20,160	20,160	—
	中小企業資金融資利子補給金	20,671	28,341	△7,670
	創業支援資金利子補給金	791	729	62
7.1.3 観光費	八千代ふるさと親子祭補助金	27,570	27,630	△60
	八千代どーんと祭補助金	5,400	5,400	—
	源右衛門祭補助金	1,600	1,600	—
8.2.4 交通安全施設費	八千代交通安全協会補助金	700	700	—
8.4.1 都市計画総務費	八千代市鉄道駅バリアフリー化設備整備事業費補助金	93,334	—	93,334
	勝田台駅南口エレベーター等設置費補助金	44,950	—	44,950
	木造住宅耐震診断費補助金	600	600	—
	木造住宅耐震改修費補助金	2,000	3,000	△1,000
	木造住宅リフォーム費補助金	600	900	△300
	危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金	1,500	1,000	500
	住宅復興資金利子補給金	75	131	△56
	マンション耐震診断費補助金	1,234	1,234	—
	空家リフォーム費補助金	2,100	3,500	△1,400
8.4.6 緑化費	緑化推進事業助成金	764	924	△160
	地域振興財団緑化事業補助金	24,197	21,742	2,455
9.1.1 常備消防費	消防職員大型自動車運転免許取得補助金	500	500	—
10.1.3 教育振興費	教育研究会補助金	1,350	1,350	—
10.3.2 教育振興費	市立学校各種大会派遣事業補助金	500	500	—

(単位：千円)

歳出科目	名称	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	対前年度 増減額
10.4.1 幼稚園費	幼稚園型一時預かり事業補助金	24,094	30,243	△6,149
	私立幼稚園等特別支援教育費補助金	120	120	—
	幼稚園教諭処遇改善事業費補助金	11,040	12,840	△1,800
10.5.1 社会教育総務費	青少年センター補導委員連絡協議会補助金	149	149	—
	市指定文化財保護補助金	397	547	△150
10.5.7 生涯学習振興費	地域振興財団文化・スポーツ振興事業補助金	49,257	49,257	—
	千葉県誕生150周年記念事業補助金	2,000	—	2,000
10.5.10 青少年対策費	青少年相談員連絡協議会補助金	1,100	1,100	—
	地区青少年健全育成連絡協議会補助金	585	585	—
	子ども会育成連絡協議会補助金	350	350	—
	少年少女交歓会実行委員会補助金	100	100	—
10.5.11 スポーツ推進費	スポーツ協会事業補助金	6,102	6,064	38
	未利用地利用広場維持管理事業補助金	486	485	1
	国際少年スポーツ大会運営事業補助金	700	700	—
	レクリエーション協会事業補助金	300	300	—
10.6.1 保健体育総務費	学校保健会補助金	80	80	—
	学校歯科医研修会補助金	50	50	—
	小中学校体育連盟補助金	1,000	1,000	—
令和5年度当初予算に計上されなかった補助金に係る額			(6件) 14,670	
合 計		(103件) 2,210,207	(95件) 1,763,837	(8件) 446,370

(10) 扶助費の内訳

(単位：千円)

歳出科目	名称	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	対前年度 増減額
3.1.1 社会福祉総務費	住居確保給付金	6,768	11,088	△4,320
	中国残留邦人等支援給付費	6,594	6,600	△6
3.1.2 障害者福祉費	成年後見制度利用支援費	1,760	1,664	96
	障害福祉サービス費等	3,103,289	2,835,202	268,087
	自立支援医療費	275,850	268,596	7,254
	補装具費	29,558	21,941	7,617
	地域生活支援事業費	135,240	116,952	18,288
	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費	62	62	—
	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金	494	494	—
	身体障害者自動車運転免許取得費	100	100	—
	身体障害者自動車改造費	100	100	—
	重度心身障害者医療費助成金	311,567	311,129	438
	難病者援護金	17,230	18,028	△798
	障害者診断料助成金	3,395	3,230	165
	障害者グループホーム等入居者家賃助成金	27,814	13,224	14,590
	特別障害者手当等給付費	74,724	75,226	△502
	重度心身障害者福祉手当	119,236	120,939	△1,703
	心身障害児童福祉手当	14,552	14,731	△179
	重度心身障害者介護手当	10,867	9,649	1,218
	精神障害者医療費助成金	840	1,200	△360
	障害者配食サービス費助成金	608	635	△27
	障害者等タクシー利用助成金	12,835	12,835	—
精神障害者施設通所交通費助成金	169	169	—	
3.1.3 老人福祉費	老人成年後見制度利用支援費	216	—	216
	養護老人ホーム措置費	91,079	92,864	△1,785
	高齢者緊急一時保護事業費	58	58	—
	ねたきり老人福祉手当給付費	660	510	150
	在宅重度認知症高齢者手当給付費	1,092	780	312
	ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付費	242	262	△20
	高齢者等配食サービス費助成金	5,713	6,072	△359
	障害者等タクシー利用助成金	3,174	2,916	258
	公共交通機関利用困難高齢者外出支援費	5,412	4,500	912
	介護用品購入費助成金	8,400	8,160	240

(単位：千円)

歳出科目	名 称	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	対前年度 増減額
3.2.2 児童措置費	障害児通所等給付費	1,177,533	1,060,812	116,721
	児童手当	2,975,400	2,988,000	△12,600
	母子生活支援施設措置費	7,563	6,936	627
	入院助産施設措置費	4,200	4,100	100
3.2.3 母子・父子福祉費	児童扶養手当	485,934	511,131	△25,197
	ひとり親家庭等医療費等助成金	46,671	34,108	12,563
	母子・父子家庭自立支援給付金	7,046	6,946	100
3.2.7 子ども医療費	子ども医療費助成金	708,847	722,061	△13,214
3.3.1 生活保護総務費	行旅死病人給付金	675	675	—
3.3.2 扶助費	生活保護費	3,801,746	3,817,529	△15,783
4.1.1 保健衛生総務費	原爆被爆者見舞金	504	516	△12
	墓地、埋葬等に関する法律第9条による火葬執行費	800	—	800
	出産・子育て応援給付金	233,100	—	233,100
4.1.2 予防費	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業自己負担金費用助成金	11	7	4
	定期予防接種（B類）費用助成金	39	39	—
	検診等に係る自己負担金還付金	608	583	25
	任意風しん予防接種費用助成	435	135	300
	緊急風しん抗体検査等費用助成	17	18	△1
	妊婦健康診査費用助成金	3,270	3,488	△218
	新生児聴覚検査助成金	180	96	84
	養育医療費	12,184	12,184	—
	ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成金	4,203	—	4,203
10.2.2 教育振興費 (小学校費)	要保護及び準要保護児童援助費	63,141	60,947	2,194
	特別支援教育就学奨励費	6,199	5,965	234
10.3.2 教育振興費 (中学校費)	要保護及び準要保護生徒援助費	60,604	62,087	△1,483
	特別支援教育就学奨励費	6,716	4,870	1,846
10.4.1 幼稚園費	実費徴収に係る補足給付	2,759	2,904	△145
令和5年度当初予算に計上されなかった扶助費に係る額			15,300	
合 計		13,880,083	13,281,353	598,730

再 掲	目 的 別	民 生 費 計	13,485,313	13,137,698	347,615
		衛 生 費 計	255,351	6,882	248,469
		教 育 費 計	139,419	136,773	2,646

(11) 一般会計主要（重点）事業等

1. とともに支え合い健やかでいきいきと過ごせるまちづくり

(単位：千円)

款	事業名	区分	事業概要	事業費	左のうちの一般財源
民生費	1 子ども企画事業 (こども送迎センター整備 事業委託)	新規	小規模保育事業所の新設に伴い、3歳児以上の受け皿を確保するため、こども送迎センターを整備する。	103,500	70,785
	2 放課後子ども教室推進事業	継続	小学校の余裕教室等を活用して、放課後に子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して、学習や様々な体験・交流活動の機会の提供を推進する。	2,228	713
	3 民間保育園整備事業 (認可保育園増築及び小規模 保育事業所新設事業費補助)	新規	保育所等の待機児童解消に向け、必要な受け皿を確保するため、民間保育園の増築及び小規模保育事業所の新設に対し補助する。	159,032	17,671
	4 保育園運営事業 (八千代台南保育園低年齢 化対応工事)	新規	待機児童が特に多い1・2歳児の受入人数を確保するため、八千代台南保育園の改修工事を行う。	38,500	7,700
	5 民間保育園運営事業 (保育士処遇改善事業費補助)	継続	保育士の確保及び離職防止を図るため、保育士の処遇改善を行う民間保育園等に対し補助する。	250,110	166,740
		新規	保育士の確保及び離職防止を図るため、市内住宅を借り上げて保育士に提供する民間保育園等に対し補助する。	23,424	7,808
	6 児童発達支援センター等整備 事業	継続	児童発達支援センター及びすてっぷ2 1大和田の更新に向け、新施設の建設工事等を行うとともに、現児童発達支援センターの解体工事実施設計を行う。	1,019,826	209,226
7 学童保育事業 (新木戸第二学童保育所整備)	継続	待機児童解消に向け、新木戸小学校敷地内に学童保育所を建設する。	218,199	41,663	
衛生費	8 地域医療対策事業 (看護師等修学資金貸付)	継続	市内における看護師等の確保及び質の向上に資するため、将来市内において看護師等の業務に従事しようとする者に対し修学資金の貸付を行う。	41,920	41,920
		継続	市民が安心・安全に暮らすことができるよう救急医療体制を確保するため、市内の公的病院等が提供する救急医療事業の運営に要する経費に対し補助する。	77,040	77,040
	新規	医療関係者、学識経験者等で構成する協議体を設置し、本市の地域医療のあり方について検討する。	275	275	
	9 出産・子育て応援事業	継続	妊娠の届出時から妊婦等に寄り添い、必要な支援につなぐとともに、子育て世帯等の負担軽減を図る給付事業を一体的に実施する。	240,265	40,349
	10 成人保健事業 (健康診査及びがん検診等 実施)	継続	成人期における健康の保持・増進のため、健康診査、骨粗しょう症検診及びがん検診等を実施し、市民の健康づくりを推進する。	683,212	575,393
教育費	11 幼稚園教育総務事業 (幼稚園教諭等処遇改善事 業費補助)	継続	幼稚園教諭の確保及び離職防止を図るため、幼稚園教諭の処遇改善を行う民間幼稚園に対し補助する。	11,040	11,040

2. 豊かな心と文化を育むまちづくり

(単位：千円)

款	事業名	区分	事業概要	事業費	左のうちの一般財源
教育費	1 外国語指導助手派遣事業	継続	小中義務教育学校に外国語（教育）指導助手を配置することにより，外国語教育の充実及び国際理解の推進を図る。	62,620	61,828
	2 特別支援教育振興事業	継続	障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し，適切な指導及び必要な支援を実施する。	1,288	1,288
	3 コンピュータ教育事業 （教育ネットワークシステム運用管理） （GIGAスクール構想対応端末運用管理）	継続	教育ネットワークシステムを活用し，児童生徒の情報活用能力を高めるとともに，教育の情報化を推進する。	471,671	471,671
		継続	児童生徒に1人1台の端末を整備することにより，個別最適化された教育を推進し，児童生徒の能力を育成する。	108,148	108,148
	4 小学校施設整備事業 （学校施設長寿命化改修）	新規	学校施設の長寿命化を図るため，大和田小学校長寿命化改修工事の実施設計を行う。	93,071	80,301
	5 中学校施設整備事業 （学校施設長寿命化改修）	新規	学校施設の長寿命化を図るため，高津中学校長寿命化改修工事の実施設計を行う。	103,169	88,652
	6 中央図書館運営管理事業 （自動出納書庫整備工事）	新規	中央図書館の大量の図書・資料を効率的に保管するとともに，出納における利用者サービスの迅速化と作業の省力化を図るため，自動出納書庫の整備を行う。	50,000	12,500
	7 市民文化振興事業 （千葉県誕生150周年記念事業補助金）	新規	千葉県誕生150周年記念事業の実施に要する経費を補助することにより，千葉県の文化の魅力を県内外に発信し，地域の活性化を図る。	2,000	1,000
8 総合生涯学習プラザ運営管理事業 （総合生涯学習プラザ照明LED化（ESCO事業）業務委託）	継続	総合生涯学習プラザの省エネルギー化推進と維持管理費の低減を図るため，ESCO事業により照明のLED化を実施する。	960	960	

3. 安心・安全に暮らせるまちづくり

(単位：千円)

款	事業名	区分	事業概要	事業費	左のうちの一般財源	
総務費	災害対策施設整備等事業 (防災拠点整備)	継続	避難所等, 防災拠点となる小中学校等へ整備されている防災設備等の適切な維持管理及び備蓄品等の整備を行う。	14,259	14,259	
		新規	防災道の駅に選定された道の駅やちよへ防災倉庫の整備を行う。	8,969	4,469	
	2	防災啓発事業 (自主防災組織創設・育成)	継続	自主防災組織の結成の促進及び健全な育成を図るため, 補助金を交付するほか, 消火器薬剤の無償詰替え等を行う。	7,367	7,367
	3	防犯対策事業 (防犯灯設置及び維持管理)	継続	市内の道路における夜間の犯罪防止及び通行の安全を図るため, 防犯灯の設置及び維持管理を行う。	71,421	71,421
		(防犯カメラ維持管理及び設置補助)	継続	安心で安全な犯罪のないまちづくりを推進するため, 防犯カメラの維持管理を行うとともに, 自治会等が行う防犯カメラの設置に要する経費に対し補助する。	3,038	2,038
	土木費	4	交通安全施設整備事業	継続	交通事故のない安全な生活を確保するため, 道路照明灯, 防護柵, 区画線, 反射鏡, 道路標識等の交通安全施設の整備及び維持管理を行うとともに, バリアフリー等を考慮し, 各施設への安全で快適なアクセスを充実するため, 歩行支援施設の整備を行う。	109,815
5		急傾斜地崩壊対策事業	継続	急傾斜地法に基づき区域指定された急傾斜地崩壊危険区域における施設の整備及び維持補修を行う。	82,800	22,800
消防費	6	新規	中央消防署八千代台分署の水槽付消防ポンプ自動車 (CD-I型) 及び中央消防署の高規格救急自動車を更新配備する。	125,377	28,677	
		新規	消防団第10分団の消防ポンプ自動車 (CD-I型) を更新配備する。	23,531	4,997	

4. 快適で環境にやさしいまちづくり

(単位：千円)

款	事業名	区分	事業概要	事業費	左のうちの一般財源
総務費	東葉高速鉄道支援事業 (利子補給)	継続	東葉高速鉄道(株)への経営支援として、国・千葉県・船橋市・八千代市による利子補給を行う。	8,973	8,973
	(耐震対策事業費補助)	継続	大規模地震による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を図るため、鉄道事業者が実施する耐震対策事業に対し補助する。	7,733	7,733
衛生費	環境保全総務事業 (第3次環境保全計画等見直し及び(仮称)地域脱炭素ロードマップ等策定業務委託)	継続	第3次環境保全計画、同計画アクションプラン及び地球温暖化対策実行計画における脱炭素に係る目標値等の見直しを行うとともに、2050年のゼロカーボンシティ実現に向けた(仮称)地域脱炭素ロードマップ及び地域気候変動適応計画を策定する。	12,353	12,353
	地球環境保全事業 (住宅用設備等脱炭素化促進事業補助)	継続	家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等(定置用リチウムイオン蓄電システム、家庭用燃料電池システムなど)を導入する者に対し補助する。	14,800	50
	水環境対策事業 (高度処理型浄化槽設置整備事業補助)	継続	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、水環境の保全を図るため、単独処理浄化槽または汲便所から高度処理型浄化槽に転換する者に対し補助する。	18,707	6,594
	リサイクル推進事業 (容器包装プラスチック及び使用製品プラスチックの分別収集並びに再商品化に係る検討業務委託)	新規	循環型社会の形成に向け、プラスチック容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品廃棄物の分別収集並びに再商品化について合理的かつ経済的な方法等を検討する。	8,662	8,662
	浸出水処理施設管理事業 (浸出水処理施設基幹的設備改良)	新規	清掃センター浸出水処理施設の基幹的設備改良工事を施工するために設計図書及び工事発注用仕様書を作成する。	10,010	10,010
	土木費	7 道路橋梁補修事業	継続	市道の道路機能を確保するため、道路の維持補修並びに橋梁・横断歩道橋の長寿命化及び耐震化を推進するにあたり、維持管理コストの縮減を図りつつ、効率的な整備・維持補修等を実施する。	717,766
	8 道路改良事業	継続	市民生活における利便性及び安全性の向上を図るとともに、生活空間として親しみやすい道路環境を創設するため、市道等の整備を行う。	31,267	15,281
	9 公共交通対策事業 (勝田台駅南口エレベーター等設置費補助)	新規	京成電鉄(株)が行う勝田台駅南口エレベーター等設置工事に対し補助する。	138,284	31,251

4. 快適で環境にやさしいまちづくり (つづき)

(単位：千円)

款	事業名	区分	事業概要	事業費	左のうちの一般財源
土木費	建築事務事業 (危険コンクリートブロック塀等撤去費補助)	継続	倒壊により通行人等へ危害及び避難、救護活動に支障を及ぼすおそれのある道路沿いに設置された民間ブロック塀等の撤去費用に対し補助する。	1,500	450
	(木造住宅耐震改修費補助)	継続	昭和56年以前に着工された木造住宅を対象とした耐震改修費用に対し補助する。	2,000	500
	(マンション耐震診断費補助)	継続	昭和56年以前に着工されたマンションを対象とした耐震診断費用に対し補助する。	1,234	459
	(特定空家等解体工事)	継続	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、保安上危険となるおそれのある管理者不特定の特定空家等について建物の除却を行う。	32,806	20,975
	(空家リフォーム費補助)	継続	空家等対策計画に基づき、空家等の利活用を促進し、良好な住環境の保全を図るとともに、移住、定住及び地域の活性化を促進するため、空家バンクに登録された住宅を購入した者に対し、リフォーム費用の一部を補助する。	2,100	1,350
11	街路建設事業	継続	都市計画道路3・4・1号新木戸上高野原線及び3・4・12号八千代台南勝田台線の道路築造に関する事業等を行う。	191,089	182,764
12	都市公園管理事業 (八千代総合運動公園旧水泳場解体撤去工事)	新規	八千代総合運動公園旧水泳場の解体撤去工事を行い、多目的広場として整備する。	211,715	60,315
13	都市公園建設事業 (かわまちづくり計画八千代橋水辺拠点整備工事)	新規	かわまちづくり計画における八千代橋水辺拠点の整備工事を行う。	53,773	13,473
14	緑地保全事業 (ミニバラ苗購入)	継続	市の花であるバラを普及・啓発するため、小学校及び義務教育学校の新入生に入学記念としてミニバラ苗を配布する。	1,694	1,694
	(勝田市民の森用地取得)	継続	市街化区域内に残された貴重な緑地保全のため、勝田市民の森の用地を取得する。	89,006	6,046
	(新川千本桜植替工事)	継続	病気等で枯損した新川千本桜を復旧するため、桜の苗木の植栽工事を行う。	12,621	0

5. 産業が元気なまちづくり

(単位：千円)

款	事業名	区分	事業概要	事業費	左のうちの一般財源
農林水産業費	1 農業振興事業 (経営開始資金)	継続	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する。	12,000	0
	(経営発展支援事業補助)	継続	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。	15,000	0
	2 農業農村振興事業 (多面的機能発揮促進事業補助)	継続	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を図る。	5,491	1,374
商工費	3 中小企業資金融資事業 (中小企業資金融資利子補給)	継続	中小企業者の負担を軽減するため、利子補給を行う。	20,671	20,671
	(創業支援資金利子補給)	継続	市内での創業を促すため、創業者に対し利子補給を行う。	791	791
	4 観光推進事業 (八千代ふるさと親子祭・八千代どーんと祭・源右衛門祭補助)	継続	市の観光及び産業の振興に資することを目的として、八千代ふるさと親子祭、八千代どーんと祭及び源右衛門祭の実施に係る経費に対し補助する。	34,570	34,570

6. 計画の推進のために

(単位：千円)

款	事業名	区分	事業概要	事業費	左のうちの一般財源
総務費	1 公共施設マネジメント事業 (包括施設管理)	継続	施設の適正管理及び事務量の低減を図るため、公共施設の点検・保守等を包括的に管理する。	88,152	87,835
	2 企画政策調整事業 (総合計画及び総合戦略策定)	新規	第5次総合計画前期基本計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和6年度をもって期間満了となることから、次期計画を策定する。	12,003	12,003
	3 行政情報システム運用管理 事業 (施設使用料等キャッシュレス決済導入)	新規	総合生涯学習プラザ、市民会館及び自転車駐車場等施設の使用料等について、スマートフォンアプリによるキャッシュレス決済(QRコード決済)を導入する。	415	415
	4 地域集会施設事業 (集会施設設置費補助)	継続	地域団体が行う集会施設の設置費に対し補助する。	10,000	10,000
	5 庁舎建設事業 (新庁舎建設工事)	新規	設計施工一括発注方式により新庁舎建設工事を行う。	59,393	0

(12) 特別会計予算の概要

○ 国民健康保険事業特別会計【予算規模 164億9,094万9千円, 5.0%の増】

(単位：千円)

事業名	事業概要	予算額
一般被保険者療養給付費	一般被保険者に係る診療費等の療養の給付。	9,838,981
一般被保険者医療給付費分	県の国民健康保険保険給付費等交付金（一般被保険者医療給付費分）の交付に要する費用に充てるための国民健康保険事業費納付金。	2,973,823
健康増進事業	被保険者に対し，生活習慣病における医療機関受診勧奨及び糖尿病性腎症重症化予防指導を行う。	21,657

○ 介護保険事業特別会計【予算規模 147億9,088万2千円, 4.0%の増】

(単位：千円)

事業名	事業概要	予算額
介護サービス等諸費	介護が必要と認定された者に，居宅・施設介護サービス費等を支給する。	12,790,680
認知症総合支援事業	市内各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し，認知症の人を早期に医療や介護に繋げるための支援や住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けられる体制整備を行う。	12,095

○ 墓地事業特別会計【予算規模 6,784万7千円, 59.5%の増】

(単位：千円)

事業名	事業概要	予算額
市営霊園運営管理事業	市民の福祉の増進を図ることを目的とした，霊園施設の運営管理及び合葬式墓地納骨壇の増設を行う。	38,640

○ 後期高齢者医療特別会計【予算規模 29億9,518万1千円, 1.3%の増】

(単位：千円)

事業名	事業概要	予算額
後期高齢者医療保険料納付金	納付された保険料，延滞金及び軽減した保険料に対する保険基盤安定負担金を広域連合へ納付する。	2,929,187

(13) 公営企業会計予算の概要

○ 水道事業会計【予算規模 74億6,686万2千円, 20.2%の減】

(単位：千円)

事業概要	予算額
○配水管等布設事業 ・安定給水を確保するための管網の整備及び未給水区域への配水管等の布設により生活環境の向上を図る。 配水管布設工事 440m	74,283
○管路耐震化事業 ・水道管路施設耐震化計画に基づき、重要給水施設管路等を優先的にダクタイル鋳鉄管へ布設替えし、地震・災害に強い管網整備を行う。 配水管等改良工事 2,884m	1,021,535
○村上給水場施設改良事業 ・老朽化した村上給水場を改良し、水の安定供給を図る。 村上給水場施設改良工事 (令和元～5年度の5か年継続事業・継続費総額 4,480,270)	606,451
○八千代台浄水場施設改良事業 ・老朽化した八千代台浄水場を改良し、水の安定供給を図る。 八千代台浄水場施設改良工事 (令和5・6年度の2か年継続事業・継続費総額 811,200)	113,036

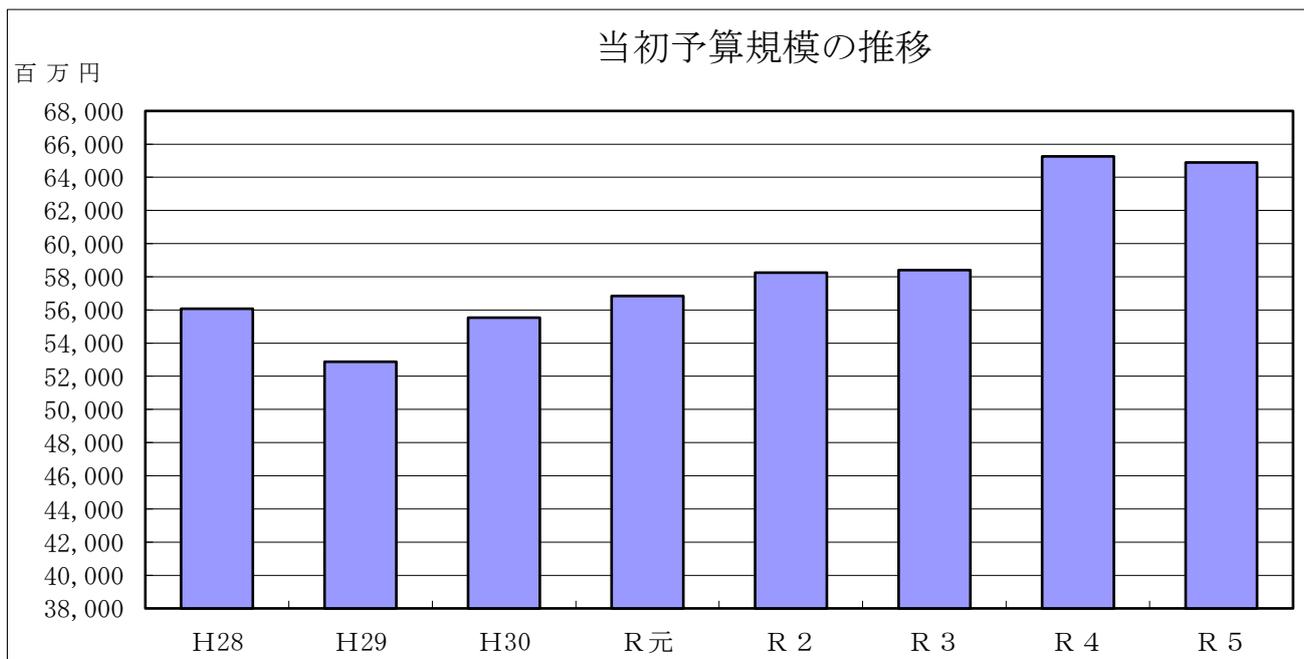
○ 公共下水道事業会計【予算規模 50億879万9千円, 18.7%の減】

(単位：千円)

事業概要	予算額
○汚水管渠整備事業 ・生活環境の改善及び公共用水域の水質保全のため、汚水管渠の整備を実施する。 上下水道局庁舎移転に伴う汚水管渠築造工事 汚水管布設 83m	123,268
○雨水管渠整備事業 ・局所的な集中豪雨や都市化の進展に伴う雨水流出量の増大による浸水被害の軽減を図るため、雨水管渠の整備を実施する。 八千代1号幹線浸水対策に伴う枝線接続工事 雨水管布設 76m	276,507

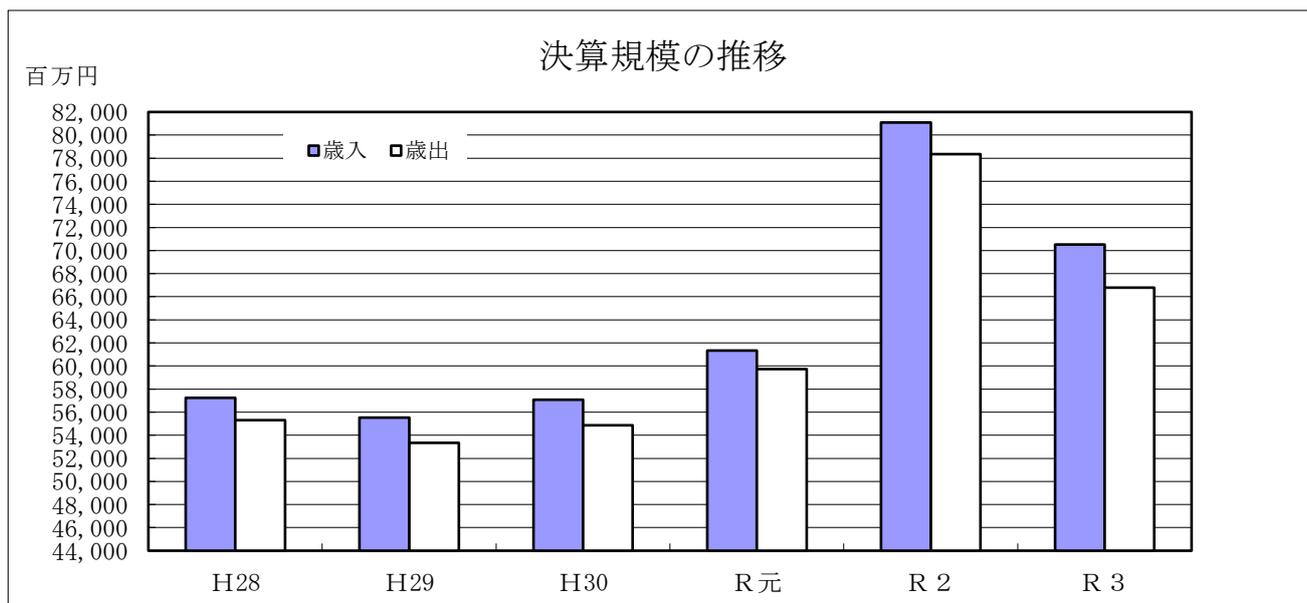
3 資料編

(1) 一般会計当初予算規模等の推移



(単位：百万円, %)

年 度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
予 算 額	56,081	52,880	55,538	56,850	58,250	58,410	65,260	64,896
伸 び 率	0.0	△ 5.7	5.0	2.4	2.5	0.3	11.7	△ 0.6



(単位：百万円)

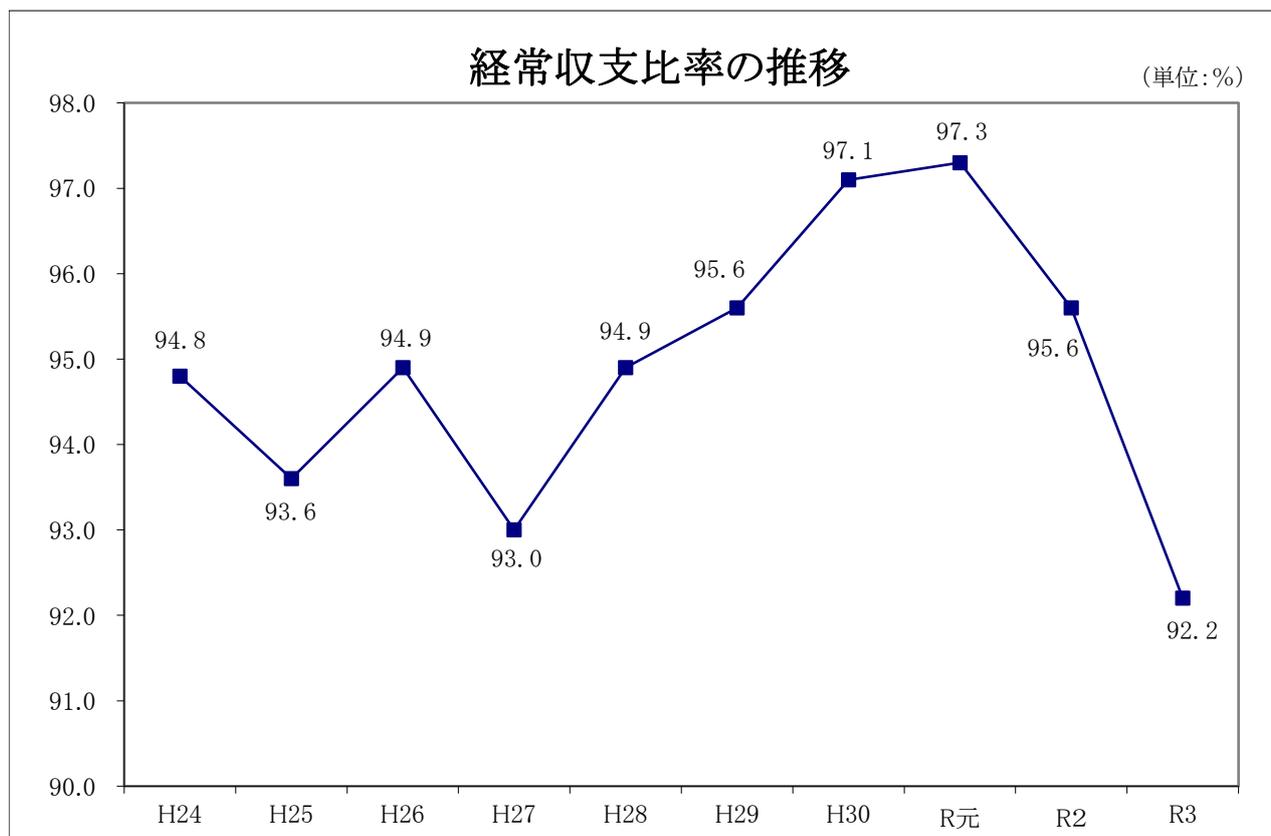
年 度	H28	H29	H30	R元	R2	R3
歳 入	57,245	55,531	57,085	61,330	81,082	70,530
歳 出	55,310	53,333	54,852	59,733	78,358	66,800

(2) 一般会計当初予算節別の推移

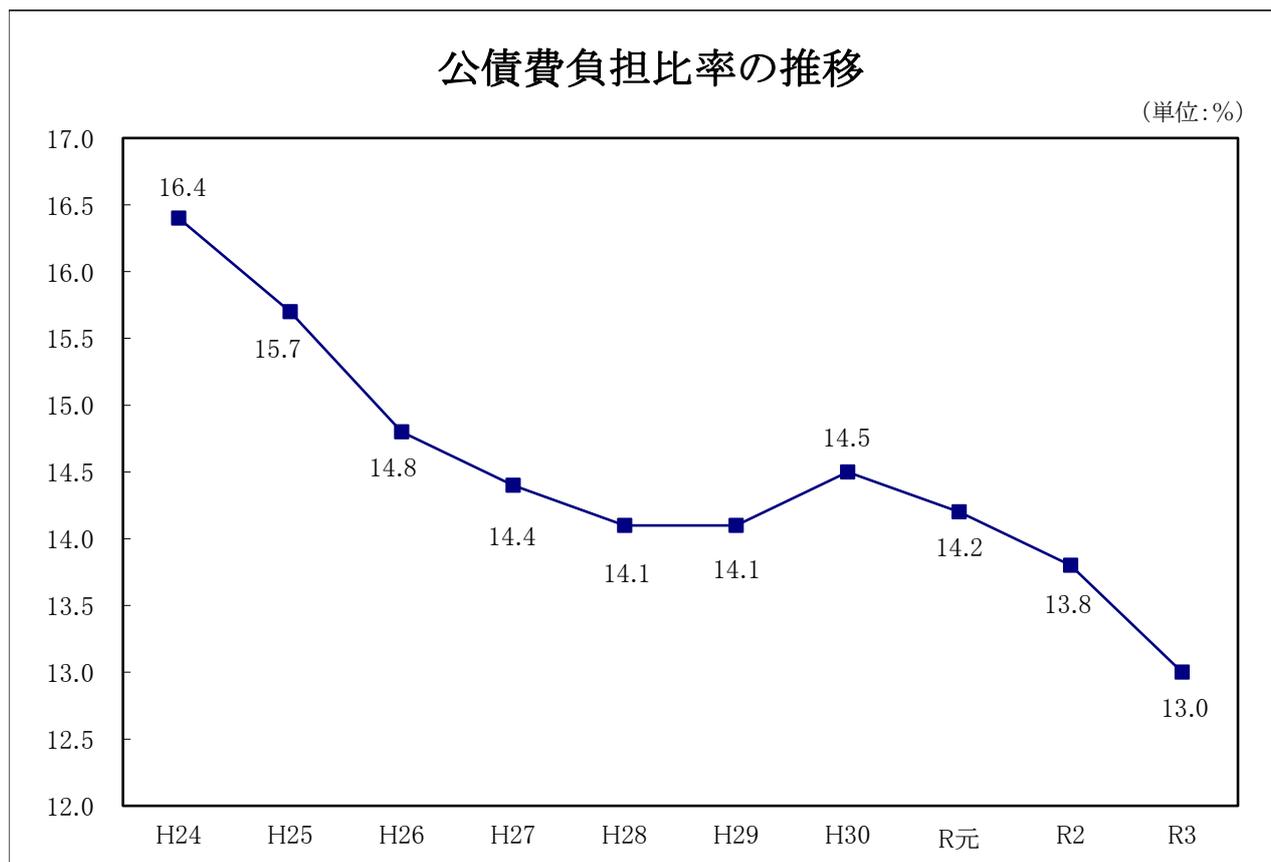
(単位：千円、%)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増 減 率					
						2年/元年	3年/2年	4年/3年	5年/4年	5年/元年	
1. 報酬	398,973	1,189,820	1,247,697	1,303,264	1,421,641	198.2	4.9	4.5	9.1	256.3	
2. 給料	4,596,575	4,535,568	4,461,736	4,527,636	4,632,377	△1.3	△1.6	1.5	2.3	0.8	
3. 職員手当等	3,587,749	3,616,069	3,626,991	3,591,767	3,719,425	0.8	0.3	△1.0	3.6	3.7	
4. 共済費	1,756,827	1,784,769	1,734,329	1,749,462	1,850,499	1.6	△2.8	0.9	5.8	5.3	
5. 災害補償費											
6. 恩給及び退職手当											
7. 報償費	65,735	125,781	56,742	54,941	69,668	91.3	△54.9	△3.2	26.8	6.0	
8. 旅費	20,093	76,706	62,445	56,682	81,130	281.8	△18.6	△9.2	43.1	303.8	
9. 交際費	1,864	1,793	1,821	1,816	1,809	△3.8	1.6	△0.3	△0.4	△3.0	
10. 需用費	2,591,631	2,724,574	2,545,821	2,574,004	3,114,336	5.1	△6.6	1.1	21.0	20.2	
細 節	消耗品費	386,160	465,655	382,348	373,821	407,725	20.6	△17.9	△2.2	9.1	5.6
	燃料費	54,652	42,988	36,235	40,979	42,786	△21.3	△15.7	13.1	4.4	△21.7
	食糧費	1,292	1,382	328	368	1,388	7.0	△76.3	12.2	277.2	7.4
	印刷製本費	157,300	154,497	149,458	147,402	143,818	△1.8	△3.3	△1.4	△2.4	△8.6
	光熱水費	917,775	962,947	918,559	942,176	1,457,089	4.9	△4.6	2.6	54.7	58.8
	修繕料	140,470	169,290	136,108	143,600	145,176	20.5	△19.6	5.5	1.1	3.4
	賄材料費	933,952	927,781	922,751	925,606	916,292	△0.7	△0.5	0.3	△1.0	△1.9
	医薬材料費	30	34	34	52	62	13.3	—	52.9	19.2	106.7
11. 役務費	947,087	1,026,993	1,049,724	1,160,017	1,183,794	8.4	2.2	10.5	2.0	25.0	
細 節	通信運搬費	846,459	906,886	939,556	1,029,464	1,050,436	7.1	3.6	9.6	2.0	24.1
	広告料	55	114	55	55	55	107.3	△51.8	—	—	—
	手数料	82,660	101,930	91,531	111,810	113,983	23.3	△10.2	22.2	1.9	37.9
	保険料	17,913	18,063	18,582	18,688	19,320	0.8	2.9	0.6	3.4	7.9
12. 委託料	7,207,757	7,574,060	7,547,909	9,145,584	8,851,157	5.1	△0.3	21.2	△3.2	22.8	
13. 使用料及び賃借料	383,506	390,164	465,610	526,129	540,758	1.7	19.3	13.0	2.8	41.0	
14. 工事請負費	2,356,231	2,253,074	2,593,436	3,940,082	3,360,684	△4.4	15.1	51.9	△14.7	42.6	
15. 原材料費	6,673	6,709	5,610	5,862	5,985	0.5	△16.4	4.5	2.1	△10.3	
16. 公有財産購入費	407,186	558,462	369,151	2,329,825	327,550	37.2	△33.9	531.1	△85.9	△19.6	
17. 備品購入費	128,954	112,173	149,518	147,629	282,159	△13.0	33.3	△1.3	91.1	118.8	
18. 負担金補助及び交付金	9,169,304	10,041,568	9,897,081	10,314,394	11,351,120	9.5	△1.4	4.2	10.1	23.8	
19. 扶助費	12,254,690	12,108,772	12,440,100	13,281,353	13,880,083	△1.2	2.7	6.8	4.5	13.3	
20. 貸付金	333,160	342,880	343,960	344,920	341,920	2.9	0.3	0.3	△0.9	2.6	
21. 補償補填及び賠償金	350,867	112,100	9,700	7,300	800	△68.1	△91.3	△24.7	△89.0	△99.8	
22. 償還金利子及び割引料	5,885,174	5,843,542	5,822,930	5,886,787	5,535,100	△0.7	△0.4	1.1	△6.0	△5.9	
23. 投資及び出資金	67,351	20,000				△70.3	皆減			皆減	
24. 積立金	47,327	96,786	84,884	182,806	163,687	104.5	△12.3	115.4	△10.5	245.9	
25. 寄附金											
26. 公課費	3,998	3,900	4,131	3,822	4,146	△2.5	5.9	△7.5	8.5	3.7	
27. 繰出金	3,461,792	3,603,737	3,788,674	4,023,918	4,076,172	4.1	5.1	6.2	1.3	17.7	
予備費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	—	—	—	—	—	
貸金	719,496					皆減				皆減	
合 計	56,850,000	58,250,000	58,410,000	65,260,000	64,896,000	2.5	0.3	11.7	△0.6	14.2	

(3) 決算数値から見た各指標の推移

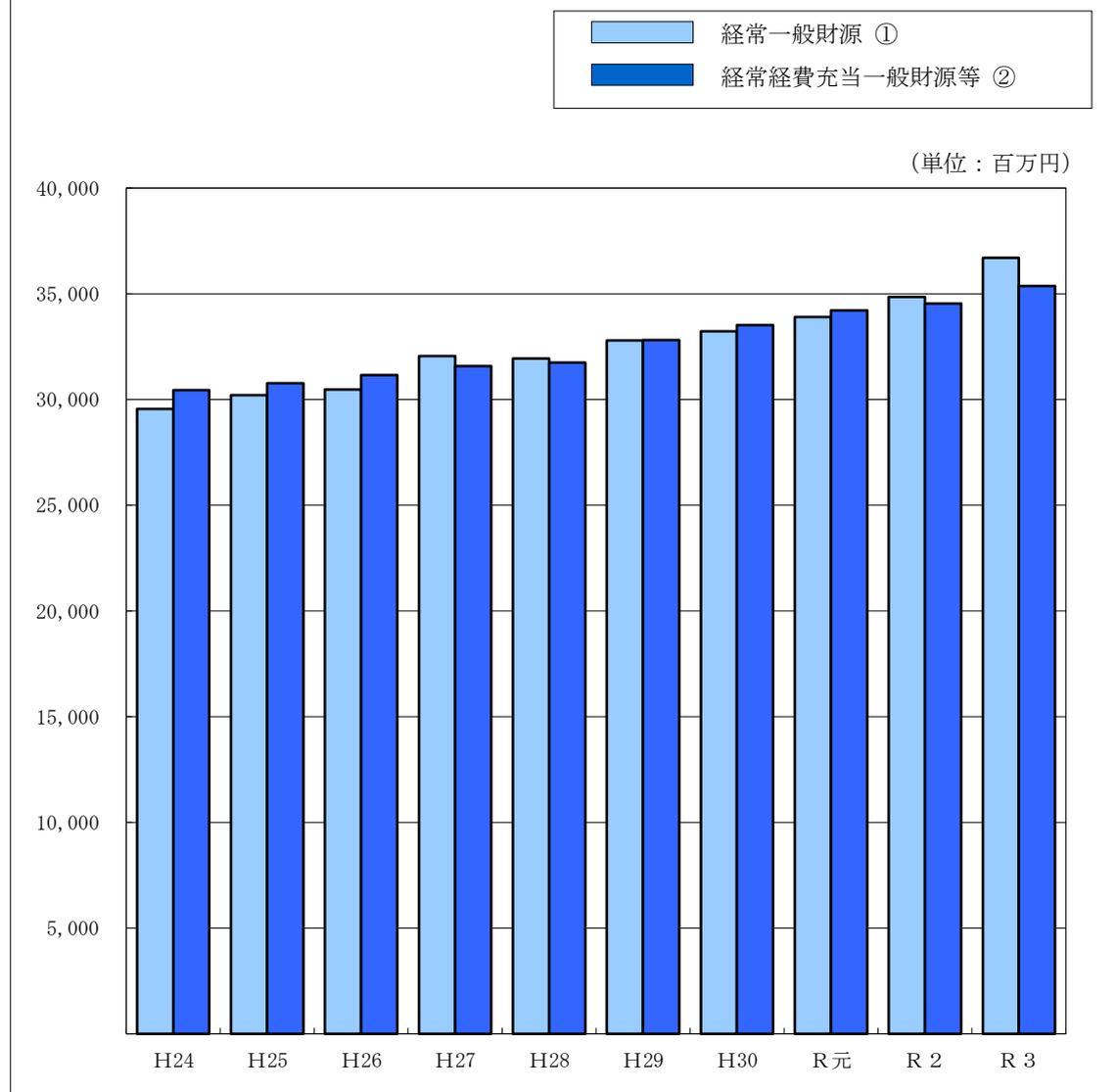


※ 令和3年度の全国市町村平均値は88.9%, 千葉県内市平均値は88.8%, 千葉県内類似団体平均値は92.9%となっています



※ 一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

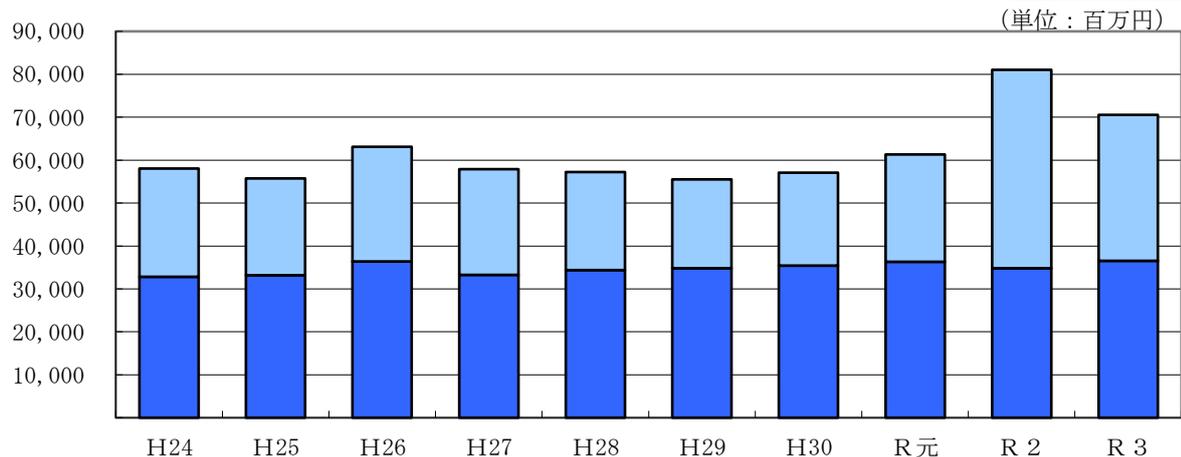
経常一般財源と経常経費充当一般財源等の推移



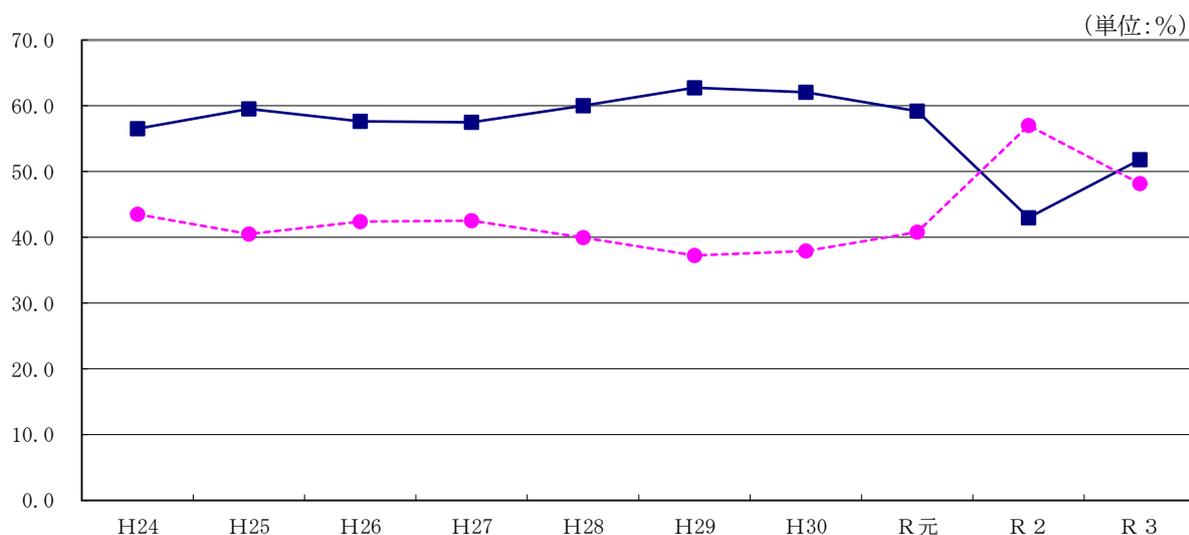
(単位：千円)

年 度	経常一般財源①	経常経費充当一般財源等②	①－②
H24	29,560,608	30,438,199	△ 877,591
H25	30,208,725	30,771,712	△ 562,987
H26	30,477,225	31,150,428	△ 673,203
H27	32,061,439	31,585,261	476,178
H28	31,939,282	31,743,627	195,655
H29	32,791,558	32,804,874	△ 13,316
H30	33,221,466	33,522,125	△ 300,659
R元	33,910,695	34,217,507	△ 306,812
R 2	34,844,135	34,540,239	303,896
R 3	36,696,748	35,362,037	1,334,711

普通会計自主財源と依存財源の推移



自主財源比率と依存財源比率の推移

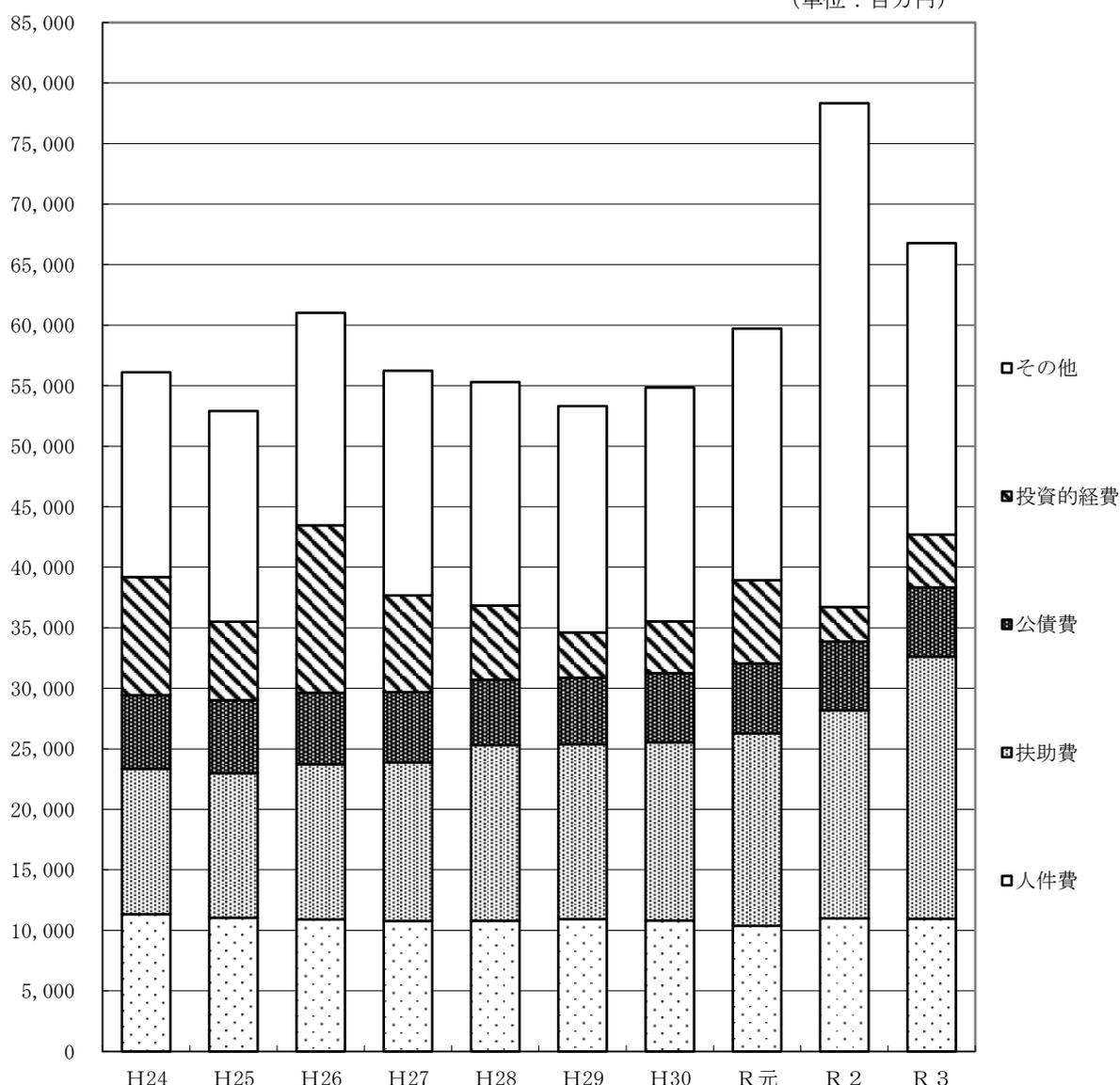


(単位：千円，%)

年 度	自主財源	依存財源	自主財源比率	依存財源比率
H24	32,815,732	25,256,306	56.5	43.5
H25	33,159,082	22,551,110	59.5	40.5
H26	36,372,050	26,749,750	57.6	42.4
H27	33,259,426	24,601,270	57.5	42.5
H28	34,364,592	22,870,037	60.0	40.0
H29	34,837,507	20,676,893	62.8	37.2
H30	35,430,192	21,647,962	62.1	37.9
R元	36,305,729	25,012,989	59.2	40.8
R2	34,852,021	46,203,057	43.0	57.0
R3	36,529,694	33,976,896	51.8	48.2

普通会計性質別決算状況

(単位：百万円)



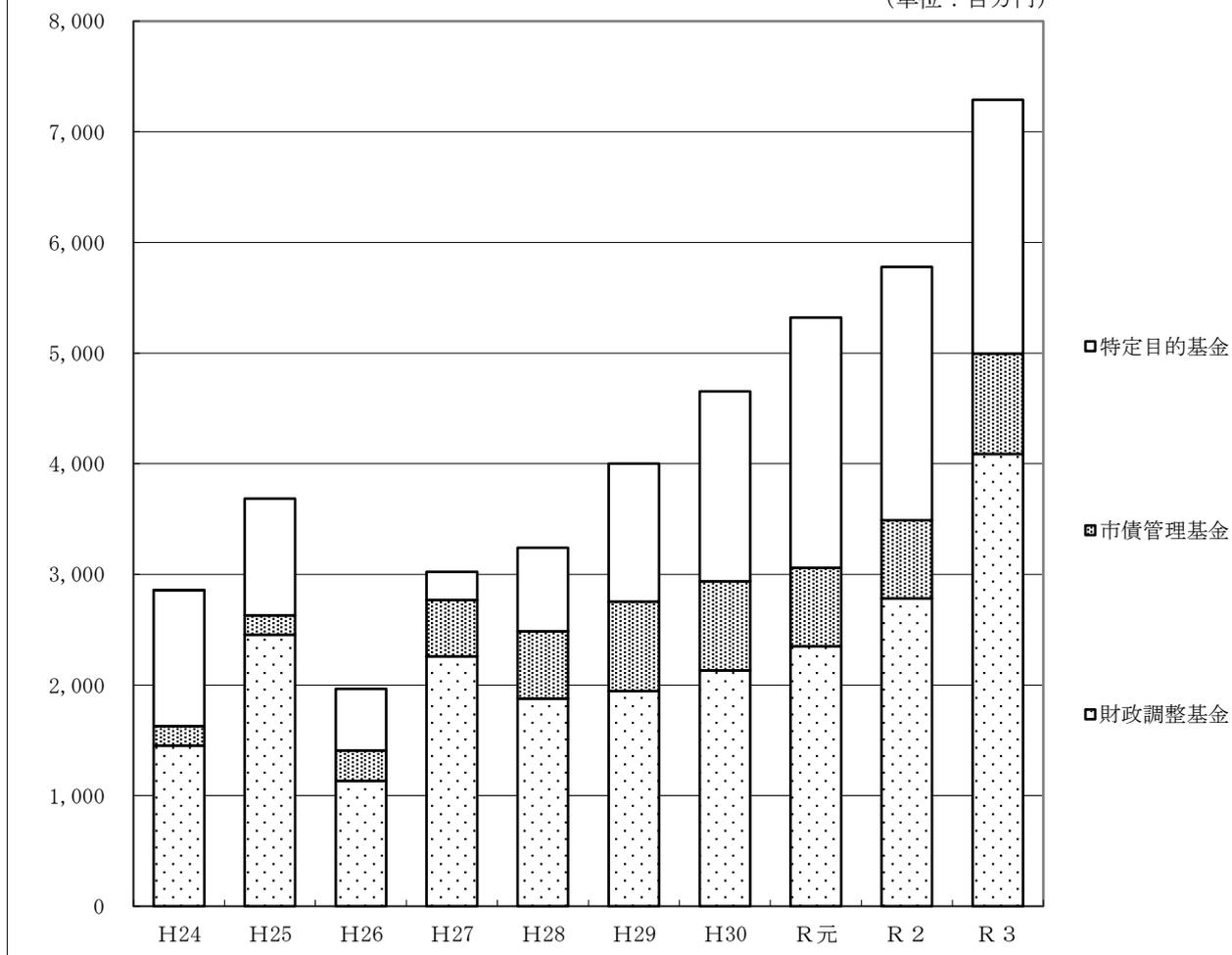
(単位：千円)

年 度	人件費	扶助費	公債費	投資的経費	その他	計
H24	11,344,872	12,007,995	6,085,932	9,752,718	16,918,171	56,109,688
H25	11,046,580	11,947,625	6,034,283	6,478,275	17,405,053	52,911,816
H26	10,906,619	12,822,385	5,911,849	13,825,272	17,555,795	61,021,920
H27	10,776,795	13,105,265	5,805,025	7,983,907	18,566,245	56,237,237
H28	10,802,865	14,516,669	5,391,026	6,127,319	18,462,149	55,300,028
H29	10,932,843	14,459,975	5,493,990	3,729,323	18,699,681	53,315,812
H30	10,817,707	14,732,613	5,700,721	4,281,244	19,313,052	54,845,337
R元	10,378,008	15,891,734	5,789,822	6,869,782	20,792,272	59,721,618
R2	10,989,445	17,197,112	5,680,513	2,851,530	41,612,863	78,331,463
R3	10,967,696	21,645,811	5,724,307	4,361,369	24,076,881	66,776,064

※「その他」については、物件費、維持補修費、繰出金等となっています。

普通会計基金残高の推移

(単位：百万円)



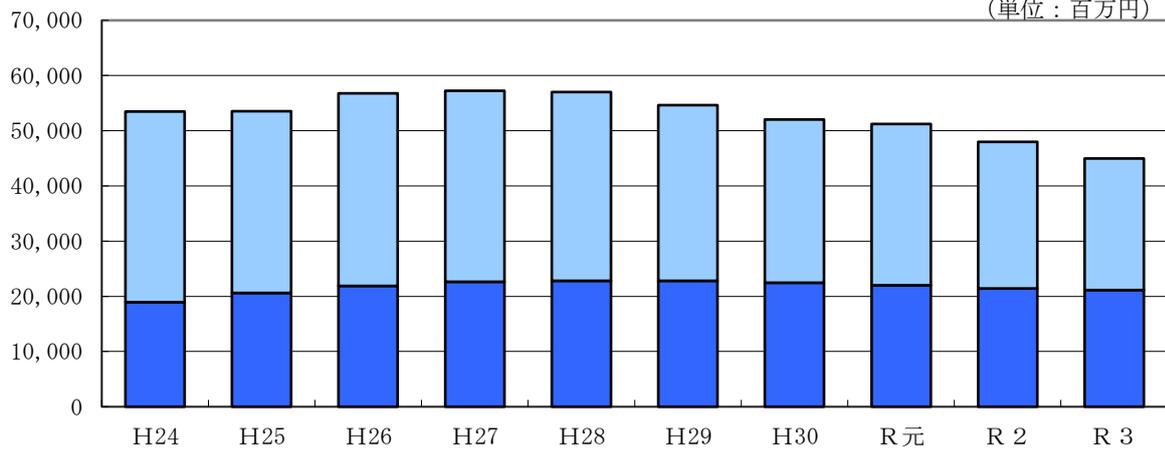
(単位：千円)

年 度	財政調整基金	市債管理基金	特定目的基金	計
H24	1,454,308	172,665	1,228,256	2,855,229
H25	2,454,946	172,948	1,054,691	3,682,585
H26	1,133,202	273,462	559,470	1,966,134
H27	2,259,556	507,658	253,829	3,021,043
H28	1,878,292	608,116	752,286	3,238,694
H29	1,946,274	808,176	1,245,093	3,999,543
H30	2,130,361	808,257	1,714,415	4,653,033
R元	2,350,014	708,776	2,262,426	5,321,216
R2	2,780,958	709,023	2,289,313	5,779,294
R3	4,087,334	909,270	2,292,584	7,289,188

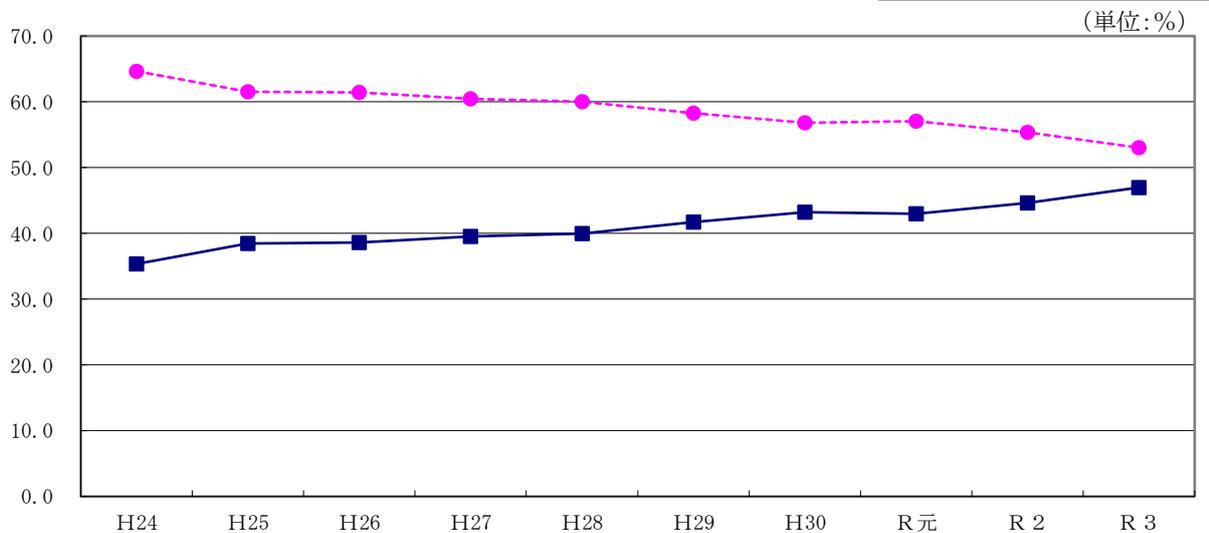
※「特定目的基金」については、仮称市民の美術館建設基金（平成26年度廃止）、八千代こども国際平和文化基金、福祉基金、クリーン基金、市営霊園基金、庁舎整備基金、ふるさと応援基金、森林環境譲与税基金となっています。

※平成25年度の財政調整基金残高には、地域の元気臨時交付金793,484千円の積立が含まれています。

普通会計地方債現在高の推移



臨時財政対策債とその他の地方債の割合の推移



(単位：千円，%)

年 度	臨時財政対策債	その他の地方債	臨時財政対策債の割合	その他の地方債の割合
H24	18,907,303	34,586,599	35.3	64.7
H25	20,601,531	32,957,430	38.5	61.5
H26	21,912,446	34,874,456	38.6	61.4
H27	22,639,913	34,616,435	39.5	60.5
H28	22,787,314	34,235,825	40.0	60.0
H29	22,792,709	31,821,429	41.7	58.3
H30	22,465,645	29,541,436	43.2	56.8
R元	21,989,494	29,202,592	43.0	57.0
R2	21,413,720	26,554,724	44.6	55.4
R3	21,117,320	23,833,993	47.0	53.0

(4) 予算編成方針

財 第 5 1 9 号

令和4年9月13日

各 部 局 長
教 育 次 長 様
消 防 長

副 市 長

令和5年度予算編成方針について（依命通達）

1 国の動向と地方財政の課題

国は令和5年度予算の概算要求に当たって、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化している。

また、「令和5年度の地方財政の課題」において、地方団体が、新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、デジタル変革への対応やグリーン化の推進、地方への人の流れの強化等による活力ある地域づくりの推進、防災・減災、国土強靱化を始めとする安全・安心なくらしの実現、人への投資など、持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な財政基盤を確保することが示されている。

さらに、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの利活用拡大等による住民サービスの向上のための取組の推進や自治体情報システムの標準化・共通化など自治体DXを推進するとともに、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」等による財政マネジメントの強化が地方団体における課題とされている。

2 市財政の現状と課題

上記のような方向性が示される中、本市においても国・県と基調を合わせ

た財政運営に努め、緑が丘西地区の開発の進展等に伴う市税の堅調な伸びを背景に財政力指数は高い数値で推移してきたものの、経常収支比率の高止まりによる財政の硬直化が続いてきた。

令和3年度普通会計決算においては、普通交付税及び地方消費税交付金等の歳入の伸びに伴い、経常収支比率は対前年度比3.4ポイント減の92.2%、公債費負担比率は対前年度比0.8ポイント減の13.0%と大幅な改善となった。

財政調整基金については、前年度から約13億円増の約40億8千万円、標準財政規模の約11.1%となり、潤沢とはいえないが、一定の確保がなされているところである。

地方債現在高は、前年度から約30億円減の約450億円となっている。これら4つの財政指標については、八千代市財政運営の基本的計画に定めている、令和6年度中間目標値を達成した状況となっている。

そのほかの指標では、財政健全化の状態を判断する実質公債費比率は0.3ポイント減の5.9%、将来負担比率は9.8ポイント減の5.5%と改善が見られたところである。

このように本市の財政状況は改善の兆しがみられるものの、令和3年度の決算状況については、国の歳入の上振れに伴い、令和3年12月に普通交付税の追加交付があったこと、地方消費税交付金や法人事業税交付金等の各種交付金の上振れ、普通財産の売却に伴う財産収入の増など、例年と大きく状況が異なるものである。

新型コロナウイルス感染症については、第7波により過去最多の感染者となるなど未だ収束が見えず、それに加え、ウクライナ情勢の長期化や急激な円安等による原油価格・物価高騰等の厳しい状況が続き、市民生活及び本市の財政状況に対して深刻な影響を及ぼしているところである。

こうした中、少子高齢化対策、防災・減災、公共施設等の適正配置、デジタル化の推進といった諸課題のための財源を生み出すためには、職員一人ひとりが危機感をもって、財政健全化に向けて取り組みを行っていく必要がある。

3 予算編成の基本的方針

令和5年度当初予算編成に当たっては、国の経済状況については回復の兆しがあるものの、新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰の影響に伴い、法人収益への悪化も懸念され、市税収入等に対しても不透明感がある。また、「財政運営の基本的計画」の中長期財政収支見通しにおいても歳出超過が見込まれているところであり、今後も扶助費、物件費などの増が見込まれること、原油価格・物価高騰によって燃料費、光熱水費や資材価格等の高騰が想定されることから、さらなる経常経費の縮減を講じない限り、経常収支比率の上昇は避けられず、普通建設事業費等の投資的経費や新規事業に取り組む財源を確保することが困難な状況となっている。

市民の生活を守ること、ウィズコロナを踏まえた社会情勢の変化に対応した施策を実施していくこと、近年激甚化している自然災害に備えるためにも、限られた財源を効率的かつ効果的に配分し、「最少の経費で最大の効果」を挙げるため、全ての事業について緊急性や必要性、費用対効果を十分に検証した上で見直しに取り組むこととし、将来を見据えた持続可能な財政運営を推進するため、以下の基本的方針に基づき予算編成を行うこととする。

【基本的方針】

①市民の安心・安全への対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底し、市民の生命・健康を守ることを最優先課題とすること。国内の感染状況、国・県の動向を注視し、大規模イベントについては、慎重な判断をすること。対策に係る経費の財源確保のため、不要・不急な事業の精査を徹底すること。
- ・ 災害に向けた防災・減災への対策、公共施設の老朽化対策、待機児童対策を主とした子育て支援策など、市民の安心・安全に関する行政課題に対応するための経費について、優先度を考慮し、適切に予算要求すること。公共施設の老朽化対策に当たっては、「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設等個別施設計画」の趣旨に則り、公共施設の再配置、統廃合を含めた全体最適化を図ること。

②財政健全化への対応

- ・ 経常的経費については、経常経費充当一般財源（歳出）を、経常一般財源等（歳入）以下とし、歳入に見合った歳出とする原則のもと予算編成を行う必要がある。そのため、行政サービスのあり方を再検討し、義務的経費を含め、対象事業の重点化・効率化を図るため、事業の統廃合も視野に入れた大胆な見直しを積極的に図ること。見直しにあたっては、「行財政改革推進ビジョン」及び行財政改革推進委員会からの「財政健全化に向けた取組についての提言書」を踏まえて対応すること。
- ・ 新規・拡充事業の要求にあたっては、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを原則とすること。
- ・ 財源確保のため、国などの予算編成の動向に注目し、補助制度を積極的に活用すること。
- ・ 歳入不足が見込まれることから、市税等の徴収率向上や新たな歳入の確保に努めること。
- ・ 市単独で実施している補助金及び扶助費について、必要性等を厳格に検証し、事業内容の見直し、整理統合、廃止の検討をすること。

③原油価格・物価高騰等への対応

- ・ 原油価格・物価高騰等に伴う経費の増額の要求にあたっては、使用料・手数料等の見直しにより、受益者負担の適正化や経費の増額に見合う歳入の確保に努めること。困難な場合にあっては、既存事業の廃止を検討すること。

④総合計画等の着実な推進

- ・ 「第5次総合計画」や各部局で所管する市の計画に掲げた施策について、その実施時期や内容、優先度、市民ニーズ等を検証し、財政状況等を勘案した上で、事業の見直し等も検討することとし、実施中の事業であっても経費の節減に努めつつ、各計画に掲げた施策の効果的かつ着実な推進に配慮した予算要求とすること。
- ・ グリーントランスフォーメーション（GX）及びデジタルトランスフォーメーション（DX）の効果的かつ着実な推進に取り組むこと。

⑤職員定数管理の適正化・職員の資質の向上等への対応

- ・ 今後の人口減少に対応するため、効果的・効率的な執行体制の確立に向けた最適な人員配置に努めるとともに、職員一人ひとりの資質向上を図ること。

※ その他，予算編成上の詳細については，予算編成要領を参照すること



**YACHIYO
CITY**